

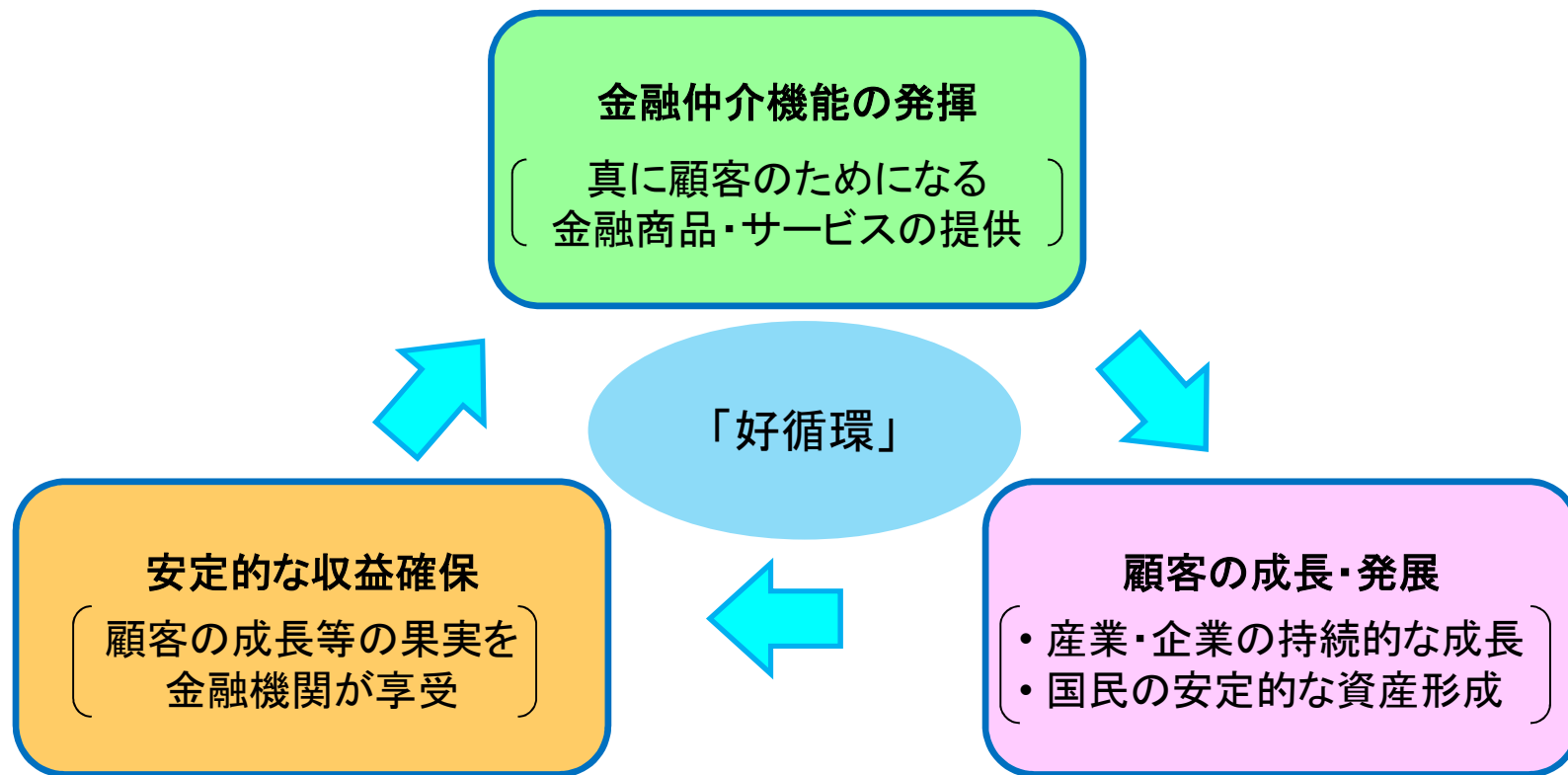
金融モニタリング基本方針の概要 (平成26事務年度)

平成26年9月

金融庁

I 今事務年度の監督・検査の基本的な考え方

デフレ脱却と「好循環」の実現



(金融仲介機能発揮の前提としての)
金融システム・金融機関の健全性の維持

Ⅱ 重点施策 ①

1. 顧客ニーズに応える経営

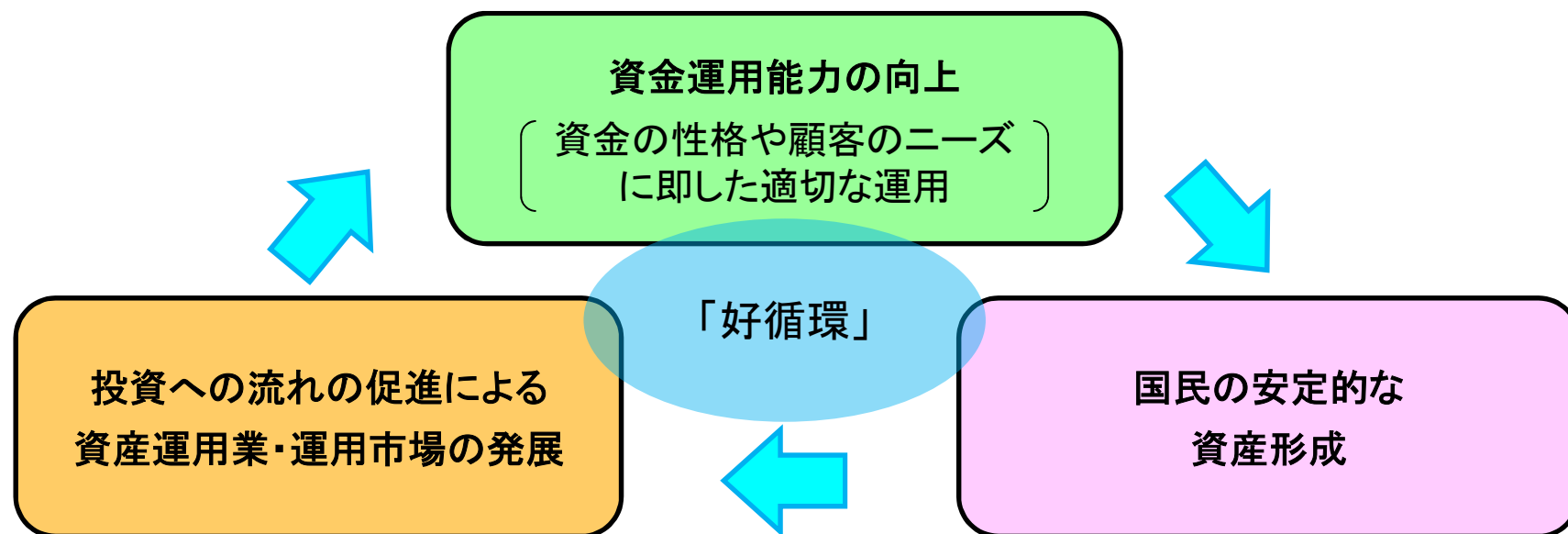
- － 金融機関が顧客を第一に考え、真に顧客の利益になる金融商品・サービスを提供しているか検証。
 - （例）・優越的地位の濫用や利益相反が生じていないか。
 - ・手数料や系列関係にとらわれることなく金融商品・サービスが提供されているか。

2. 事業性評価に基づく融資等

- － 企業活動の国際化や人口減少が進展する中、企業・産業が活力を保って経済を牽引することが重要。
 - グローバル企業・産業の国際競争力維持・強化。
 - 人手不足の中、ローカル企業・産業の生産性向上による雇用や賃金の改善。
- － 銀行等が財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容、成長可能性を適切に評価し、融資や助言を行うための取組みを検証。

Ⅱ 重点施策②

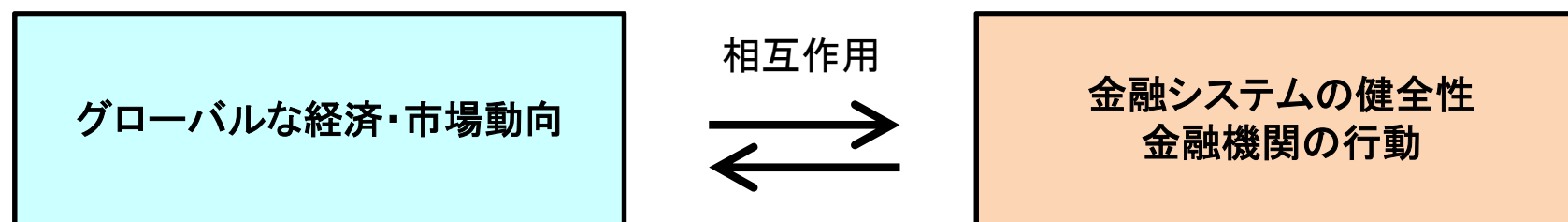
3. 資産運用の高度化



- 商品開発・販売・運用等それぞれに携わる金融機関がその役割・責任(フィデューシャリー・デューティー)を果たすことが必要。
- 金融機関の経営姿勢、提供されている商品・サービス、業績評価等について検証。
- 金融機関自身による有価証券運用についても、資産規模や資金の性格に見合った運用やリスク管理が行われているか検証。

Ⅱ 重点施策 ③

4. マクロ・プルーデンス



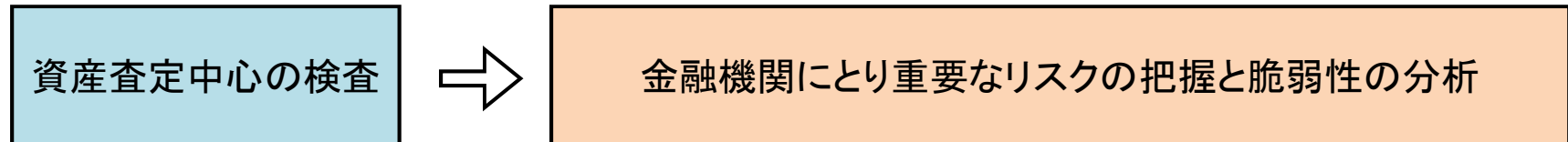
- ① グローバルな経済や市場動向が、金融システムや金融機関の健全性に与える影響
- ② 金融機関の行動が、経済・市場全体に与える影響

をフォワードルッキングに把握・分析するとともに、金融機関のリスク管理態勢を検証。

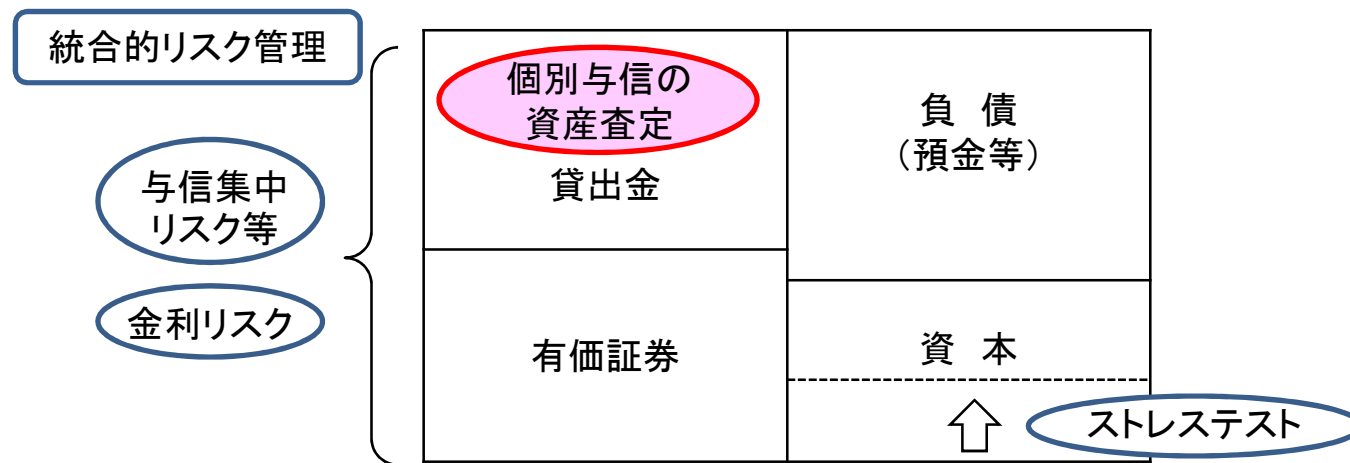
- (例)
- ・世界的に拡大が続いている信用市場の転換。
 - ・デフレ脱却に応じた金利や各種資産価格の変動。

Ⅱ 重点施策 ④

5. 統合的リスク管理



- 金利リスクや与信集中リスクの管理態勢、ストレステストの活用等を検証。
- こうした検証を前提として、個別の資産査定については、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外は原則として銀行の判断を尊重。



Ⅱ 重点施策 ⑤

6. ビジネスモデルの持続可能性と経営管理

- － 持続可能でないビジネスモデルは、将来的に金融機関の健全性を脅かす。
 - 人口減少等事業環境が変化する中におけるビジネスモデルの持続可能性について、金融機関と議論。
 - 経営管理態勢(ガバナンス)が機能しているかについて検証。
(例) 社外取締役を含む取締役会や監査役会等の各機関が実質的にどのように機能を発揮しているか。

7. 顧客の信頼・安心感の確保等

- － 情報セキュリティの確保、インターネットバンキング不正送金やサイバー攻撃等への対応状況、業務継続体制の整備、反社・マネロン対応等の取組みを検証。

Ⅱ 重点施策 ⑥

8. 東日本大震災からの復興の加速化

- － 産業復興と地域再生が本格化する段階において、地域の核となるような産業や企業の育成、環境変化を踏まえた街づくり等を金融機関が支援することが重要。
- － 二重ローン問題に引き続き取り組むとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援を促進。

9. 公的金融と民間金融

- － 金融機関や顧客へのヒアリング等を通じ、公的金融と民間金融の競合・補完状況について実態把握等を行い、公的金融と民間金融のより望ましい関係をいかに実現するかにつき、関係者と議論。

Ⅲ 具体的なモニタリングの取組み

1. オンサイト・オフサイトモニタリングの一体化

- － 監督局と検査局が共通の方針の下で緊密に連携しながらモニタリングを進め、金融機関の負担軽減を図る。

2. より良い業務運営に向けての建設的な対話の促進

- － 金融機関との建設的な対話を通じ、金融機関が横並び意識を排し、自主的に創意工夫を凝らしながら、より優れた業務運営と顧客へのサービスの質の改善に向け、健全な競争が行われることを促進。

3. 国際的な連携の強化

- － 金融機関業務のグローバル化や金融取引の国際化の進展を踏まえ、
 - 国際的な金融規制の議論に従来以上に積極的に貢献。
 - 各国当局との連携強化による、より効果的・効率的な監督。
 - 諸外国の監督の動向把握による金融庁自身の監督手法の継続的改善。

4. 関係者との対話の充実、情報収集の強化

- － 金融機関のステークホルダー(株主、顧客、社外取締役、営業現場の職員、自主規制機関、地域社会等)との意見交換や情報収集。

IV 主要行等に関する監督・検査

1. 産業の新陳代謝や経済の成長を支える資金を提供

- － 幅広い取引先、グローバルな知見、高度なサービス提供力を活用。
 - 企業の海外進出支援、プロジェクトファイナンスなど、主要行ならではの取組み。
 - 企業や産業の課題に対応した適切な解決策の前広な提案、中小企業支援。

2. 顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保

- － 真に顧客のためになるサービス提供を通じた顧客の利益の実現。
 - 銀信証の連携に見合った利益相反管理・優越的地位濫用防止の態勢。
- － 金融サービスを安心して利用できる環境の整備。

3. 変化を先取りしたリスク管理

- － 業務範囲・規模に応じた高度なリスク管理、経済・金融市場との相互作用の把握・分析。
- － 国際的な規制・監督の動向への対応。

4. 国際水準を見据えた強固な経営管理態勢の構築

- － 多様な人材の育成・確保、適材適所の人材配置、社外取締役の機能発揮。

V 中小・地域金融機関に対する監督・検査

1. 地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮

- － 様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などの適切な評価を踏まえた解決策の検討・提案、支援の実行。
- － 事業性評価を重視した融資や経営改善・生産性向上等への支援強化（地域経済活性化支援機構の積極的な活用）。
- － 特に、地域金融の中核的な担い手となっている地域銀行等は、地域経済の活性化に向けた取組みを主導する役割を発揮。

2. 顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保

- － 真に顧客のためになるサービス提供、金融サービスを安心して利用できる環境の整備。

3. 中長期的に持続可能性の高いビジネスモデルの構築

- － 人口の減少等が予測される中、5～10年後を見据え、中長期的に持続可能なビジネスモデルを構築。

4. 健全性の確保

- － 事業環境の変化等に適切に対応できる経営管理態勢の構築。
- － リスク管理態勢や収益管理態勢の充実、財務基盤の強化。

VI 保険会社等に対する監督・検査

1. 保障・補償機能の適切な発揮

- － 適切な保険金等の支払いが、保険会社等にとって最も重要な責務。年齢等保険金受取人の特性等に配慮した保険金等の支払管理の態勢整備。

2. 顧客保護と利用者利便の向上

- － 顧客のニーズ及び知識・経験等に留意したわかりやすい説明を行う態勢整備（特に、高齢顧客に対するきめ細やかな取組み。）。

3. リスク管理の高度化の促進

- － 保険会社を取り巻くリスクの多様化・複雑化を踏まえ、事業のリスクを統合的に管理する態勢を整備。

4. 経営管理態勢の強化

- － 取締役会等の機能発揮。
- － 海外事業展開に対応した経営管理態勢。

VII 金融商品取引業者等に対する監督

1. 顧客ニーズに応える経営(資産運用の高度化)

- － 運用会社・販売会社双方が、顧客のニーズや利益に真に適う商品を提供。
 - 運用会社：運用能力の向上と系列の販売会社との間での運用の独立性の適切な確保。
 - 販売会社：商品のリスクや手数料等の費用についての十分な説明と商品自体の透明性確保。
- － NISA導入の趣旨も踏まえた投資家の金融リテラシーの向上への取組み。

2. 成長資金の供給に向けた機能の発揮

- － 企業の育成や資金調達に向けた適切な支援など、直接金融における金融仲介機能の積極的な発揮。

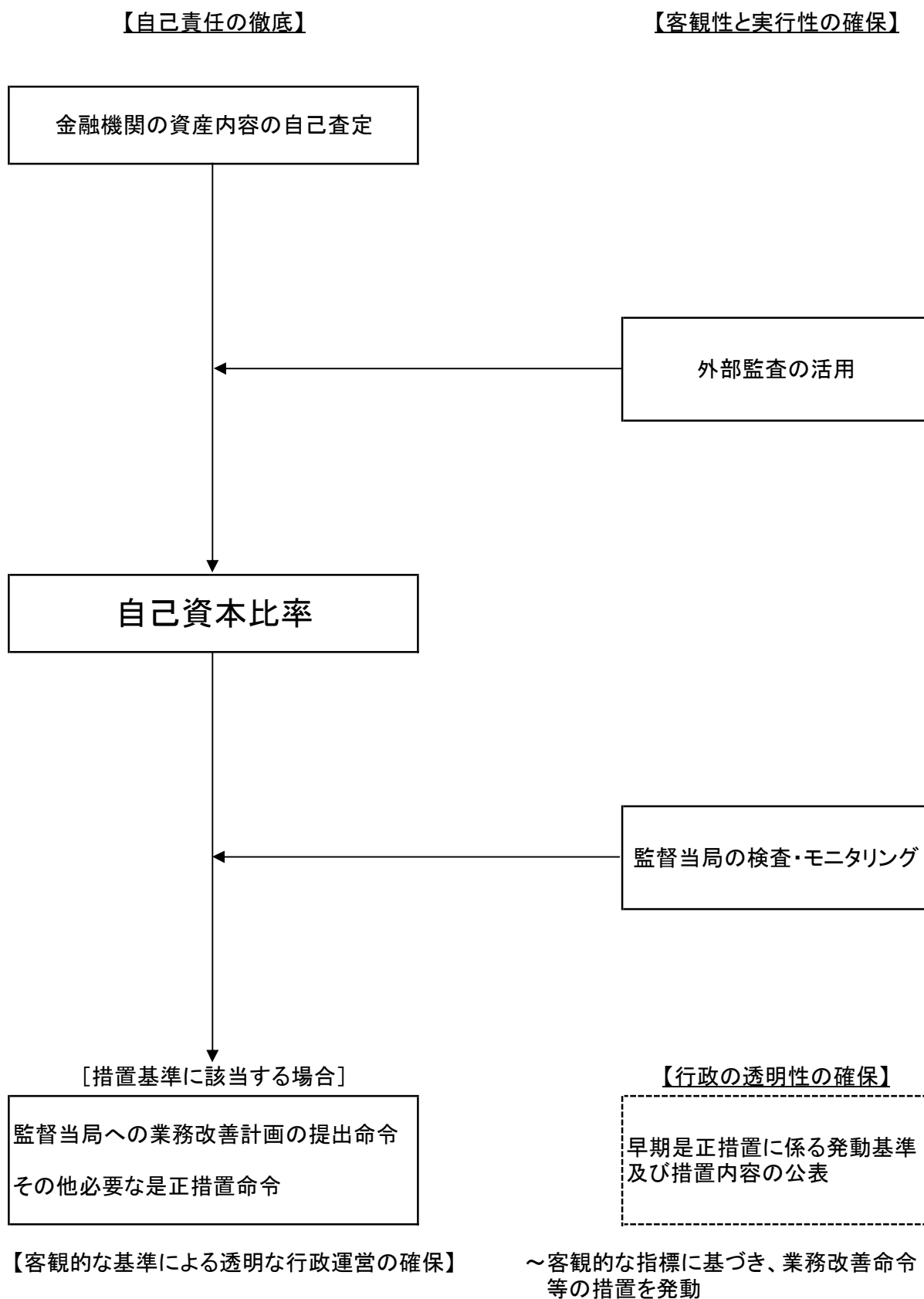
3. 顧客の信頼・安心感の確保等

- － 顧客の信頼・安心感や市場の公正性・透明性の確保に向けた、利用者保護・法令等遵守。

4. 経営管理・リスク管理の向上

- － 大規模証券会社グループ等について、経済金融情勢や国際的な金融規制の動向も踏まえた経営管理態勢やリスク管理態勢の高度化。

早期是正措置の概念図



早期警戒制度について

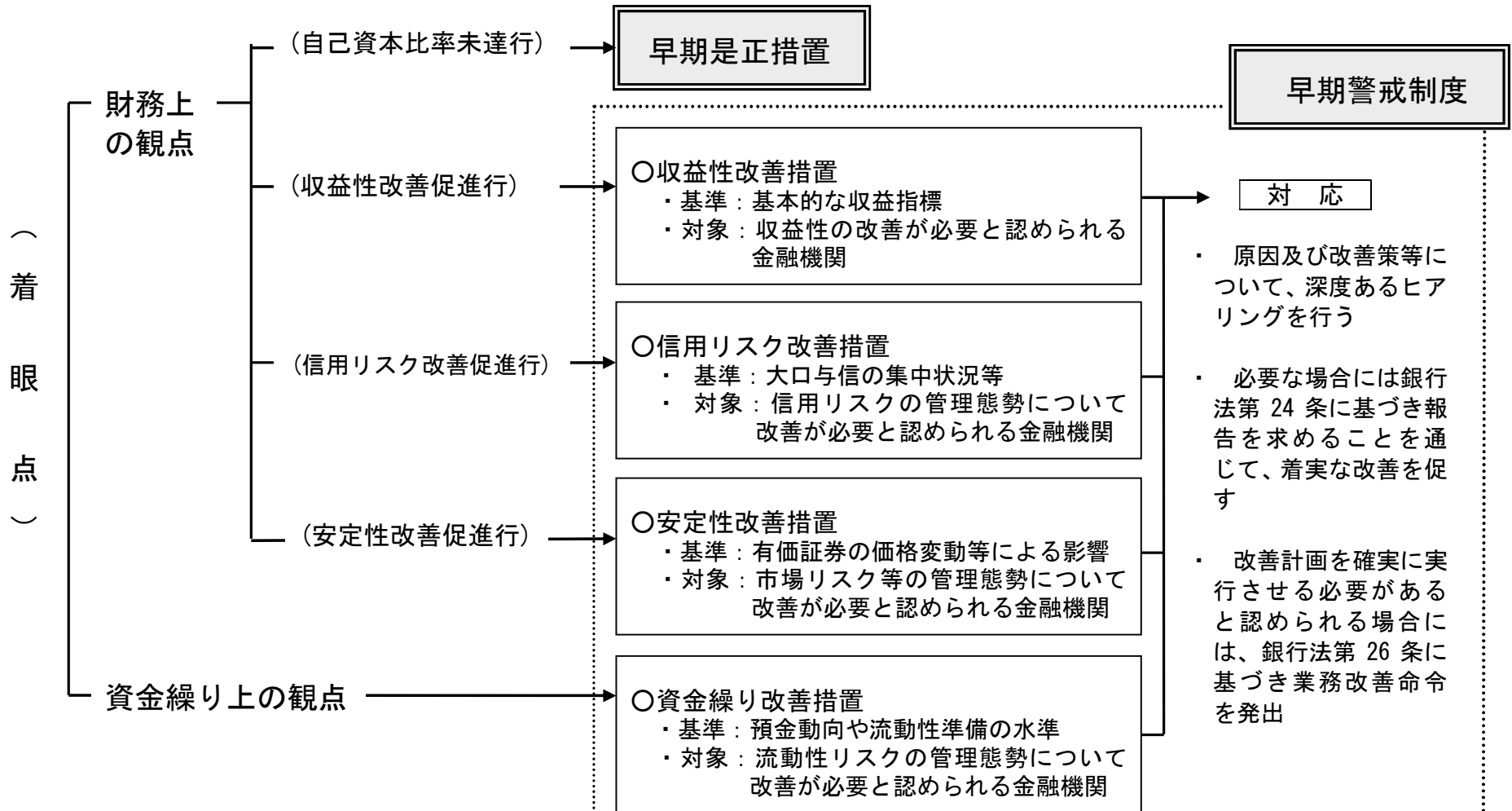
○ 金融再生プログラム（抄）

（オ）「早期警戒制度」の活用

自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○ 意義

金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。



早期警戒制度の導入について

1. 経緯

平成 19 事務年度においては、サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻が相次いで発生した。これらを踏まえ、平成 20 年 4 月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入した。

なお、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用することとした。

2. 早期警戒制度の着眼点

(1) 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

(2) 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

(3) 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

3. 監督手法・対応

上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

金融上の行政処分について

○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○ 行政処分の公正性・透明性の確保

1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、累計で55件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は5件。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
 - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分に なされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以 上)

資料8-4-2

行政処分件数(平成14年4月～平成26事務年度)

	13事務年度 (14年4月1日～ 6月30日)	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	21事務年度	22事務年度	23事務年度	24事務年度	25事務年度	26事務年度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	3	41
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	83
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	61
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	18
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
労働金庫	0	11	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	—	2
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	5	401
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	70
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	2	125
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	55
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	12
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	60
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4
合計	20	66	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	22	1188
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	421

(注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3)金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業者制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。

(注4)少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。

(注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6)主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。

(注7)前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注8)資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。

(注9)第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注10)第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注11)投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注12)投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

主要行等の平成27年3月期決算の概要

1. 損益の状況（グループ連結ベース）

- 27年3月期は、資金利益や役務取引等利益が増加したものの、海外業務関連経費や与信関係費用が増加したことなどにより、当期純利益は前期に比べ2.3%の減少。

（単位：億円）

	25年3月期	26年3月期	27年3月期	前期比
連結業務粗利益	101,573	102,382	111,088	8,706
資金利益	51,059	52,830	56,616	3,786
役務取引等利益	28,288	31,280	33,444	2,164
その他業務利益	12,370	7,272	9,357	2,085
うち債券等関係損益(※※)	7,562	1,831	3,209	1,378
経費	▲ 57,387	▲ 60,346	▲ 65,336	▲ 4,989
連結業務純益	44,295	42,042	45,701	3,659
与信関係費用(※)	▲ 3,893	2,069	▲ 1,396	▲ 3,466
株式等関係損益	▲ 1,681	3,470	3,420	▲ 50
うち株式等償却(※※)	▲ 2,686	▲ 652	▲ 218	434
当期純利益	27,077	29,506	28,820	▲ 686

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。 ※※ 債券等関係損益、株式等償却については銀行単体ベース。

（参考）	25年3月期	26年3月期	27年3月期
貸出金（末残）	259.1兆円	273.4兆円	288.8兆円

（注）貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は26年3月期に比べ減少、不良債権比率も低下。

（いずれも平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低）

	25年3月期	26年3月期	27年3月期
不良債権額	5.1兆円	4.0兆円	3.5兆円
不良債権比率	1.78%	1.33%	1.10%

3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率、普通株式等Tier1比率は、26年3月期に比べ上昇。

- 国内基準行の自己資本比率は、公的資金の返済を進めたことに伴い、26年3月期に比べ低下。

（国際統一基準行：4グループ）

（国内基準行：3グループ）

	26年3月期	27年3月期		26年3月期	27年3月期
総自己資本比率	15.18%	15.63%	自己資本比率	14.27%	13.95%
Tier1比率	11.98%	12.33%			
普通株式等Tier1比率	10.33%	10.70%			

（注）記載金額・比率は、四捨五入して表示。

資料9-2-2

主要行等の平成27年3月期決算状況【連結】＜速報ベース＞

(単位:億円、%)

	連結 業務純益	与信関係 費用	株式等 関係損益	当期 純利益	その他有価証券 評価損益		(総)自己資本 比率	Tier1比率	普通株式等 Tier1比率
						うち株式			
みずほフィナンシャルグループ *	8,770	▲ 47	1,319	6,119	25,314	21,590	14.58%	11.50%	9.43%
三菱UFJフィナンシャル・グループ *	16,449	▲ 1,616	931	10,338	41,332	29,300	15.68%	12.62%	11.14%
三井住友フィナンシャルグループ *	13,105	▲ 78	667	7,536	26,050	20,543	16.58%	12.89%	11.30%
りそなホールディングス	2,747	224	446	2,115	5,737	5,400	13.46%	-	-
三井住友トラスト・ホールディングス *	3,168	193	▲ 22	1,597	7,543	7,356	15.57%	11.45%	10.28%
新生銀行	937	▲ 119	66	679	159	125	14.86%	-	-
あおぞら銀行	527	47	13	437	511	263	14.45%	-	-
7グループ計	45,701	▲ 1,396	3,420	28,820	106,646	84,576	15.63% (13.95%)	12.33% -	10.70% -

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行等合計の推移

26年3月期(7グループ計)	42,042	2,069	3,470	29,506	51,275	44,985	15.18% (14.27%)	11.98% -	10.33% -
25年3月期(7グループ計)	44,295	▲ 3,893	▲ 1,681	27,077	44,556	30,084	15.28% (14.25%)	11.58% (11.30%)	9.87% -
24年3月期(7グループ計)	41,256	▲ 3,228	▲ 1,868	24,554	16,294	9,263	-	-	-

(注1)金額及びグループ計の比率については四捨五入、各グループの比率については切り捨て表示。

(注2)*印は国際統一基準。

(注3)連結業務純益については、持分法適用会社の損益の計算方法などにおいて、各グループにより公表数値の定義が異なる場合がある。

(注4)与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(注5)自己資本比率等の7グループ計及び26年3月期(7グループ計)、25年3月期(7グループ計)は国際統一基準行の比率。なお、括弧書きは国内基準行の比率。

地域銀行の平成27年3月期決算の概要

1. 損益の状況（銀行単体ベース）

- 実質業務純益は、役務取引等利益が増加したものの、資金利益の減少等により、前年同期に比べ2.7%の減少。
- 当期純利益は、与信関係費用が引き続き減少したこと等により、前年同期とほぼ同水準。

(単位：億円)

	25年3月期	26年3月期	27年3月期	前年同期比
業務粗利益	48,544	47,808	47,547	▲ 261
資金利益	41,048	41,048	40,242	▲ 806
役務取引等利益	4,790	5,097	5,550	453
債券等関係損益	1,959	926	909	▲ 17
うち、債券等償却	▲ 143	▲ 41	▲ 24	17
経費	▲ 31,144	▲ 31,171	▲ 31,357	▲ 186
実質業務純益	17,400	16,636	16,190	▲ 446
与信関係費用(※)	▲ 3,650	▲ 1,788	▲ 937	851
株式等関係損益	▲ 812	1,256	1,158	▲ 98
うち、株式等償却	▲ 722	▲ 63	▲ 28	35
当期純利益	8,157	10,709	10,629	▲ 80

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)

	25年3月期	26年3月期	27年3月期
貸出金（末残）	219.2兆円	225.5兆円	233.8兆円

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は26年3月期に比べ減少、不良債権比率も低下。
(いずれも平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低)

	25年3月期	26年3月期	27年3月期
不良債権額	6.8兆円	6.2兆円	5.6兆円
不良債権比率	3.07%	2.72%	2.38%

3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率、普通株式等Tier1比率は、26年3月期に比べ上昇。
- 国内基準行の自己資本比率については、貸出金の増加を主因とするリスクアセットの増加等により26年3月期に比べ低下。

(国際統一基準行：10行)

(国内基準行：96行)

	26年3月期	27年3月期
総自己資本比率	14.28%	14.64%
Tier1比率	12.63%	13.00%
普通株式等Tier1比率	12.59%	12.96%

	26年3月期	27年3月期
自己資本比率	11.04%	10.50%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) 27年3月期の集計対象は106行(地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行)

(注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分302億を

平成26年9月29日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社東京都民銀行及び株式会社八千代銀行に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社東京TYフィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商号 : 株式会社東京TYフィナンシャルグループ
2. 本店所在地 : 東京都新宿区新宿五丁目9番2号
3. 代表者 : 代表取締役会長 酒井 勲
代表取締役社長 柿崎 昭裕
4. 資本金 : 200億円
5. 役職員数(予定) : 132名
6. 設立予定日 : 平成26年10月1日

お問い合わせ先

関東財務局 Tel 048-600-1144
金融監督第一課

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線 3320、3393)

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
破綻先債権 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	破綻先 実質破綻先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類 第Ⅲ分類 第Ⅳ分類
延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの		
3カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	要管理債権 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	要注意先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類
貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～
～	～	～

自己査定における債権分類基準

		高い ←	回収の可能性	→	低い
債務者区分	担保などの分類 (保証協会などの保証) (預金・優良債などの担保) (優良担保)	一般担保(不動産担保等)			担保なし
		相当分額の見込額 %	相当分額の見込額 %	見込額との差額 %	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I	II	III	IV
	実質破綻先	I	II	III	IV
	破綻懸念先	I	II	III	III
	要管理先	I	II	II	II
	要注意先	I	II	II	II
	正常先	I	I	I	I

IV (第4分類):回収不能債権

III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権

II (第2分類):回収に注意を要する債権

I (第1分類):正常債権

破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

うち要管理先 要注意先債務者のうち、「3か月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

平成 27 年 8 月 7 日
 金融庁

平成 27 年 3 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

1. 金融再生法開示債権の状況

平成 27 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 9.1 兆円であり、平成 26 年 3 月期の 10.2 兆円に比べ 1.1 兆円の減少となっています。

（参考）平成 27 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	▲1.1
うち 要管理債権	▲0.0
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.9
危険債権以下からの上方遷移	+0.1
(債務者の業況改善+0.1 再建計画の策定等+0.0)	
	(増加要因計 +0.9)
[減少要因] 正常債権化	▲0.7
(債務者の業況改善▲0.5 再建計画の策定等▲0.2)	
危険債権以下への下方遷移	▲0.2
返済等 (*)	▲0.1
	(減少要因計 ▲1.0)
うち 危険債権以下	▲1.1
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.2
要管理債権からの下方遷移	+0.2
	(増加要因計 +1.4)
[減少要因] オフバランス化等 (*)	▲2.4
(債権流動化等▲1.7、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.8)	
	(減少要因計 ▲2.4)

* 「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

2. 個別貸倒引当金の状況

平成 27 年 3 月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 1.7 兆円であり、平成 26 年 3 月期の 2.1 兆円と比べ 0.4 兆円の減少となっています。

3. 不良債権処分損の状況

平成 27 年 3 月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、平成 26 年 3 月期の 0.1 兆円の戻り益から 0.2 兆円悪化し、0.1 兆円の損失となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局総務課監督調査室

(内線 2688、3313)

(表 1) 金融再生法開示債権等の推移

(Excel) (PDF : **KB)

(表 2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(Excel) (PDF : **KB)

(表 3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(Excel) (PDF : **KB)

(表 4) 担保不動産の評価額 (処分可能見込額) と売却実績額の推移

(Excel) (PDF : **KB)

(表 5) 不良債権処分損等の推移 (全国銀行)

(Excel) (PDF : **KB)

(表 6) リスク管理債権額等の推移

(Excel) (PDF : **KB)

(表 7) 自己査定による債務者区分の推移

(Excel) (PDF : **KB)

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
郵政・ 担負債権 -債権	総与債(億円)	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450
	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150
	繰上更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890
	危険債権(億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330
	要管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930
	正常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300
	不良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1
	不良債権処分額(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.2	▲0.3	▲0.2	0.3	0.4	0.4	0.8	1.9	0.6	0.1	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.3	▲0.3	▲0.0
	(9) 実質業務利益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.2	1.7	3.2	1.8	3.3	1.5	2.9	1.6	3.2
	都市 銀行	総与債(億円)	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870	2,606,160
金融再生法開示債権(億円)		218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,850	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,660	30,650	31,830
繰上更生等債権(億円)		25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710
危険債権(億円)		101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400
要管理債権(億円)		90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	12,640	11,270	10,170	12,720
正常債権(億円)		2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,213,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800
不良債権比率(%)		8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2
不良債権処分額(兆円)		6.2	4.6	3.3	1.9	▲0.2	▲0.3	▲0.1	0.2	0.4	0.4	0.7	1.6	0.5	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.3	0.0
(4) 実質業務利益(兆円)		3.3	3.4	3.2	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	1.1	2.3	1.2	2.5	1.6	2.7	1.5	2.2	1.5	2.8	1.2	2.4	1.3	2.6
旧長期 信用 銀行		総与債(億円)	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840
	金融再生法開示債権(億円)	27,420	4,360	1,860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	5,050	4,580	4,070	3,470	4,050	3,740	3,490	2,900	2,450	1,620	990
	繰上更生等債権(億円)	5,620	490	290	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	610	570	560	460	370	170	90	50
	危険債権(億円)	11,300	1,920	1,280	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090	2,950	2,780	2,270	2,030	1,370	780
	要管理債権(億円)	10,500	1,940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	270	250	160	160
	正常債権(億円)	318,840	70,410	63,110	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690	66,980	69,870	66,930	67,670	68,220	70,260
	不良債権比率(%)	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4
	不良債権処分額(兆円)	0.7	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	▲0.0
	(2) 実質業務利益(兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	▲0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
	信託 銀行	総与債(億円)	419,400	392,090	373,750	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470	358,690	367,910	385,220	387,250	401,070	407,260
金融再生法開示債権(億円)		38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	3,630	3,060	2,820	2,330
繰上更生等債権(億円)		4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,170	880	710	830	740	680	660	650	440	150	130	140	140
危険債権(億円)		16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150
要管理債権(億円)		17,300	15,350	8,350	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	1,390	1,470	1,260	1,050
正常債権(億円)		381,080	366,340	356,070	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	355,000	364,290	380,890	383,620	398,020	404,440	424,250
不良債権比率(%)		9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	0.8	0.7	0.5
不良債権処分額(兆円)		0.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	▲0.0	0.1	0.0	▲0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	▲0.0	0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0
(3) 実質業務利益(兆円)		0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.5
主要行		総与債(億円)	3,179,460	2,798,760	2,628,590	2,530,560	2,566,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520	2,760,630	2,808,580	2,664,820	2,618,760	2,548,180	2,570,350	2,558,280	2,632,960	2,623,850	2,794,260	2,837,260	2,947,940	3,013,410
	金融再生法開示債権(億円)	267,820	202,440	136,160	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270	44,980	44,530	44,330	45,780	45,720	47,480	41,530	37,710	33,470	34,160
	繰上更生等債権(億円)	32,010	21,610	14,650	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	7,500	10,340	9,210	7,750	6,510	5,900	4,990	4,810	4,810	5,180	4,530	3,250	2,900	2,840
	危険債権(億円)	122,330	65,820	51,990	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	20,960	23,630	28,810	26,080	25,660	23,670	24,780	26,250	26,220	26,370	22,960	21,730	19,150	17,550
	要管理債権(億円)	113,480	115,010	69,520	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	13,450	11,250	10,910	11,430	12,820	14,950	14,550	14,730	14,690	15,930	14,030	12,740	11,430	13,770
	正常債権(億円)	2,911,640	2,596,310																						

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
地域銀行	総与信(億円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010
	金融再生法閉鎖債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280
	繰上更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560
	危険債権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810
	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900
	正常債権(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740
	不良債権比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4
	不良債権処分額(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.8	0.6	0.3	0.8	0.8	0.7	0.5	1.2	0.8	0.7	0.2	0.6	0.1	0.3	0.1	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1
	(106) 実質業務利益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1	0.9	1.8	0.9	1.8	0.9	1.7	1.7	1.7	0.8	1.7	0.8	1.6
	(64) 地方銀行	総与信(億円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550
金融再生法閉鎖債権(億円)		107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920
繰上更生等債権(億円)		27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350
危険債権(億円)		46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530
要管理債権(億円)		33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040
正常債権(億円)		1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990
不良債権比率(%)		7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5	2.3
不良債権処分額(兆円)		1.5	1.1	1.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1
(64) 実質業務利益(兆円)		1.4	1.4	1.4	1.5	0.9	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.3	1.3	1.3	0.6	1.2	0.6	1.3
(41) 第二地方銀行		総与信(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610
	金融再生法閉鎖債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330
	繰上更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,030
	危険債権(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510	9,190	8,610
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680
	正常債権(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640
	不良債権比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8
	不良債権処分額(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
	(41) 実質業務利益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.4	0.1	0.3
	(115) 全国銀行	総与信(億円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360
金融再生法閉鎖債権(億円)		432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430
繰上更生等債権(億円)		74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450
危険債権(億円)		193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	67,280	63,560	58,920	55,150
要管理債権(億円)		164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	25,700	24,110	22,040	23,830
正常債権(億円)		4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080	4,631,670	4,748,010	4,758,260	4,969,690	5,036,300	5,200,170	5,304,080	5,476,040
不良債権比率(%)		8.4	7.4	5.8	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6
不良債権処分額(兆円)		9.7	6.7	5.4	2.8	2.2	0.4	0.2	1.0	0.8	1.1	1.3	3.1	1.0	1.7	0.3	2.0	0.1	0.2	0.6	▲0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.3	0.1
(115) 実質業務利益(兆円)		6.0	6.0	5.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8	2.3	4.7	2.8	5.0	2.6	4.9	2.7	5.0	2.3	4.6	2.4	4.8

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
協同組織 金融機関	総与債(億円)	955,590	945,270	927,430	908,080	902,330	906,780	907,650	907,650	921,620	924,700	914,530	915,770	916,290	934,060	946,470								
	金融再生法開示債権(億円)	92,350	91,680	80,080	69,780	61,900	57,550	56,630	56,630	51,640	50,620	50,930	53,630	50,980	47,950									
	繰上更生等債権(億円)	29,920	29,550	26,580	22,350	19,450	18,320	17,800	17,800	19,660	18,670	16,670	15,640	14,330	11,860									
	危険債権(億円)	35,970	36,070	33,610	31,040	29,100	28,170	28,780	28,780	27,100	27,790	29,750	32,980	34,380	31,530									
	要管理債権(億円)	26,460	26,050	19,900	16,390	13,350	11,060	10,040	10,040	4,850	4,150	4,510	5,010	4,670	4,560									
	正常債権(億円)	863,240	853,530	847,320	838,290	840,390	849,210	850,990	850,990	869,950	874,040	863,550	862,100	883,050	898,460									
	不良債権比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7	6.9	6.3	6.2	6.2	5.6	5.5	5.6	5.9	5.5	5.1									
	不良債権処分量(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4	0.8	0.6	0.3	0.4	0.2	0.1									
(437)	実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2	1.3	1.3	1.2	1.2	0.0	1.1	1.1	1.0	1.1	1.3									
信用 金庫	総与債(億円)	750,180	746,830	728,090	708,680	699,650	702,740	704,580	704,580	712,600	712,350	697,100	698,050	697,260	722,710									
	金融再生法開示債権(億円)	75,930	74,170	65,210	56,610	49,930	45,980	45,160	45,160	41,460	41,160	41,720	44,170	44,330	39,640									
	繰上更生等債権(億円)	23,580	23,500	21,000	17,260	14,990	14,040	13,320	13,320	15,030	14,300	12,610	11,940	10,770	9,030									
	危険債権(億円)	30,850	30,210	28,370	26,470	24,500	23,550	24,310	24,310	22,940	23,820	25,730	28,430	29,730	27,170									
	要管理債権(億円)	21,510	20,460	15,830	12,880	10,430	8,390	7,540	7,540	3,500	3,050	3,380	3,810	3,830	3,440									
	正常債権(億円)	674,250	672,600	662,850	652,070	649,710	656,760	659,400	659,400	671,120	671,160	655,360	653,850	652,890	683,040									
(268)	不良債権比率(%)	10.1	9.9	9.0	8.0	7.1	6.5	6.4	6.4	5.8	5.8	6.0	6.3	6.4	5.5									
信用 報告	総与債(億円)	118,580	104,270	100,190	99,670	100,250	99,920	99,010	99,010	98,970	98,440	100,440	98,610	99,610	103,480									
	金融再生法開示債権(億円)	15,100	15,980	13,350	11,830	10,340	10,340	10,180	10,180	8,900	8,110	8,030	8,360	8,360	7,440									
	繰上更生等債権(億円)	5,980	5,700	5,170	4,490	3,950	3,840	4,020	4,020	4,170	3,890	3,650	3,440	3,340	2,630									
	危険債権(億円)	4,360	4,960	4,330	4,050	3,990	3,960	3,770	3,770	3,470	3,230	3,340	3,820	3,940	3,750									
	要管理債権(億円)	4,760	5,330	3,850	3,290	2,760	2,540	2,400	2,400	1,260	990	1,040	1,110	1,080	1,050									
	正常債権(億円)	103,480	88,270	86,840	87,840	89,520	89,570	88,800	88,800	90,050	90,310	92,390	90,220	91,240	96,010									
(155)	不良債権比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9	10.7	10.3	10.3	10.3	9.0	8.2	8.0	8.5	8.4	7.2									
預金取扱 金融機関	総与債(億円)	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350	5,477,050	5,633,340	5,724,020	5,724,020	5,908,990	5,707,510	5,664,980	5,782,000	6,005,000	6,236,450									
	金融再生法開示債権(億円)	524,420	445,070	346,020	249,040	195,820	177,290	170,680	170,680	171,220	167,820	166,280	171,860	172,740	139,370									
	繰上更生等債権(億円)	103,960	87,020	70,090	54,660	43,030	38,990	37,980	37,980	53,560	47,420	40,570	35,630	32,820	24,310									
	危険債権(億円)	229,120	166,200	145,480	119,400	92,340	88,700	86,100	86,100	91,470	95,070	96,230	104,750	107,130	86,680									
	要管理債権(億円)	191,340	191,840	130,440	74,990	60,250	49,600	46,610	46,610	26,190	25,330	29,480	31,480	32,800	28,390									
	正常債権(億円)	5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290	5,281,410	5,456,030	5,553,290	5,553,290	5,737,720	5,539,650	5,498,630	5,610,110	5,832,210	6,374,500									
	不良債権比率(%)	8.6	7.8	6.3	4.6	3.6	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.9	3.0	2.9	2.1									
	不良債権処分量(兆円)	10.6	7.4	6.0	3.4	2.8	1.5	1.4	1.4	3.9	2.3	1.3	0.9	0.9	0.2									
(552)	実質業務純益(兆円)	6.8	7.3	7.0	7.1	7.1	6.7	6.7	6.3	3.9	5.8	6.1	5.9	5.7	6.1									

- (注) 1. 計数は、不良債権処分量及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. ()内は26年9月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分量及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。
8. 一部の銀行においては、再生専門家会社および株式会社保有専門会社の計数を含む。
9. 不良債権処分量及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は連期の計数。
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正を行った銀行があるため、過去の当季公表数値と異なる。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.9	▲ 1.7	▲ 0.8	▲ 1.1
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 1.5	+ 0.1	▲ 0.0	+ 0.1	+ 0.4	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	+ 0.0
〔増減要因〕																							
債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.7	+ 1.2	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.3	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.9
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.1
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.4	▲ 0.7
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.5
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 1.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2
危険債権以下への下方遷移(**)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7	+ 0.1	▲ 0.2	+ 0.2	+ 0.0	▲ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	+ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.4	+ 1.2	+ 2.1	+ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.6	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.7	▲ 1.3	▲ 0.6	▲ 1.1
〔増減要因〕																							
債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9	+ 1.2	+ 2.7	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 2.2	+ 3.3	+ 1.5	+ 2.8	+ 1.5	+ 2.7	+ 1.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 1.4	+ 0.7	+ 1.2
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.7	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.5	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2
オフバランス化(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 4.0	▲ 2.1	▲ 3.6	▲ 1.8	▲ 3.1	▲ 2.4	▲ 4.1	▲ 2.0	▲ 3.7	▲ 1.6	▲ 2.9	▲ 1.5	▲ 2.7	▲ 1.7	▲ 2.9	▲ 1.4	▲ 2.4

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 26年9月時点の対象金融機関数は115行。

3. 都銀・旧長債銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

** 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる損差脱漏が含まれる。

主要行		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
これらに 進ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3
	(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.3)	(92.5)	(92.8)	(91.0)	(91.1)	(91.1)	(90.5)	(92.1)	(91.2)	(91.5)	(90.8)	(90.3)	(90.1)	(87.9)	(88.3)	(90.6)	(91.4)	(94.4)	(95.2)	(94.4)	
引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.7)	(7.5)	(7.1)	(9.0)	(8.3)	(8.9)	(9.5)	(7.9)	(8.8)	(8.5)	(9.2)	(9.7)	(9.9)	(12.1)	(11.7)	(9.4)	(8.6)	(5.6)	(4.8)	(5.6)	
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.3	2.2	1.9	1.8
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	2.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.4	1.8	1.9	2.4	2.2	2.1	2.0	2.0	2.2	2.1	2.2	1.9	1.8	1.6	1.5
		(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(89.4)	(91.9)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(86.9)	(85.7)	(81.3)	(84.0)	(84.9)	(83.2)	(82.9)	(82.7)	(82.0)	(80.6)	(82.9)	(82.9)	(83.7)	(84.8)	(85.5)
	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.4	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9	1.1	1.1	1.4	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1
	(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(45.1)	(54.7)	(54.8)	(42.2)	(44.2)	(52.9)	(53.5)	(48.1)	(50.3)	(50.8)	(51.2)	(55.3)	(56.8)	(54.6)	(53.2)	(54.1)	(54.5)	(54.9)	(58.0)	(57.2)	
引当	4.5	2.6	2.2	1.7	1.4	0.7	0.6	0.8	0.9	0.6	0.7	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	
	(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(44.3)	(37.1)	(37.1)	(42.8)	(42.7)	(34.1)	(32.1)	(33.2)	(33.7)	(34.1)	(32.0)	(27.5)	(25.9)	(27.3)	(27.4)	(28.9)	(28.4)	(28.8)	(26.7)	(28.3)	
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3	1.1	1.4
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.3	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	0.9	0.8	0.9
		(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.5)	(59.9)	(64.8)	(63.4)	(59.5)	(56.4)	(58.0)	(56.1)	(56.2)	(59.6)	(82.0)	(64.6)	(68.0)	(69.7)	(69.6)	(71.1)	(69.3)	(67.6)	(67.0)	(65.2)
	担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5
	(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(33.9)	(34.3)	(39.6)	(38.4)	(30.9)	(28.4)	(33.2)	(29.8)	(31.0)	(36.2)	(39.3)	(41.0)	(44.7)	(46.3)	(46.9)	(48.0)	(48.1)	(46.7)	(47.7)	(39.8)	
引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	
	(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.6)	(25.2)	(25.0)	(28.6)	(27.9)	(24.8)	(26.3)	(25.2)	(23.5)	(22.6)	(23.6)	(23.3)	(23.4)	(22.7)	(23.2)	(21.3)	(20.9)	(19.3)	(25.4)	
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.4	4.6	4.6	4.7	4.2	3.8	3.3	3.4
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	4.9	3.6	3.1	3.1	3.1	2.8	3.3	3.6	4.0	3.7	3.6	3.5	3.5	3.7	3.6	3.8	3.3	3.0	2.7	2.7
		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(79.7)	(77.2)	(79.7)	(77.1)	(78.2)	(75.0)	(79.4)	(79.3)	(80.8)	(81.1)	(79.6)	(79.0)	(79.8)	(79.9)	(79.1)	(80.8)	(80.2)	(79.7)	(80.0)	(78.5)
	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.9	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	2.2	2.4	2.6	2.4	2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.7	2.3	2.1	1.9	1.8
	(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(46.9)	(49.0)	(51.7)	(45.4)	(44.5)	(46.6)	(53.6)	(53.6)	(53.7)	(54.1)	(53.5)	(55.2)	(56.6)	(55.5)	(54.9)	(56.0)	(56.3)	(55.5)	(57.7)	(53.3)	
引当	6.4	5.1	4.3	2.6	2.0	1.3	1.1	1.3	1.3	1.1	1.1	1.2	1.3	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.0	0.9	0.7	0.9	
	(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(32.8)	(28.2)	(28.0)	(31.7)	(33.8)	(28.4)	(25.7)	(25.7)	(27.1)	(27.0)	(26.0)	(23.9)	(23.2)	(24.5)	(24.3)	(24.8)	(24.8)	(24.1)	(22.3)	(25.2)	

地域銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
これらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0
	保全額	3.9 (100.0)	3.5 (100.0)	2.9 (100.0)	2.2 (100.0)	2.0 (100.0)	1.8 (100.0)	1.8 (100.0)	1.7 (100.0)	1.6 (100.0)	1.6 (100.0)	1.9 (100.0)	2.2 (100.0)	2.1 (100.0)	1.9 (100.0)	1.8 (99.2)	1.7 (99.8)	1.7 (99.8)	1.5 (99.9)	1.4 (100.0)	1.3 (100.0)	1.2 (100.0)	1.1 (100.0)	1.0 (100.0)	1.0 (100.0)
	担保・保証等	2.4 (63.0)	2.3 (64.1)	1.8 (62.4)	1.4 (64.4)	1.3 (62.8)	1.2 (63.2)	1.1 (62.5)	1.1 (63.5)	1.0 (63.0)	1.0 (63.0)	1.3 (64.8)	1.4 (64.2)	1.3 (62.7)	1.2 (61.9)	1.1 (61.0)	1.1 (60.3)	1.0 (60.7)	0.9 (60.2)	0.8 (60.5)	0.8 (60.1)	0.7 (59.9)	0.7 (59.2)	0.6 (59.8)	0.6 (60.8)
	引当	1.4 (37.0)	1.3 (35.9)	1.1 (37.6)	0.8 (35.6)	0.8 (37.2)	0.7 (36.8)	0.7 (37.5)	0.6 (36.5)	0.6 (36.9)	0.5 (34.6)	0.7 (35.1)	0.8 (35.7)	0.8 (37.2)	0.7 (38.1)	0.7 (38.9)	0.7 (39.6)	0.6 (39.3)	0.6 (39.7)	0.6 (39.4)	0.5 (39.8)	0.5 (40.1)	0.5 (40.8)	0.4 (40.1)	0.4 (39.2)
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9	3.9	3.8	3.9	4.0	4.1	4.2	4.3	4.4	4.2	4.0	3.8	3.7
	保全額	5.4 (85.4)	5.3 (84.4)	5.0 (85.2)	4.3 (85.3)	4.1 (84.8)	3.8 (84.9)	3.7 (85.2)	3.5 (85.7)	3.5 (85.5)	3.4 (85.7)	3.5 (85.5)	3.4 (85.2)	3.3 (84.5)	3.2 (84.3)	3.3 (83.7)	3.4 (84.4)	3.5 (84.2)	3.6 (84.5)	3.7 (84.6)	3.7 (85.2)	3.6 (85.5)	3.4 (85.8)	3.3 (85.8)	3.2 (85.6)
	担保・保証等	3.7 (58.7)	3.5 (56.7)	3.2 (54.7)	2.8 (54.2)	2.6 (54.9)	2.5 (56.1)	2.5 (56.6)	2.4 (58.2)	2.4 (58.8)	2.4 (60.3)	2.5 (62.2)	2.5 (63.0)	2.5 (63.8)	2.4 (64.0)	2.5 (65.1)	2.6 (64.8)	2.7 (64.8)	2.8 (65.2)	2.8 (64.9)	2.8 (64.7)	2.7 (65.1)	2.6 (65.4)	2.5 (65.1)	2.4 (64.8)
	引当	1.7 (26.7)	1.7 (27.7)	1.8 (30.5)	1.6 (31.1)	1.4 (29.9)	1.3 (28.9)	1.2 (28.5)	1.1 (27.5)	1.1 (26.7)	1.0 (25.4)	0.9 (23.4)	0.9 (22.2)	0.8 (20.7)	0.8 (20.3)	0.8 (19.4)	0.8 (19.7)	0.8 (19.6)	0.8 (19.3)	0.9 (19.8)	0.9 (20.5)	0.9 (20.4)	0.8 (20.3)	0.8 (20.6)	0.8 (20.8)
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
	保全額	2.9 (64.0)	3.0 (62.4)	2.5 (60.6)	1.8 (58.6)	1.7 (58.7)	1.4 (57.1)	1.3 (57.1)	1.1 (55.4)	1.1 (54.6)	1.0 (52.4)	1.0 (52.0)	0.5 (52.1)	0.6 (52.1)	0.5 (54.3)	0.5 (54.6)	0.5 (54.8)	0.6 (53.7)	0.6 (53.4)	0.6 (53.2)	0.6 (54.6)	0.6 (54.8)	0.6 (54.4)	0.6 (54.9)	0.5 (54.2)
	担保・保証等	2.4 (51.0)	2.3 (47.4)	1.7 (42.8)	1.2 (38.8)	1.1 (38.6)	0.9 (37.9)	0.9 (38.0)	0.8 (36.4)	0.7 (35.1)	0.7 (34.5)	0.7 (34.9)	0.4 (35.9)	0.4 (36.6)	0.4 (38.8)	0.4 (40.4)	0.4 (40.6)	0.4 (39.5)	0.4 (38.2)	0.4 (37.8)	0.5 (39.1)	0.4 (38.6)	0.4 (38.5)	0.4 (39.9)	0.4 (39.0)
	引当	0.6 (12.9)	0.7 (14.9)	0.7 (17.8)	0.6 (19.8)	0.6 (20.0)	0.5 (19.2)	0.4 (19.1)	0.4 (19.0)	0.4 (19.5)	0.4 (17.9)	0.3 (17.1)	0.2 (16.2)	0.2 (15.5)	0.1 (15.5)	0.1 (14.5)	0.1 (14.4)	0.1 (14.6)	0.2 (15.1)	0.2 (15.4)	0.2 (15.5)	0.2 (16.2)	0.2 (15.9)	0.2 (15.1)	0.2 (15.1)
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.5	8.0	7.2	7.1	6.7	6.6	6.7	6.8	6.8	6.9	6.8	6.5	6.2	5.9	5.6
	保全額	12.2 (82.4)	11.8 (80.8)	10.3 (80.7)	8.3 (80.4)	7.8 (80.3)	7.0 (80.4)	6.7 (80.7)	6.3 (80.7)	6.3 (80.5)	6.0 (80.0)	6.4 (80.7)	6.1 (85.2)	6.0 (84.3)	5.7 (84.7)	5.5 (84.0)	5.6 (84.2)	5.7 (83.5)	5.7 (82.6)	5.7 (82.4)	5.6 (82.8)	5.4 (82.7)	5.1 (82.7)	4.9 (82.8)	4.6 (82.4)
	担保・保証等	8.5 (57.3)	8.1 (55.4)	6.7 (52.6)	5.4 (51.7)	5.0 (51.8)	4.6 (52.5)	4.4 (52.8)	4.2 (53.5)	4.2 (53.5)	4.1 (54.6)	4.5 (56.1)	4.3 (59.7)	4.2 (59.4)	4.0 (59.9)	4.0 (60.6)	4.0 (60.2)	4.1 (60.2)	4.1 (59.6)	4.1 (59.4)	4.0 (59.4)	3.9 (59.6)	3.7 (59.5)	3.5 (59.7)	3.4 (59.4)
	引当	3.7 (25.1)	3.7 (25.4)	3.6 (28.1)	3.0 (28.7)	2.8 (28.6)	2.4 (27.9)	2.3 (27.8)	2.1 (27.2)	2.1 (27.0)	1.9 (25.4)	2.0 (24.7)	1.8 (25.6)	1.8 (24.9)	1.7 (24.8)	1.6 (24.1)	1.6 (24.1)	1.6 (23.6)	1.6 (23.0)	1.6 (23.0)	1.6 (23.3)	1.6 (23.2)	1.5 (23.2)	1.4 (23.2)	1.4 (22.9)

全国銀行		(単位:兆円、%)																							
		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年6月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年6月期	27年3月期
これらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5	1.3	1.2
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.5	1.3	1.2
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.4)	(99.9)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	2.0	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	2.0	2.5	2.3	2.1	1.8	1.7	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.0	0.9	0.9
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(70.9)	(69.6)	(68.5)	(68.9)	(69.3)	(71.1)	(72.8)	(74.1)	(72.6)	(71.7)	(70.0)	(68.7)	(68.2)	(67.8)	(68.4)	(69.7)	(69.4)	(67.5)	(67.8)	(68.6)	
	1.8	1.5	1.2	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	
	(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(29.1)	(30.4)	(31.5)	(31.1)	(30.7)	(28.9)	(27.2)	(25.9)	(27.4)	(28.2)	(29.9)	(31.2)	(31.7)	(32.2)	(31.6)	(30.3)	(30.6)	(32.5)	(32.2)	(31.4)	
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.4	6.9	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3	6.7	6.4	5.9	5.5
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	6.9	5.5	5.2	5.2	5.4	4.9	5.3	5.4	5.8	5.7	5.7	5.6	5.8	6.0	6.1	6.2	5.7	5.4	5.0	4.7
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(86.7)	(87.0)	(86.9)	(85.5)	(86.0)	(86.2)	(85.6)	(83.9)	(84.4)	(85.1)	(84.0)	(84.5)	(84.2)	(84.1)	(83.7)	(84.8)	(85.0)	(85.4)	(85.7)	(85.7)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	4.1	3.5	3.3	3.2	3.4	3.3	3.7	3.7	4.0	4.0	4.1	4.1	4.3	4.4	4.4	4.4	4.1	3.9	3.7	3.4
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(50.9)	(55.5)	(56.1)	(53.1)	(53.8)	(58.2)	(59.2)	(57.3)	(58.1)	(59.6)	(60.3)	(62.0)	(62.3)	(61.4)	(60.6)	(60.6)	(61.4)	(61.6)	(62.6)	(62.2)	
	6.4	4.4	4.1	3.4	2.9	2.0	1.8	2.0	2.0	1.6	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.8	1.6	1.5	1.4	1.3
	(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(35.8)	(31.5)	(30.8)	(32.4)	(32.2)	(27.9)	(26.4)	(26.6)	(26.3)	(25.5)	(24.1)	(22.5)	(22.0)	(22.7)	(23.0)	(24.1)	(23.6)	(23.8)	(23.1)	(23.5)	
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.6	2.4	2.2	2.4
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	3.0	2.7	2.5	2.3	2.0	2.0	1.8	1.2	1.2	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	1.6	1.5	1.3	1.4
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(59.1)	(58.5)	(60.6)	(59.1)	(56.8)	(54.1)	(54.3)	(54.4)	(54.8)	(57.3)	(59.0)	(60.9)	(62.2)	(62.7)	(62.5)	(64.3)	(62.9)	(61.6)	(61.2)	(60.6)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.1	1.0	1.0	0.9
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.6)	(36.1)	(38.7)	(37.3)	(33.4)	(31.4)	(34.0)	(32.7)	(34.3)	(37.1)	(39.5)	(40.5)	(42.3)	(42.6)	(42.9)	(44.2)	(43.7)	(42.7)	(43.9)	(39.5)	
	2.4	3.2	2.7	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.4	0.5	
	(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.6)	(22.4)	(21.9)	(21.9)	(23.3)	(22.6)	(20.3)	(21.6)	(20.5)	(20.1)	(19.6)	(20.4)	(20.0)	(20.1)	(19.7)	(20.1)	(19.2)	(18.8)	(17.4)	(21.1)	
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.3	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.3	11.7	11.6	11.6	11.8	11.8	11.9	11.0	10.2	9.4	9.2	
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	12.8	10.6	9.9	9.5	9.5	8.9	9.9	9.9	10.2	9.8	9.5	9.5	9.6	9.7	9.7	9.8	9.0	8.4	7.7	7.4
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(80.2)	(79.3)	(80.3)	(79.5)	(79.8)	(78.3)	(80.3)	(83.2)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.6)	(82.5)	(82.0)	(81.6)	(82.3)	(82.1)	(81.8)	(82.0)	(81.0)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	7.9	6.8	6.4	6.1	6.0	5.9	6.8	6.9	7.1	6.9	6.8	6.8	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.4	5.9	5.6
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(49.8)	(51.2)	(52.4)	(50.8)	(50.5)	(51.9)	(55.4)	(57.7)	(57.6)	(58.5)	(58.5)	(58.8)	(59.2)	(58.3)	(57.9)	(58.2)	(58.5)	(58.0)	(59.0)	(57.1)	
	10.6	9.0	7.9	5.6	4.8	3.8	3.4	3.4	3.5	3.0	3.1	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9	2.6	2.4	2.2	2.2	
	(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(30.3)	(28.1)	(27.9)	(28.8)	(29.3)	(26.4)	(24.9)	(25.5)	(25.5)	(25.2)	(24.5)	(23.8)	(23.4)	(23.7)	(23.7)	(24.2)	(23.6)	(23.9)	(23.0)	(24.0)	

(注) 1. ()内の計数は保全率。
2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増玉りな銀行を含む。
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。
5. 一部の銀行においては、再生専門会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

資料9-2-12

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移
(アンケートによる全数調査)

主要行(7行)																								(単位: 億円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	3,230	5,285	2,770	4,239	985	2,085	744	1,161	1,383	2,709	1,494	2,963	1,504	1,886	773	1,724	895	1,447	752	1,613
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	2,010	3,443	1,548	2,497	544	1,204	481	849	1,109	2,007	1,208	2,222	1,083	1,370	612	1,240	696	1,097	534	1,129
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,220	1,841	1,222	1,742	441	882	263	311	274	703	285	740	421	517	162	484	199	350	218	484
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	160.7	153.5	178.9	169.8	181.0	173.3	154.7	136.7	124.7	135.0	123.6	133.3	138.8	137.7	126.4	139.0	128.6	131.9	140.9	142.9
地域銀行(106行)																								(単位: 億円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	3,055	6,571	2,748	5,778	2,296	4,785	1,838	3,723	2,855	5,674	2,418	5,080	1,745	3,832	1,500	2,959	1,423	2,780	1,173	2,339
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	2,124	4,419	1,804	3,648	1,411	2,911	1,182	2,586	2,186	4,392	1,923	4,026	1,260	2,786	1,107	2,165	1,012	1,864	765	1,433
A-B	48	596	739	1,367	931	2,152	943	2,130	885	1,874	656	1,137	668	1,282	496	1,054	486	1,046	394	793	411	916	408	906
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	143.8	148.7	152.3	158.4	162.7	164.4	155.5	143.9	130.6	129.2	125.8	126.2	138.6	137.5	135.6	136.6	140.6	149.1	153.3	163.2
全国銀行(115行)																								(単位: 億円)
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	6,317	11,991	5,536	10,039	3,285	6,910	3,417	5,055	4,429	10,351	4,229	8,865	3,644	6,596	2,485	5,340	4,254	6,474	2,685	5,955
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	4,147	7,891	3,359	6,151	1,956	4,132	2,154	3,605	3,439	8,057	3,408	6,964	2,624	4,863	1,889	3,925	3,155	4,687	1,948	3,983
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	2,170	4,099	2,177	3,888	1,328	2,778	1,263	1,450	991	2,293	821	1,901	1,021	1,733	596	1,414	1,099	1,787	737	1,971
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.3	152.0	164.8	163.2	167.9	167.2	158.6	140.2	128.8	128.5	124.1	127.3	138.9	135.6	131.6	136.0	134.8	138.1	137.8	149.5

(注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を累計。
4. ()内は26年9月期時点の対象金融機関数。
5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
	不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	29,140 (22,827)	136,309 (104,403)	22,745 (15,869)	69,441 (53,975)	22,795 (15,173)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	21,130 (15,652)	81,181 (54,901)	10,076 (4,757)	25,313 (13,388)	11,886 (6,041)	27,319 (13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	6,854 (6,306)	47,093 (42,677)	9,002 (8,123)	38,646 (36,094)	9,674 (8,062)	30,717 (26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	3,300 (3,125)	23,772 (22,549)	6,071 (5,845)	18,807 (17,335)	8,475 (7,064)	25,202 (22,014)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	846 (822)	23,321 (20,128)	801 (771)	19,839 (18,759)	566 (533)	5,516 (4,486)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	1,156 (869)	8,035 (6,825)	3,667 (2,989)	5,482 (4,493)	1,235 (1,070)	3,040 (2,691)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	486,254 (415,417)	587,660 (492,801)	610,405 (508,670)	657,101 (546,776)	679,896 (561,949)	718,177 (589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	205,961 (186,188)	243,200 (222,559)	255,201 (230,682)	281,846 (258,653)	291,520 (266,715)	312,563 (285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	262,780 (182,090)	296,270 (202,500)	297,150 (192,170)	303,660 (197,720)	318,190 (192,920)	325,150 (192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	169,320 (125,470)	147,970 (92,580)	131,400 (80,130)	122,300 (76,780)	122,280 (77,130)	115,550 (69,390)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	147,230 (110,020)	112,320 (68,130)	96,020 (56,160)	83,640 (49,820)	79,460 (46,170)	72,420 (39,170)

(単位:億円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
不良債権処分損	29,553 (20,456)	97,221 (77,212)	18,473 (10,706)	66,584 (51,048)	25,077 (16,847)	53,742 (34,607)	14,849 (10,879)	28,475 (19,621)	1,639 (▲1,928)	3,629 (▲2,803)	1,607 (▲1,872)	10,460 (2,729)
貸倒引当金繰入額	14,912 (8,754)	51,959 (38,062)	8,172 (2,228)	31,011 (20,418)	9,170 (4,156)	16,157 (4,202)	4,572 (2,032)	940 (▲4,262)	▲1,397 (▲3,655)	▲3,722 (▲6,963)	▲263 (▲2,528)	5,239 (537)
直接償却等	13,218 (10,593)	39,745 (34,136)	9,764 (8,050)	35,201 (30,376)	14,962 (11,869)	37,335 (30,472)	9,348 (7,914)	27,536 (23,862)	2,762 (1,427)	7,020 (3,804)	1,974 (795)	5,373 (2,369)
貸出金償却	11,988 (9,582)	32,042 (27,183)	8,011 (6,606)	21,627 (17,737)	13,224 (10,481)	25,166 (19,852)	7,272 (6,258)	17,114 (14,743)	2,357 (1,273)	4,786 (2,344)	1,658 (803)	3,893 (2,077)
バルクセール による売却損等	1,230 (1,011)	7,703 (6,953)	1,753 (1,443)	13,574 (12,640)	1,738 (1,388)	12,169 (10,621)	2,076 (1,656)	10,422 (9,119)	405 (154)	2,235 (1,461)	316 (▲8)	1,479 (292)
その他	1,423 (1,108)	5,517 (5,013)	538 (428)	372 (253)	945 (822)	250 (▲68)	959 (964)	▲1 (21)	274 (300)	332 (356)	▲103 (▲138)	▲152 (▲171)
4年度以降の累計	747,730 (610,130)	815,398 (666,886)	833,871 (677,592)	881,982 (717,934)	907,059 (734,781)	935,724 (752,541)	950,573 (763,420)	964,199 (772,162)	965,838 (770,234)	967,828 (769,359)	969,435 (767,487)	978,288 (772,088)
直接償却等の累計	325,781 (295,746)	352,308 (319,289)	362,072 (327,339)	387,509 (349,665)	402,471 (361,534)	424,844 (380,137)	434,192 (388,051)	452,380 (403,999)	455,142 (405,426)	459,400 (407,803)	461,374 (408,598)	464,773 (410,172)
リスク管理債権残高	356,730 (217,540)	420,280 (276,260)	392,250 (245,770)	348,490 (204,330)	312,440 (175,340)	262,040 (135,670)	232,090 (117,680)	175,390 (72,900)	156,080 (60,160)	131,090 (45,240)	121,260 (38,230)	117,540 (40,040)
貸倒引当金残高	115,640 (69,070)	133,530 (86,570)	126,450 (78,010)	125,850 (78,970)	109,160 (63,300)	114,300 (69,030)	102,090 (59,920)	85,350 (47,390)	73,260 (37,640)	64,380 (32,470)	59,480 (28,790)	58,960 (30,200)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	70,860 (37,840)	78,860 (46,690)	71,680 (38,880)	60,810 (30,020)	55,350 (24,980)	54,410 (25,750)	60,790 (33,860)	43,860 (20,000)	38,470 (16,110)	28,760 (8,910)	26,550 (7,170)	27,200 (9,590)

(単位:億円)

	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期
不良債権処分損	7,815 (4,043)	11,238 (4,110)	13,101 (7,800)	30,938 (19,119)	9,733 (6,021)	16,821 (9,654)	3,402 (1,244)	10,046 (3,912)	1,383 (329)	5,486 (2,575)	1,531 (136)	5,754 (2,117)
貸倒引当金繰入額	4,657 (1,769)	2,893 (▲1,573)	6,476 (2,770)	15,318 (7,255)	5,153 (2,545)	8,028 (3,530)	1,409 (146)	5,362 (1,115)	125 (▲293)	2,212 (740)	310 (▲455)	2,850 (492)
直接償却等	3,084 (2,214)	8,206 (5,770)	6,451 (4,962)	15,328 (11,779)	4,477 (3,469)	8,574 (6,078)	1,927 (1,131)	4,534 (2,854)	1,200 (599)	3,147 (1,802)	1,211 (619)	2,768 (1,591)
貸出金償却	2,836 (2,084)	6,275 (4,499)	6,088 (4,741)	13,933 (10,797)	3,847 (2,956)	7,003 (5,021)	1,785 (1,107)	4,086 (2,683)	1,046 (576)	2,379 (1,325)	1,061 (548)	2,340 (1,437)
バルクセール による売却損等	249 (130)	1,931 (1,271)	364 (221)	1,395 (981)	631 (513)	1,571 (1,057)	143 (24)	448 (171)	155 (24)	769 (477)	150 (71)	428 (154)
その他	74 (60)	139 (▲86)	174 (68)	291 (85)	103 (6)	218 (47)	66 (▲33)	151 (▲57)	58 (23)	127 (33)	10 (▲27)	136 (34)
4年度以降の累計	986,103 (776,131)	989,526 (776,198)	1,002,627 (783,998)	1,020,464 (795,317)	1,030,197 (801,338)	1,037,285 (804,971)	1,040,687 (806,215)	1,047,331 (808,883)	1,048,714 (809,212)	1,052,817 (811,458)	1,054,348 (811,594)	1,058,571 (813,575)
直接償却等の累計	467,857 (412,386)	472,979 (415,942)	479,430 (420,904)	488,307 (427,721)	492,784 (431,190)	496,881 (433,799)	498,808 (434,930)	501,415 (436,653)	502,615 (437,252)	504,562 (438,455)	505,773 (439,074)	507,330 (440,046)
リスク管理債権残高	116,310 (39,150)	111,690 (36,990)	120,120 (41,430)	116,100 (45,370)	119,630 (49,380)	114,280 (48,190)	112,900 (47,540)	112,720 (46,390)	113,490 (45,740)	115,310 (47,500)	115,660 (47,400)	116,820 (49,350)
貸倒引当金残高	58,820 (30,140)	52,730 (25,800)	54,430 (26,440)	58,650 (30,270)	59,170 (30,740)	57,020 (29,630)	54,270 (28,060)	53,950 (27,060)	51,400 (25,780)	51,030 (26,400)	48,530 (24,640)	48,650 (25,140)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	27,610 (10,300)	22,720 (6,840)	24,670 (8,170)	27,090 (10,070)	28,160 (11,720)	26,770 (11,220)	25,450 (10,490)	23,940 (8,800)	23,960 (8,950)	24,310 (9,870)	23,910 (9,450)	23,880 (9,480)

(単位:億円)

	25年9月期		26年3月期	
	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
不良債権処分損	▲ 1,156 (▲1,850)	▲ 753 (▲2,546)	▲ 2,930 (▲3,057)	747 (▲168)
貸倒引当金繰入額	▲ 1,899 (▲2,163)	▲ 2,332 (▲3,135)	▲ 3,453 (▲3,247)	▲ 1,352 (▲1,464)
直接償却等	791 (394)	1,665 (761)	542 (239)	2,068 (1,332)
貸出金償却	663 (356)	1,375 (680)	321 (79)	1,717 (1,127)
バルクセール による売却損等	129 (37)	290 (81)	220 (161)	351 (205)
その他	▲ 48 (▲81)	▲ 86 (▲172)	▲ 19 (▲50)	32 (▲36)
4年度以降の累計	1,057,415 (811,725)	1,057,818 (811,029)	1,054,888 (807,972)	1,058,565 (810,861)
直接償却等の累計	508,121 (440,440)	508,995 (440,807)	509,537 (441,046)	511,063 (442,139)
リスク管理債権残高	107,330 (42,960)	100,346 (38,722)	92,688 (33,924)	89,692 (33,718)
貸倒引当金残高	43,830 (21,680)	41,740 (20,430)	36,630 (16,630)	37,040 (17,950)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	21,470 (7,950)	20,500 (7,580)	18,290 (5,970)	17,270 (5,630)

- (注) 1. ()内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
- 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
 - 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
 - 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福德、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。
 - 不良債権処分損については、10年9月期～11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
 - リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
 - 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 - 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
 - バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
 - 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
 - リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
 - 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表6) リスク管理債権額等の推移

		(単位:億円)																								
		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	
都銀・ 旧長 債権 信託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,386,020	2,426,790	2,453,150	2,446,820	2,457,800	2,494,870	2,546,070	2,620,060	2,495,450	2,449,130	2,384,050	2,393,530	2,387,570	2,452,280	2,446,690	2,593,130	2,640,720	2,735,470	2,778,780	2,889,210	
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	60,160	45,240	38,230	40,040	39,150	36,990	41,430	45,370	49,380	48,190	47,540	46,390	45,740	47,500	47,400	49,350	42,960	38,720	33,920	33,720	
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	2,150	1,410	1,580	1,310	1,220	1,360	4,360	6,170	5,260	3,820	2,610	2,120	1,620	1,660	1,630	1,800	1,350	710	650	560	
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	35,210	21,090	17,630	20,590	23,030	18,670	23,310	27,750	32,760	32,460	31,620	28,900	29,200	30,710	30,860	31,360	27,300	25,020	21,690	19,230	
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	1,160	690	720	540	620	510	690	910	1,090	690	950	1,570	1,010	970	1,000	740	750	720	720	670	
貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	21,640	22,050	18,300	17,310	14,290	16,450	13,070	10,540	10,260	11,210	12,360	13,800	13,910	14,150	13,920	15,440	13,550	12,270	10,870	13,260		
貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	37,640	32,470	28,790	30,200	30,140	25,800	26,440	30,270	30,740	29,630	28,060	27,060	25,780	26,400	24,640	25,140	21,680	20,430	16,630	17,950		
個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	16,110	8,910	7,170	9,590	10,300	6,840	8,170	10,070	11,720	11,220	10,490	8,800	8,950	9,870	9,450	9,480	7,950	7,580	5,970	5,630		
(9)	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	1,983,430	2,020,730	2,038,570	2,027,260	2,038,220	2,068,470	2,116,550	2,186,050	2,061,870	2,018,690	1,966,890	1,972,420	1,967,000	2,035,210	2,020,120	2,148,320	2,193,910	2,274,400	2,312,540	2,403,010	
都市 銀行	リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	51,650	39,070	32,790	34,000	33,930	32,020	36,860	38,870	40,570	39,210	39,380	39,180	39,330	40,390	40,650	42,090	36,970	33,420	29,670	30,450	
	破綻先債権	9,800	7,050	3,370	1,720	1,840	1,150	1,370	1,140	1,090	1,230	3,150	4,760	4,010	2,980	2,150	1,670	1,280	1,350	1,350	1,510	1,260	620	600	540	
	延滞債権	111,020	67,760	51,710	36,850	30,090	18,870	15,900	18,060	20,160	16,520	21,080	23,440	26,530	26,320	25,870	23,920	24,510	25,440	25,650	25,950	23,070	21,530	18,890	17,200	
	3ヶ月以上延滞債権	3,360	2,800	2,000	1,310	1,120	670	690	520	520	490	680	860	830	660	910	1,550	990	950	980	720	730	700	700	650	
	貸出条件緩和債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,600	18,380	14,830	14,280	12,160	13,780	11,950	9,810	9,200	9,250	10,450	12,050	12,550	12,650	12,680	13,900	11,900	10,570	9,470	12,070	
貸倒引当金残高	66,440	67,130	59,950	40,770	31,910	27,750	24,650	25,140	24,970	21,480	22,440	25,100	25,520	25,040	23,650	22,950	21,880	22,420	21,000	21,590	18,730	17,610	14,320	15,730		
個別貸倒引当金残高	37,150	25,560	21,940	17,150	13,430	7,520	6,140	8,070	8,740	5,860	7,110	8,070	9,470	9,190	8,640	7,210	7,270	7,970	7,560	7,640	6,630	6,320	5,090	4,960		
(4)	貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	63,590	69,870	79,220	84,380	88,520	93,070	95,900	83,620	80,060	78,020	70,170	67,120	67,760	67,870	68,390	69,650	68,430	68,850	68,430	70,040	
旧長 期債 銀行	リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	1,190	630	480	600	770	930	1,510	2,810	2,870	4,770	4,310	3,780	3,190	3,780	3,490	3,310	2,740	2,300	1,490	990	
	破綻先債権	3,670	220	190	30	20	10	40	10	0	10	660	660	660	510	260	170	140	100	100	110	80	70	30	10	
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	930	390	230	400	580	550	540	1,940	1,760	3,780	3,560	3,190	2,680	3,280	3,170	2,950	2,400	1,980	1,300	820	
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	0	60	0	0	40	250	20	20	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	230	210	200	130	370	310	170	200	450	480	400	360	380	210	250	250	240	150	150	
貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	2,320	1,930	1,610	1,690	1,570	1,460	1,410	2,490	2,310	2,180	2,230	2,140	2,040	1,980	1,810	1,700	1,550	1,480	1,230	1,100		
個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	970	700	520	570	680	490	500	980	730	1,020	930	950	960	1,030	1,050	1,050	840	850	590	370		
(2)	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	339,010	336,190	335,350	335,180	331,050	333,330	333,620	350,390	353,520	352,420	346,980	354,000	352,800	349,200	358,170	375,150	378,380	392,220	397,810	416,160	
信託 銀行	リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	7,330	5,540	4,960	5,440	4,440	4,040	3,060	3,690	5,940	4,210	3,860	3,420	3,220	3,330	3,260	3,950	3,250	3,000	2,770	2,280	
	破綻先債権	1,820	1,400	1,030	370	300	250	170	160	130	120	550	750	600	320	210	280	200	210	180	180	10	10	10	20	
	延滞債権	18,860	8,890	8,170	5,070	4,190	1,830	1,500	2,430	2,280	1,610	1,690	2,370	4,470	2,360	2,200	1,780	2,010	1,990	2,040	2,470	1,840	1,510	1,490	1,210	
	3ヶ月以上延滞債権	180	130	50	30	40	20	30	20	30	20	10	10	10	20	20	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	貸出条件緩和債権	17,130	15,150	8,340	3,850	2,810	3,440	3,260	2,830	2,000	2,290	810	560	860	1,510	1,430	1,350	1,000	1,120	1,030	1,290	1,390	1,460	1,250	1,040	
貸倒引当金残高	10,510	7,680	5,680	4,040	3,410	2,790	2,530	3,370	3,600	2,860	2,580	2,680	2,900	2,410	2,180	1,980	1,860	2,010	1,820	1,850	1,400	1,340	1,080	1,120		
個別貸倒引当金残高	5,850	2,960	2,310	1,800	1,700	700	510	950	880	490	570	1,020	1,510	1,010	920	630	720	880	840	800	480	410	290	290		
(3)	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800	2,450,170	2,536,440	2,415,390	2,371,110	2,313,880	2,326,410	2,319,810	2,384,410	2,378,290	2,523,470	2,572,280	2,666,620	2,710,350	2,819,170	
主要 銀行	リスク管理債権	260,940	200,060	138,850	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060	39,920	42,560	46,510	43,420	43,230	42,610	42,550	43,720	43,910	46,040	40,220	36,420	32,430	32,730	
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350	3,710	5,510	4,600	3,310	2,360	1,950	1,480	1,560	1,530	1,690	1,270	630	610	560	
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120	22,770	25,810	31,000	28,680	28,060	25,700	26,520	27,430	27,690	28,420	24,910	23,050	20,390	18,410	
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	1,160	690	720	540	560	510	690	870	840	670	930	1,560	1,000	960	990	730	740	710	710	660	
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070	12,760	10,370	10,060	10,760	11,880	13,400	13,550	13,770	13,700	15,200	13,290	12,030	10,720	13,110	
貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340	25,030	27,780	28,430	27,450	25,820	24,930	23,740	24,420	22,820	23,440	20,140	18,950	15,400	16,850		
個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350	7,680	9,090	10,990	10,200	9,560	7,850	7,990	8,840	8,400	8,430	7,110	6,730	5,380	5,260		
(7)																										

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
地域銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,831,900	1,875,530	1,891,750	1,926,740	1,938,200	1,977,170	1,991,110	2,050,270	2,036,840	2,048,590	2,049,650	2,079,870	2,088,800	2,131,100	2,152,690	2,191,830	2,209,900	2,255,410	2,285,190	2,338,120
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	95,920	85,850	83,030	77,500	77,160	74,700	78,690	70,730	70,250	66,090	65,360	66,330	67,760	67,810	68,260	67,470	64,370	61,620	58,760	55,970
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	5,440	4,880	4,840	4,340	4,480	4,820	7,770	9,530	8,880	7,370	6,270	5,410	5,110	3,810	3,690	3,130	2,820	2,450	2,290	1,850
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	61,050	56,400	55,290	52,460	52,330	50,280	51,240	51,310	50,670	49,440	50,070	51,320	52,240	52,650	52,920	52,730	50,180	48,050	46,020	44,200
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	820	620	780	690	650	590	820	790	1,120	750	690	630	640	500	410	390	390	320	320	260
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	28,620	23,950	22,120	20,000	19,700	19,010	18,860	9,100	9,580	8,530	8,330	8,970	9,770	10,850	11,240	11,220	10,980	10,810	10,140	9,670
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	35,620	31,910	30,700	28,760	28,680	26,930	27,990	28,380	28,440	27,390	26,210	26,880	25,620	24,620	23,890	23,510	22,150	21,310	20,000	19,090
(106)	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	22,360	19,850	19,370	17,610	17,310	15,880	16,500	17,030	16,440	15,550	14,960	15,140	15,010	14,430	14,460	14,390	13,520	12,920	12,320	11,640
地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,371,780	1,406,130	1,416,390	1,448,150	1,456,110	1,485,930	1,498,610	1,550,650	1,536,550	1,549,770	1,552,100	1,577,000	1,584,720	1,619,600	1,642,400	1,673,740	1,690,710	1,726,410	1,751,170	1,794,440
	リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	71,060	63,170	60,950	57,580	57,150	54,970	57,310	50,840	50,380	47,470	47,040	48,440	49,430	49,400	50,070	49,130	47,050	45,300	43,370	41,730
	破綻先債権	10,290	9,170	6,030	4,060	3,650	3,340	3,350	2,980	3,080	3,190	5,090	6,170	5,600	4,620	4,030	3,600	3,510	2,500	2,480	1,980	1,770	1,570	1,470	1,220
	延滞債権	59,110	57,900	55,640	47,130	44,410	40,820	40,200	38,890	38,610	36,690	37,220	37,130	36,480	35,670	36,090	37,170	37,590	37,750	38,310	38,300	36,460	35,080	33,500	32,450
	3ヶ月以上延滞債権	1,210	1,030	790	660	630	470	570	540	480	470	630	560	780	530	510	460	470	340	330	330	330	260	260	210
	貸出条件緩和債権	34,270	36,130	30,890	23,980	22,370	18,540	16,830	15,170	14,980	14,620	14,380	6,970	7,520	6,650	6,420	7,200	7,870	8,800	8,960	8,520	8,480	8,400	8,140	7,850
	貸倒引当金残高	34,870	34,550	35,160	29,380	27,330	24,080	22,980	21,330	21,330	19,730	20,450	20,550	20,380	19,630	18,860	19,520	18,540	17,900	17,520	17,250	16,330	15,840	14,950	14,410
(64)	個別貸倒引当金残高	23,670	22,350	22,100	18,240	16,970	14,820	14,480	13,200	12,940	11,540	12,020	12,240	11,620	10,960	10,620	10,830	10,590	10,030	10,150	10,250	9,670	9,340	8,930	8,560
第二地方銀行	貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	405,460	412,560	417,430	419,380	422,250	429,430	430,700	435,920	436,710	434,950	434,000	438,980	440,220	446,830	444,800	451,780	452,940	462,070	466,510	475,000
	リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	23,820	21,820	21,120	19,050	19,110	18,840	20,320	18,890	18,780	17,490	17,050	16,690	17,110	17,270	16,990	17,200	16,170	15,220	14,290	13,220
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,780	1,520	1,470	1,330	1,380	1,590	2,620	3,290	3,210	2,710	2,200	1,760	1,550	1,260	1,170	1,100	1,000	850	790	610
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	16,090	15,070	14,570	12,990	13,060	12,920	13,280	13,480	13,430	12,950	13,120	13,250	13,720	14,030	13,710	13,590	12,850	12,150	11,680	10,930
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	130	100	130	110	130	100	140	180	270	190	160	140	160	160	80	60	60	50	50	50
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,830	5,130	4,950	4,610	4,550	4,240	4,280	1,930	1,870	1,630	1,580	1,680	1,830	2,040	2,460	2,270	2,170	1,770	1,630	
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,880	7,470	7,380	7,070	6,990	6,810	7,070	7,430	7,600	7,260	6,840	6,840	6,600	6,240	5,920	5,820	5,400	5,090	4,720	4,370
(41)	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	5,200	4,850	4,760	4,240	4,180	4,130	4,260	4,660	4,680	4,430	4,160	4,120	4,230	4,190	4,080	3,930	3,640	3,390	3,220	2,930
全国銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,217,920	4,302,320	4,344,900	4,373,560	4,396,000	4,472,040	4,537,180	4,670,330	4,532,290	4,497,720	4,433,690	4,473,400	4,476,370	4,583,380	4,599,380	4,784,950	4,850,620	4,990,870	5,063,970	5,227,330
	リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	116,310	111,690	120,120	116,100	119,630	114,280	112,900	112,720	113,490	115,310	115,660	116,820	107,330	100,350	92,690	89,690
	破綻先債権	30,360	22,390	13,770	8,240	7,590	6,300	6,420	5,650	5,700	6,180	12,130	15,700	14,140	11,190	8,880	7,530	6,730	5,470	5,320	4,930	4,170	3,160	2,940	2,420
	延滞債権	222,960	159,190	136,600	107,530	96,250	77,480	72,920	73,340	75,350	68,950	74,550	79,060	83,430	81,900	81,690	80,220	81,440	83,370	83,780	84,100	77,480	73,070	67,710	63,420
	3ヶ月以上延滞債権	6,070	5,000	3,150	2,210	1,980	1,310	1,500	1,230	1,260	1,100	1,510	1,700	2,210	1,440	1,640	2,200	1,650	1,470	1,400	1,130	1,150	1,040	1,030	920
	貸出条件緩和債権	160,890	161,900	108,520	57,400	50,260	46,000	40,430	37,310	33,990	35,460	31,930	19,640	19,840	19,750	20,690	22,770	23,680	25,000	25,160	26,660	24,530	23,070	21,010	22,930
	貸倒引当金残高	133,530	125,850	114,300	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	58,820	52,730	54,430	58,650	59,170	57,020	54,270	53,950	51,400	51,030	48,530	48,650	43,830	41,740	36,630	37,040
(115)	個別貸倒引当金残高	78,860	60,810	54,410	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	27,610	22,720	24,670	27,090	28,160	26,770	25,450	23,940	23,960	24,310	23,910	23,880	21,470	20,500	18,290	17,270

(単位:億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
協同 組織 金融 機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960	1,163,080		1,179,220		1,149,840		1,183,720		1,211,420		1,210,910		1,219,850		1,235,520		1,264,120		1,302,620
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020	71,750		66,000		63,250		57,400		57,120		57,280		59,920		60,190		57,750		54,370
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	6,300		5,650		5,390		7,150		6,430		6,430		4,540		4,020		3,200		2,700
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	48,700		46,290		45,740		44,280		45,370		46,580		49,280		50,180		49,040		46,340
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	350		360		400		440		470		310		260		260		190		190
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	16,390		13,690		11,710		5,510		4,850		5,260		5,840		5,720		5,320		5,140
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	23,320		19,900		20,540		21,380		19,820		20,130		19,820		18,900		18,440		17,280
(472)	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	17,070		15,770		14,630		15,360		15,920		15,150		15,340		14,620		14,250		13,550
信用 金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	686,570		690,820		693,960		703,160		704,210		690,090		691,630		691,480		704,550		716,870
	リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470	49,010		45,140		44,360		40,700		40,440		41,010		43,470		43,690		41,690		39,080
	破綻先債権	8,190	7,740	6,040	4,350	3,390		3,230		3,130		4,140		3,710		2,910		2,610		2,260		1,720		1,480
	延滞債権	42,410	43,510	41,530	37,830	34,890		33,220		33,480		32,850		33,500		34,530		36,850		37,390		36,210		33,950
	3ヶ月以上延滞債権	640	550	340	240	190		180		210		210		240		180		140		140		80		80
	貸出条件緩和債権	21,750	20,490	15,920	13,050	10,530		8,510		7,530		3,500		2,990		3,390		3,870		3,890		3,670		3,570
	貸倒引当金残高	18,250	18,870	17,170	15,100	13,450		12,560		11,970		12,070		11,300		11,890		11,270		10,950		10,690		10,120
(268)	個別貸倒引当金残高	13,240	13,790	12,930	11,360	10,220		9,580		8,980		9,240		8,990		8,500		8,850		8,620		8,390		8,020
信用 組合	貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	98,430		98,440		97,810		97,930		97,560		99,700		98,000		99,070		100,670		103,090
	リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660	10,600		10,240		10,090		8,810		8,050		7,980		8,320		8,320		7,720		7,380
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	1,090		1,050		1,180		1,260		1,070		950		780		760		660		550
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	6,730		6,620		6,470		6,260		5,950		5,950		6,410		6,440		5,990		5,780
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	100		110		100		120		120		70		60		60		40		50
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	2,680		2,460		2,330		1,170		910		1,010		1,070		1,060		1,030		1,000
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	3,170		3,100		3,080		2,890		2,800		2,810		2,910		2,930		2,790		2,680
(155)	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	2,500		2,400		2,270		2,200		2,210		2,240		2,370		2,430		2,320		2,210
預金 取扱 金融 機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390		5,552,780		5,621,880		5,854,050		5,709,140		5,684,310		5,803,230		6,020,480		6,254,990		6,529,950
	リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400	202,840		183,540		174,940		173,490		171,410		169,990		175,230		177,010		158,090		144,060
	破綻先債権	45,170	36,130	24,690	16,220	12,600		11,300		11,580		12,600		11,300		12,650		10,010		8,950		6,350		5,120
	延滞債権	284,630	222,280	196,340	160,750	126,190		119,630		114,690		123,340		127,270		126,800		132,640		134,280		122,120		109,760
	3ヶ月以上延滞債権	7,160	5,920	3,840	2,660	1,660		1,590		1,500		2,140		1,900		2,510		1,730		1,400		1,220		1,110
	貸出条件緩和債権	193,540	192,430	133,640	78,760	62,390		51,000		47,160		25,150		24,590		28,020		30,840		32,380		28,390		28,070
	貸倒引当金残高	167,560	159,160	145,770	112,540	87,690		80,420		72,630		79,200		78,400		74,080		70,840		67,550		60,180		54,330
(587)	個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840	45,830		42,970		37,350		42,450		42,690		39,090		39,640		38,500		34,740		30,820

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. ()内は26年9月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

主要行(7行)																						(単位:兆円)		
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5	229.9	231.1	236.3	236.3	239.2	234.9	227.7	230.1	231.2	237.7	238.3	254.5	261.0	273.0	282.9	296.1
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8	15.7	16.3	16.3	18.5	18.0	18.3	17.4	17.0	15.8	15.7	15.0	15.2	12.9	12.2	10.2	9.6
(要管理債権)	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1	1.1	1.1	1.3	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3	1.1	1.4
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4	2.9	2.6	2.6	2.4	2.5	2.6	2.6	2.6	2.3	2.2	1.9	1.8
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.3
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5	4.9	4.5	4.5	4.5	4.5	4.6	4.6	4.7	4.2	3.8	3.3	3.4
地域銀行(106行)																						(単位:兆円)		
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	147.4	152.2	153.8	156.4	156.9	159.3	159.3	162.2	153.6	158.9	158.6	161.5	162.5	165.9	169.5	173.3	176.3	180.8	182.0	190.9
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	23.1	22.9	23.1	24.2	24.6	25.2	25.8	27.8	28.5	30.3	30.0	29.9	29.1	29.1	28.0	27.5	26.3	25.9	24.5	24.1
(要管理債権)	4.6	4.9	4.1	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.1	4.0	3.9	3.8	3.9	4.0	4.2	4.2	4.3	4.4	4.2	4.0	3.8	3.7
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2	2.1	1.9	1.8	1.7	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.6	8.0	7.2	7.0	6.6	6.6	6.7	6.9	6.8	6.9	6.9	6.5	6.2	5.9	5.7
全国銀行(115行)																						(単位:兆円)		
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7	395.0	398.8	404.0	405.5	399.4	399.9	391.6	396.9	399.2	409.2	413.5	433.9	443.3	460.0	471.1	493.5
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5	40.7	42.0	42.7	47.3	47.4	49.7	48.5	47.8	45.6	45.5	43.6	43.1	39.6	38.4	35.1	34.0
(要管理債権)	16.5	16.6	11.1	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	2.2	2.1	2.2	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.4	2.2	2.4	
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.5	6.8	6.7	6.8	6.7	6.9	7.2	7.2	7.3	6.7	6.4	5.9	5.5
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	3.2	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.9	1.7	1.5	1.3	1.3
要管理～破綻先の合計	42.2	35.3	26.6	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	12.2	11.7	11.6	11.6	11.8	11.8	12.0	11.0	10.2	9.4	9.2	
預金取扱金融機関(587機関)																						(単位:兆円)		
	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	/	472.8	/	481.1	/	485.1	/	491.8	/	482.3	/	485.3	/	498.6	/	525.3	/	554.2	/	592.4
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	/	52.3	/	55.8	/	57.8	/	65.2	/	70.5	/	68.7	/	65.7	/	62.4	/	56.8	/	51.6
(要管理債権)	19.1	19.2	13.0	7.5	/	6.0	/	5.0	/	4.7	/	2.6	/	2.5	/	2.9	/	3.1	/	3.3	/	2.9	/	2.8
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	/	9.7	/	9.3	/	9.0	/	9.5	/	9.9	/	10.0	/	10.9	/	11.1	/	10.1	/	9.1
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	/	4.4	/	4.0	/	3.9	/	5.5	/	5.0	/	4.2	/	3.6	/	3.4	/	2.9	/	2.5
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	/	20.2	/	18.3	/	17.5	/	17.6	/	17.4	/	17.1	/	17.6	/	17.8	/	15.9	/	14.4

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、郵貯と信託の合計。

3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増減を伴った銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、郵貯・旧長債銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式会社保有専門子会社の計数を含む。

6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行・協同組織金融機関・信託等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信託等及び商工中金を含まない。

7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要管理先に対する債権はこれに該当しない。

8. ()内は26年9月期時点の対象金融機関数。

金融再生プログラム

平成 14 年 10 月 30 日

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

- 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
 ○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1) 安心できる金融システムの構築
 - 国民のための金融行政
 - 決済機能の安定確保
 - モニタリング体制の整備
- (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮
 - 中小企業貸出に関する担い手の拡充
 - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
 - 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 中小企業の実態を反映した検査の確保
 - 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
 - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
 - 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結
 - 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
 - 「特別支援金融機関」における経営改革
 - 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1) 「特別支援」を介した企業再生
 - 貸出債権のオフバランス化推進
 - 時価の参考情報としての自己査定を活用
 - DIPファイナンスへの保証制度
- (2) RCCの一層の活用と企業再生
 - 企業再生機能の強化
 - 企業再生ファンド等との連携強化
 - 貸出債権取引市場の創設
 - 証券化機能の拡充
- (3) 企業再生のための環境整備
 - 企業再生に資する支援環境の整備
 - 過剰供給問題等への対応
 - 早期事業再生ガイドラインの策定
 - 株式の価格変動リスクへの対処
 - 一層の金融緩和の期待
- (4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1) 資産査定の厳格化
 - 資産査定に関する基準の見直し
 - 引当に関するDCF的手法の採用
 - 引当金算定における期間の見直し
 - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
 - 特別検査の再実施
 - 自己査定と金融庁検査の格差公表
 - 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
 - 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2) 自己資本の充実
 - 自己資本を強化するための税制改正
 - 繰延税金資産の合理性の確認
 - 自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3) ガバナンスの強化
 - 優先株の普通株への転換
 - 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
 - 早期是正措置の厳格化
 - 「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

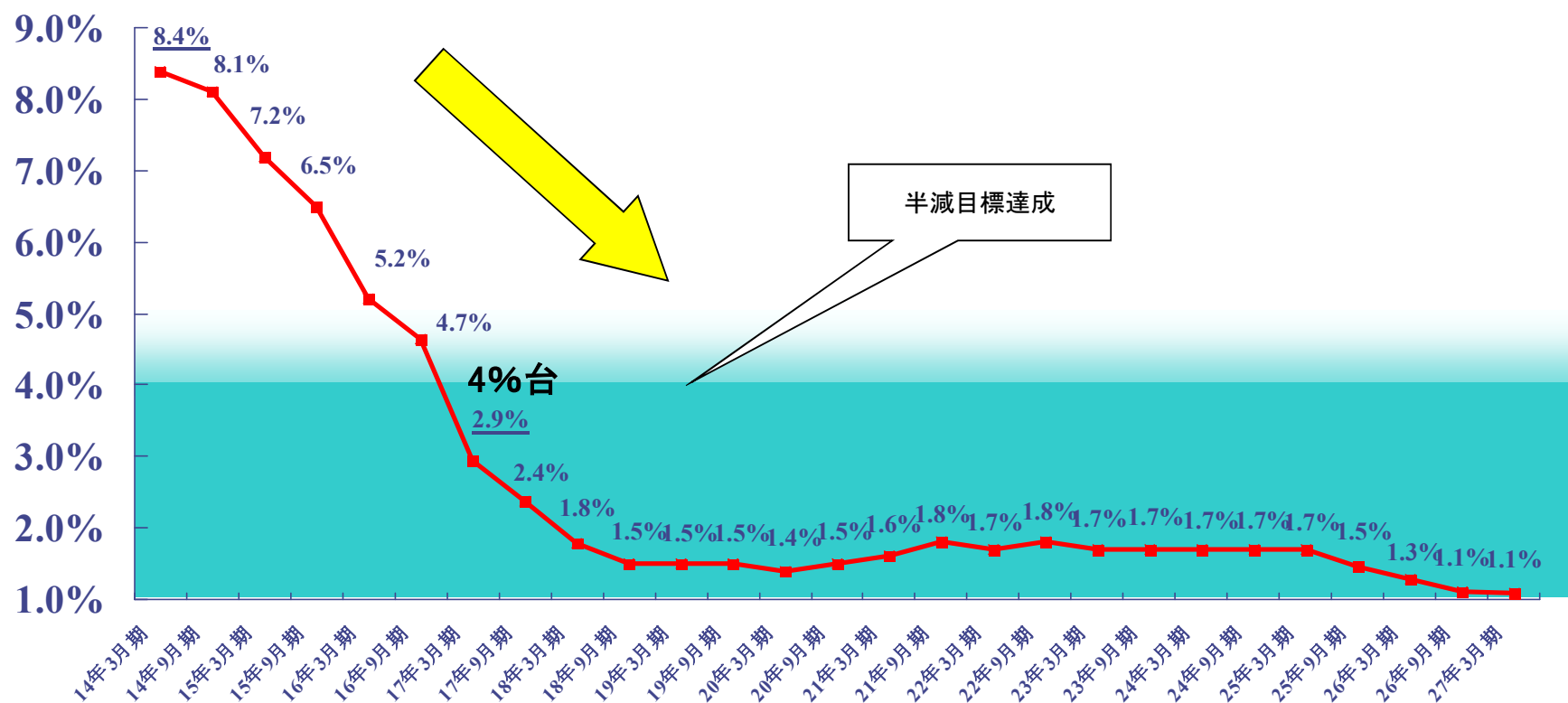
【基本的考え方】

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現



- ◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

不良債権比率の推移(主要行)



○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

資料 9-3-1 預金等取扱金融機関に対する金融モニタリングの実施状況

銀行持株会社に対するモニタリングの実施状況

(平成27年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
三菱UFJ フィナンシャル・グループ	26.	9.	8	—		
三井住友フィナンシャルグループ	26.	9.	8	—		
みずほ フィナンシャルグループ	26.	9.	8	—		
りそなホールディングス	27.	4.	7	27.	6.	30

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

主要行等に対するモニタリングの実施状況

(平成27年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
三菱東京UFJ銀行	26.	9.	8	—		
三井住友銀行	26.	9.	8	—		
みずほ銀行	26.	9.	8	—		
ゆうちょ銀行	26.	9.	8	26.	12.	17
新生銀行	26.	9.	8	27.	1.	27
農林中央金庫	27.	1.	26	27.	4.	28
あおぞら銀行	27.	1.	26	27.	4.	22
りそな銀行	27.	4.	7	27.	6.	30

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

地域銀行に対するモニタリングの実施状況

【地方銀行】

(平成27年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
北 國 銀 行	26.	8.	27	26.	11.	13
	27.	4.	1	27.	6.	16
広 島 銀 行	26.	10.	14	26.	12.	10
鹿 児 島 銀 行	26.	10.	14	26.	12.	17
山 梨 中 央 銀 行	26.	10.	14	26.	12.	9
福 井 銀 行	27.	2.	2	27.	5.	20
岩 手 銀 行	27.	2.	5	27.	4.	15
大 分 銀 行	27.	4.	13	27.	6.	16
東 北 銀 行	27.	4.	13		—	
北 陸 銀 行	27.	4.	13	27.	6.	23
筑 邦 銀 行	27.	4.	13		—	
琉 球 銀 行	27.	4.	13	27.	6.	19
七 十 七 銀 行	27.	6.	1		—	

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

【第二地方銀行】

(平成27年6月30日現在)

金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
静 岡 中 央 銀 行	26.	8.	27	26.	11.	11
大 正 銀 行	26.	8.	27	26.	11.	14
東 京 ス タ ー 一 銀 行	26.	11.	20	27.	3.	6
き ら や か 銀 行	26.	11.	20	27.	2.	18
北 洋 銀 行	27.	1.	26	27.	3.	18
東 和 銀 行	27.	2.	2	27.	5.	7
島 根 銀 行	27.	2.	2	27.	5.	22
高 知 銀 行	27.	2.	2	27.	5.	14

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

外国銀行支店等に対するモニタリングの実施状況

(平成27年6月30日現在)

外国金融機関等名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
韓国産業銀行東京支店	26.	7.	16	26.	7.	23
ハナ銀行東京支店	26.	7.	17	26.	7.	24
ステート・ストリート信託銀行	26.	9.	12	26.	10.	9
メトロポリタン銀行東京支店	26.	9.	12	26.	10.	14
インターザ・サンパオロ・エッセ・ピー・ア東京支店	26.	9.	16	26.	10.	14
アイエヌジーバンク エヌ・ヴィ東京支店	26.	10.	1	26.	10.	24
中国銀行在日支店	26.	10.	1	26.	10.	28
フィリピン・ナショナル・バンク東京支店	26.	10.	10	26.	11.	6
兆豊国際商業銀行東京支店	26.	10.	24	26.	11.	19
ユバフーアラブ・フランス連合銀行在日支店	26.	11.	4	26.	12.	3
J P モルガン・チェース銀行東京支店	26.	11.	7	26.	12.	8
ブラジル銀行在日支店	26.	11.	10	26.	12.	16
中国工商銀行在日支店	27.	1.	5	27.	1.	28
交通銀行東京支店	27.	1.	5	27.	2.	2
スタンダードチャータード銀行東京支店	27.	1.	16	27.	2.	17
ユービーエス・エイ・ジー東京支店	27.	1.	29	27.	3.	3
ナショナルオーストラリア銀行東京支店	27.	2.	3	27.	3.	3
ドイツ銀行東京支店	27.	2.	18	27.	3.	18
中国建設銀行東京支店	27.	2.	18	27.	3.	18
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店	27.	3.	4	27.	4.	8
オーストラリア・ニュージーランド銀行在日支店	27.	3.	4	27.	4.	8
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店	27.	3.	19	27.	4.	28
中国農業銀行東京支店	27.	3.	19	27.	4.	30
パキスタン・ナショナル銀行在日支店	27.	4.	6	27.	5.	19
バンク・オブ・インディア在日支店	27.	4.	22	27.	6.	1

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

信用金庫に対するモニタリングの実施状況

(平成27年6月30日現在)

信用金庫名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
豊川信用金庫	26. 8. 26	26. 11. 7
飯塚信用金庫	26. 10. 14	26. 12. 17
備前信用金庫	26. 10. 15	27. 1. 16
しまなみ信用金庫	26. 10. 15	27. 1. 16
北陸信用金庫	26. 10. 16	27. 1. 23
鶴来信用金庫	26. 10. 16	27. 1. 26
郡山信用金庫	26. 10. 17	27. 1. 8
宮古信用金庫	26. 10. 20	26. 12. 26
あぶくま信用金庫	26. 10. 20	26. 12. 25
大阪厚生信用金庫	26. 10. 20	27. 2. 2
湘南信用金庫	26. 10. 21	27. 4. 28
水戸信用金庫	26. 10. 21	27. 1. 15
加茂信用金庫	26. 10. 21	26. 12. 19
上田信用金庫	26. 10. 21	26. 12. 19
熊本第一信用金庫	26. 10. 27	27. 1. 8
延岡信用金庫	26. 10. 27	27. 1. 8
幡多信用金庫	27. 1. 14	27. 4. 13
高山信用金庫	27. 1. 15	27. 5. 14
浜松信用金庫	27. 1. 15	27. 5. 11
沼津信用金庫	27. 1. 15	27. 5. 1
にかわ信用金庫	27. 1. 15	27. 3. 31
唐津信用金庫	27. 1. 15	27. 3. 27
九州ひぜん信用金庫	27. 1. 15	27. 4. 2
網走信用金庫	27. 1. 16	27. 4. 7
北空知信用金庫	27. 1. 16	27. 4. 6
足立成和信用金庫	27. 1. 16	27. 4. 9
佐原信用金庫	27. 1. 16	27. 3. 31
アルプス中央信用金庫	27. 1. 16	27. 4. 15

(平成27年6月30日現在)

信 用 金 庫 名	モ ニ タ リ ン グ 開 始 日			モ ニ タ リ ン グ 終 了 日		
鳥 取 信 用 金 庫	27.	1.	16	27.	4.	16
日 生 信 用 金 庫	27.	1.	16	27.	4.	10
奄 美 大 島 信 用 金 庫	27.	1.	19	27.	4.	7
き の く に 信 用 金 庫	27.	1.	20	27.	3.	30
徳 島 信 用 金 庫	27.	1.	20	27.	4.	28
日 田 信 用 金 庫	27.	2.	4	27.	4.	10
大 牟 田 柳 川 信 用 金 庫	27.	2.	16	27.	4.	16
大 阪 商 工 信 用 金 庫	27.	3.	2	27.	6.	8
富 山 信 用 金 庫	27.	4.	8	27.	6.	26
高 岡 信 用 金 庫	27.	4.	8	27.	6.	23
福 岡 信 用 金 庫	27.	4.	8	27.	6.	24
熊 本 信 用 金 庫	27.	4.	8	27.	6.	22
中 兵 庫 信 用 金 庫	27.	4.	9	27.	6.	25
南 郷 信 用 金 庫	27.	4.	9	27.	6.	23
函 館 信 用 金 庫	27.	4.	13	27.	6.	30
小 樽 信 用 金 庫	27.	4.	13		—	
気 仙 沼 信 用 金 庫	27.	4.	13	27.	6.	29
東 奥 信 用 金 庫	27.	4.	13	27.	6.	29
東 榮 信 用 金 庫	27.	4.	13		—	
世 田 谷 信 用 金 庫	27.	4.	13		—	
足 利 小 山 信 用 金 庫	27.	4.	13		—	
愛 知 信 用 金 庫	27.	4.	15		—	
豊 橋 信 用 金 庫	27.	4.	15		—	
三 島 信 用 金 庫	27.	4.	15		—	
富 士 信 用 金 庫	27.	4.	15		—	
宮 城 第 一 信 用 金 庫	27.	4.	16	27.	6.	29
鶴 岡 信 用 金 庫	27.	4.	16	27.	6.	29
川 之 江 信 用 金 庫	27.	4.	20		—	

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

信用組合に対するモニタリングの実施状況

(平成27年6月30日現在)

信用組合名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
ウリ信用組合	26.	8.	26	26.	12.	5
福岡県南部信用組合	26.	10.	14	26.	12.	17
長崎県民信用組合	26.	10.	14	27.	1.	9
佐世保中央信用組合	26.	10.	14	26.	12.	18
愛知県中央信用組合	26.	10.	20	27.	2.	17
岐阜商工信用組合	26.	10.	20	27.	2.	18
飛騨信用組合	26.	10.	20	27.	2.	18
近畿産業信用組合	26.	10.	20	27.	2.	23
七島信用組合	26.	10.	21	27.	1.	20
十勝信用組合	27.	1.	16	27.	4.	13
全東栄信用組合	27.	1.	16	27.	4.	14
青和信用組合	27.	1.	16	27.	4.	13
房総信用組合	27.	1.	16	27.	4.	13
三條信用組合	27.	1.	16	27.	4.	15
富山県信用組合	27.	1.	16	27.	4.	10
大分県信用組合	27.	1.	19	27.	3.	31
京滋信用組合	27.	1.	20	27.	4.	2
仙北信用組合	27.	1.	30	27.	4.	7
相双五城信用組合	27.	1.	30	27.	4.	8
兵庫ひまわり信用組合	27.	2.	23	27.	5.	20
長崎三菱信用組合	27.	4.	8	27.	6.	29
ミレ信用組合	27.	4.	9	27.	6.	30
奄美信用組合	27.	4.	9		—	
朝銀西信用組合	27.	4.	10	27.	6.	29
信用組合広島商銀	27.	4.	10		—	
呉市職員信用組合	27.	4.	10	27.	6.	29
北央信用組合	27.	4.	13	27.	6.	30
ハナ信用組合	27.	4.	13		—	

(平成27年6月30日現在)

信 用 組 合 名	モ ニ タ リ ン グ 開 始 日	モ ニ タ リ ン グ 終 了 日
横 浜 中 央 信 用 組 合	27. 4. 13	—
埼 玉 信 用 組 合	27. 4. 13	—
イ 才 信 用 組 合	27. 4. 20	—
土 佐 信 用 組 合	27. 4. 20	—
大 阪 貯 蓄 信 用 組 合	27. 5. 12	—

(注)モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

バーゼル2(自己資本比率規制)について

1. 経緯

- ・ 1988年：バーゼル1公表
- ・ 1996年：市場リスク規制導入
- ・ 1998年：バーゼル1見直し作業を開始
- ・ 2004年：「バーゼル2最終文書」公表
(我が国においては 07年3月末より全面実施)

2. バーゼル2の概要(3つの柱)

第1の柱：最低所要自己資本比率

趣旨：分母の計算にリスクをより正確に反映

金融商品の多様化や金融技術の高度化等を踏まえ、リスク計測を精緻化し、規制上のリスク計測手法について、多様な選択肢の中から金融機関がその実態に合わせて選択を行うことにより、自主的にリスク管理の高度化を図るよう促す。

[算式]	$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目)}}{\text{信用リスク + 市場リスク + オペレーショナル・リスク}} \geq 8\%$
	<p style="margin: 0;">(4%)</p> <p style="margin: 0;">(精緻化) (新たに追加)</p>

対象	最低所要自己資本比率	適用
国際統一基準行	8%	国際合意と同等。
国内基準行	4%	国際合意とほぼ同等。(※)

(※) 自己資本(補完的項目)の計算において、その他有価証券の評価益の算入を認めない取扱い等。分母の計算は国際合意と同等。

【自己資本】:

- ・ 基本的項目(Tier1): 普通株式、優先株式、内部留保 等
- ・ 補完的項目(Tier2): その他有価証券評価益の45%相当額、土地再評価に係る差額金の45%相当額、一般貸倒引当金、劣後債・劣後ローン、期限付優先株 等
 - (注1) 「補完的項目」は基本的項目の額を限度として算入可能。また、期限付劣後債及び期限付優先株(Lower Tier2)は、基本的項目の額の50%を限度として算入可能。
 - (注2) 一般貸倒引当金は、リスク・アセットの1.25% (国内基準では0.625%) が算入の上限。
 - (注3) 国内基準では、その他有価証券の評価益は補完的項目に算入しない。
- ・ 控除項目: 銀行間での意図的な資本調達手段の保有に相当する額等。

【信用リスク】:リスクをより正確に反映

$$\text{信用リスク・アセット額} = \sum (\text{与信額 (保証等外・バランス取引含む)} \times \text{各リスク・ウェイト})$$

① 標準的手法

- ・ 中小企業向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減
- ・ 延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減
- ・ 貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可

与信先区分	バーゼル1	バーゼル2
国・地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10%	10 % (20 %)
銀行・証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付に応じ) 20%~150% 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権 (※)	100%	50%~150% (引当率に応じて加減)
株式	100%	100%

(※) 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

② 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。債務者ごとのデフォルト率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率 (※1)	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 (※2)	銀行推計

(※1) デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

(※2) 例えば、事業法人向け無担保債権については45%。

その他、保有株式のリスク・ウェイトには下限を設定(政策保有株式100%、それ以外の上場株200%、非上場株300%)。ただし、04年9月30日以前に保有していた株式については10年間(2014年6月末まで)リスク・ウェイト100%(標準的手法と同じ)を適用。

【オペレーショナル・リスク】:新たにリスク項目(分母)に追加

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを計測。

①基礎的手法、②粗利益配分手法又は③先進的計測手法から選択。

(注)①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化

第2の柱:金融機関の自己管理と監督上の検証

趣旨:金融機関による統合的なリスク管理の確立と当局によるモニタリングの実施

金融機関自身が、第1の柱の対象でないリスク(銀行勘定の金利リスク・集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、定期的なモニタリングを実施。

銀行勘定の金利リスク(例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の20%を超える銀行(アウトライヤー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。(ただし、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。)

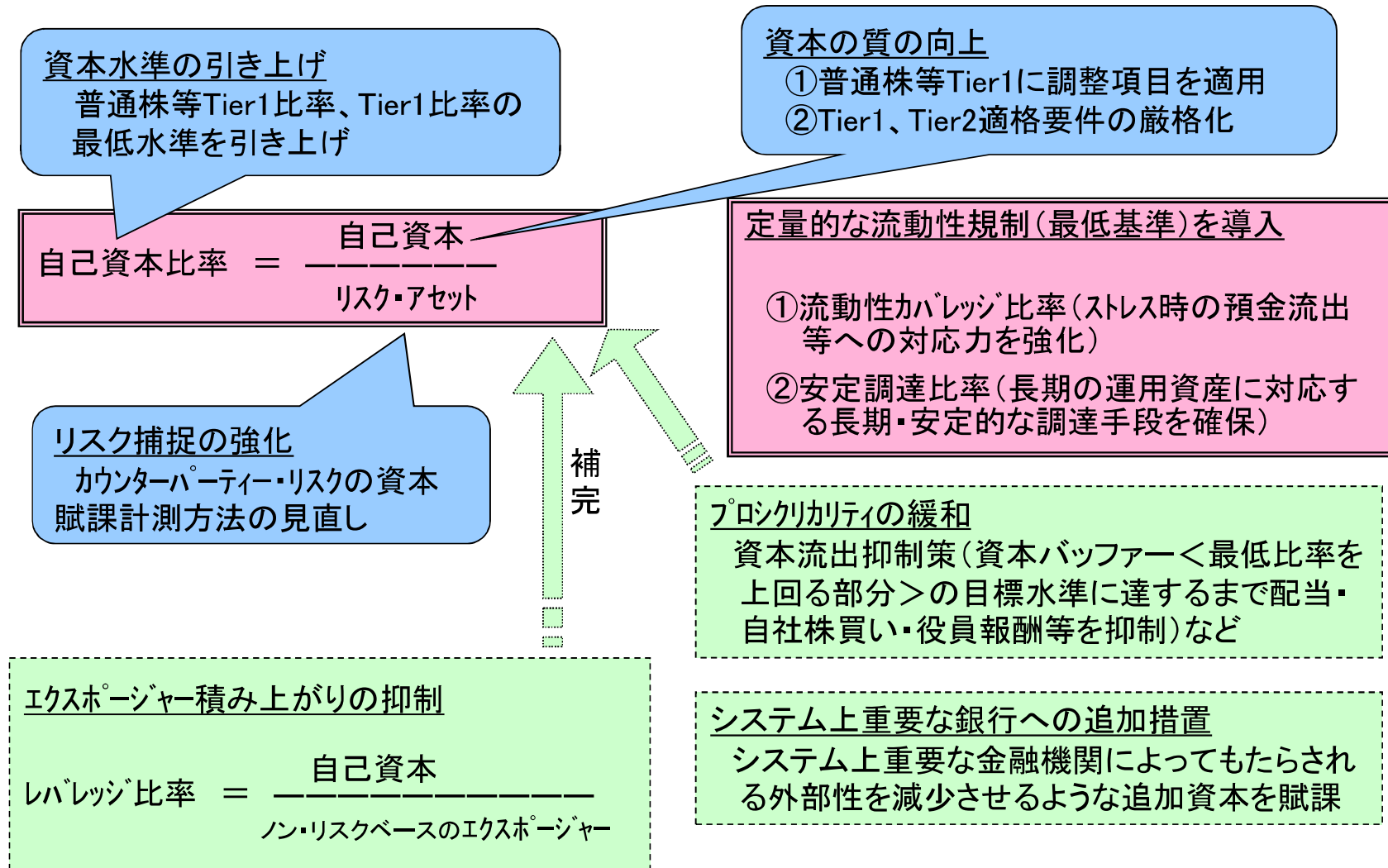
第3の柱:市場規律の活用

趣旨:情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める

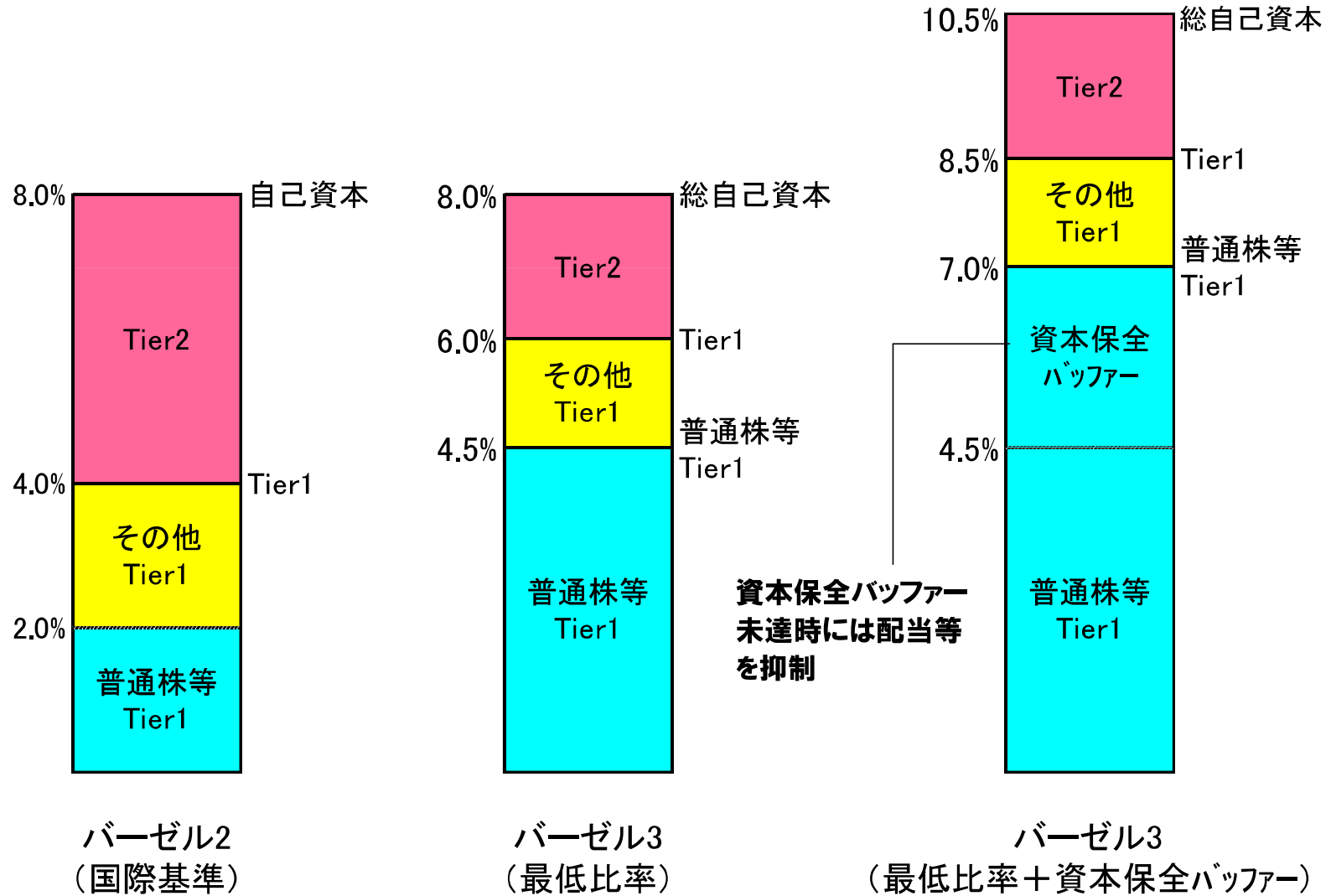
銀行については原則四半期開示、協同組織金融機関は半期開示。

以上

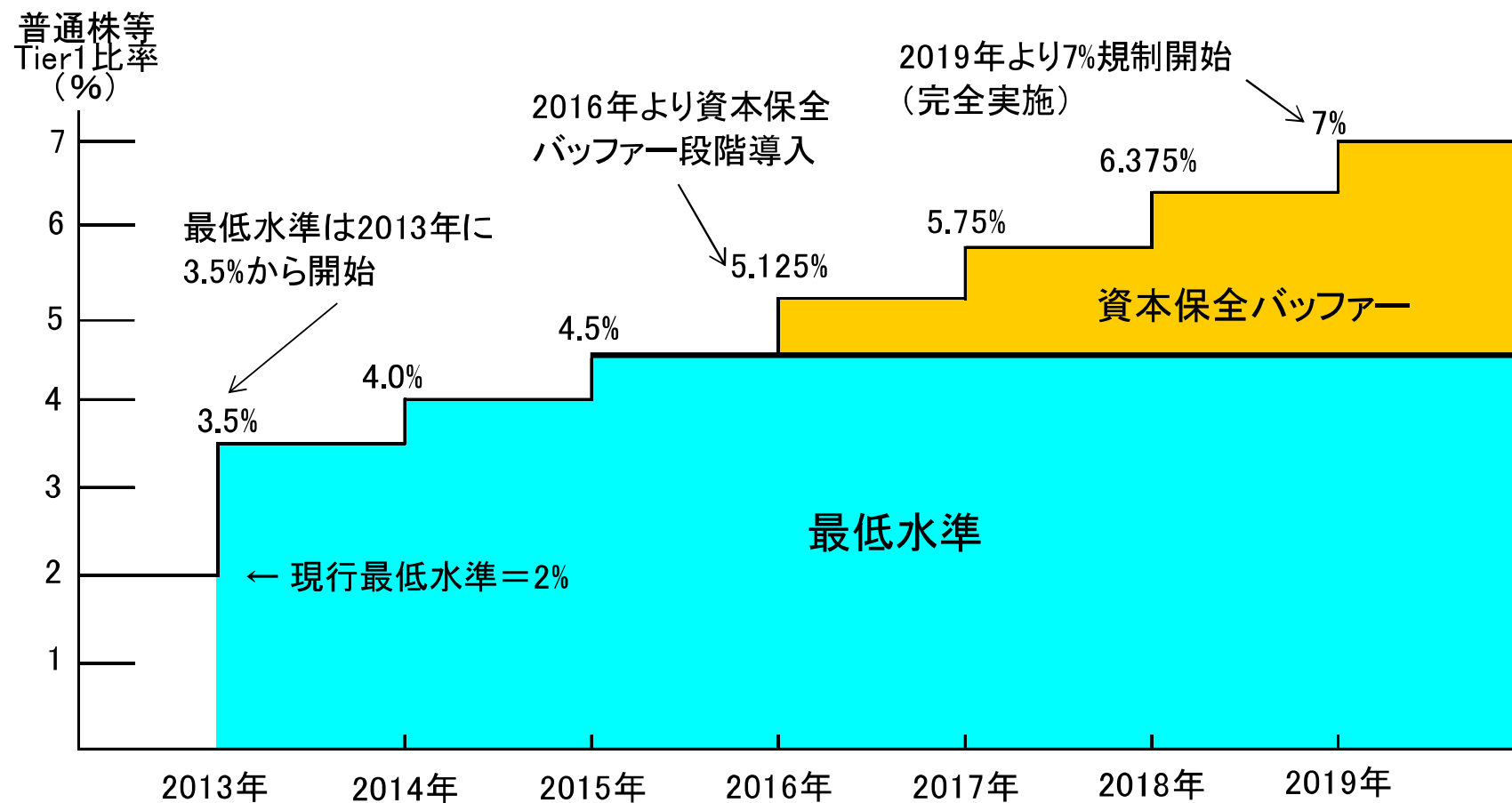
バーゼル3の全体像



バーゼル3における自己資本の量の強化



バーゼル3の段階適用



バーゼル3における調整(控除)項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
主な対象	のれん以外の無形資産	(控除対象外)	全額控除
	前払年金費用	(控除対象外)	全額控除
	連結外金融機関向け出資	下記を控除 ・国内預金取扱金融機関への意図的保有 ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、 ①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除 ②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除 ③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本について全額控除
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超相当分を控除	・繰越欠損金については全額控除 ・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※
被控除資本		Tier2	普通株等Tier1

(注) 普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

新たな自己資本比率規制の概要

○ 新国際統一基準(バーゼル3) (2013年3月期から適用)

[対象金融機関…海外営業拠点(海外支店又は海外現地法人)を有する預金取扱金融機関]

$$\begin{array}{l} \text{自己資本比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1} + \text{Tier2}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\% \\ \left(\begin{array}{l} \text{Tier1比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1} + \text{その他Tier1}}{\text{リスク・アセット}} \geq 6\% \\ \text{普通株式等Tier1比率} = \frac{\text{普通株式等Tier1}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4.5\% \end{array} \right) \end{array}$$

(参考) 1. 普通株式等Tier1とは、最も損失吸収力の高い資本(普通株式、内部留保等)をいう。なお、資本の質の強化及び金融システム内でのリスクの蓄積防止の観点から、のれん等の無形資産・繰延税金資産や他の金融機関の資本保有等は、原則普通株式等Tier1から控除。

(注) その他有価証券の評価差額金を含むその他包括利益(OCI)については、普通株式等Tier1に算入。

2. その他Tier1とは、優先株式等をいう。

3. Tier2とは、劣後債、劣後ローン等及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等をいう。

4. また、上乘せ基準として、普通株式等Tier1で充足される「資本保全バッファー」(2.5%)、「カウンターシクリカル・バッファー」(最大2.5%)及び「G-SIFIsサーチャージ」(最大2.5%)が、2016年より追加で求められる。

5. リスク・アセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(信用リスク)、資産の市場変動リスク相当額(マーケット・リスク)及び種々の事故リスク相当額(オペレーショナル・リスク)の和をいう。

6. リスク・ウェイトの例

日本国債、地方債、現金等…0%

政府関係機関等…10%

金融機関…20%

抵当権付住宅ローン…35%

中小企業・個人…75%

事業法人…格付に応じ、20%~150%(大宗は100%)

○ 新国内基準 (2014年3月期から適用)

[対象金融機関…海外営業拠点を有しない預金取扱金融機関]

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{コア資本}}{\text{リスク・アセット}} \geq 4\%$$

(参考) 1. コア資本とは、損失吸収力の高い普通株式及び内部留保を中心にしつつ、強制転換型優先株式や協同組織金融機関発行優先出資及び一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等を加えたものをいう。なお、新国際統一基準と同様、無形資産や繰延税金資産、金融機関の資本保有等はコア資本から控除。

2. その他有価証券の評価差額金については、コア資本の額に算入しない。

本邦における自己資本比率規制(国際統一基準・国内基準)

国際統一基準

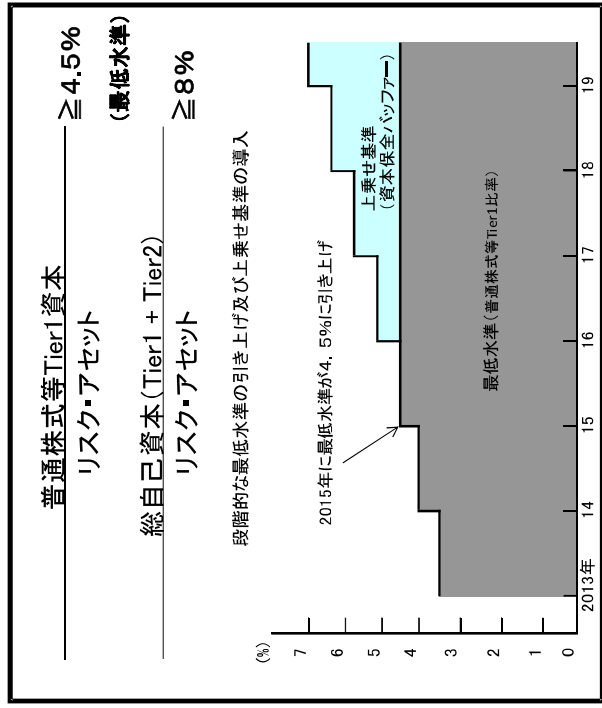
バーゼル2(2007年3月期～)

総自己資本(Tier1 + Tier2)	≥ 8%
リスク・アセット	

※信用リスク(貸倒リスク)を精緻化、オペリスク(事務事故リスク)を追加



バーゼル3(2013年3月期～)



国内基準

バーゼル2(2007年3月期～)

総自己資本(Tier1 + Tier2)	≥ 4%
リスク・アセット	



新国内基準(2014年3月期～)

コア資本 ※	≥ 4%
リスク・アセット	

※コア資本 = 普通株式 + 内部留保
 + 強制転換条項付優先株式 ※一定期間経つと普通株式に強制的に転換される優先株式
 + 優先出資(協同組織金融機関のみ) ※優先的に配当を受けられる出資
 +/- 調整・控除項目

新国内基準のポイント

- 国内においてのみ活動する国内基準行の規制のあり方は、
 - ・ 我が国の実情を十分踏まえること
 - ・ 金融機関の健全性を確保すること
 - ・ 金融仲介機能が発揮されることを念頭に置いて、検討を行った。
※国内基準行は、銀行、信金・信組、労金、農水系統（農漁協等）と業態が幅広く、地域密着型の金融機関が大宗。
- 国際統一基準を参考に、従来の最低自己資本比率(4%)を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性を勘案。
- 2014年3月末から適用開始。原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施。

自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先
(平成 26 事務年度)

1. 信用リスク

(1) 先進的内部格付手法【1 持株会社及び 1 行】

- ・ 三井住友トラスト・ホールディングス
- ・ 三井住友信託銀行

2. オペレーショナル・リスク

(1) 粗利益配分手法【4 行】

- ・ 住信 SBI ネット銀行
- ・ 十六銀行
- ・ 西京銀行
- ・ 愛媛銀行

レバレッジ比率

(目的)

- 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。
- 簡易な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率規制)を補完。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本の額(Tier1資本の額)}}{\text{総エクスポージャーの額 (オンバランス資産の額+デリバティブ取引の額+レポ取引等の額+オフバランス取引の額)}}$$

(基準の見直し)

- 2013年1月から2017年1月までの試行期間において、3%の比率をテスト。銀行レベルのレバレッジ比率及びその構成要素の開示は、2015年1月から。(本邦は2015年3月末より。)
- 試行期間の結果を踏まえ、適切な検討と水準調整に基づき、2018年1月から第1の柱の下での取扱いに移行することを視野に、2017年前半に最終調整。

流動性規制の導入

① 流動性カバレッジ比率(LCR: Liquidity Coverage Ratio)

(目的)

- 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産(以下、「適格流動資産」)を保有することを求めるもの。

(基準の概要) 2015年から段階的に実施し、2019年に完全実施

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要となる資金流出額}} \geq 60\% \Rightarrow 100\%$$

(2015年) (2019年)

② 安定調達比率(NSFR: Net Stable Funding Ratio)

(目的)

- 売却が困難な資産(所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む)を持つのであれば、これに対応し、十分な中長期等に安定的な調達(負債・資本)をすることを求めるもの。

(基準の概要) 2018年から実施見込み

$$\text{NSFR} = \frac{\text{安定調達額(資本+預金・市場性調達の一部)}}{\text{所要安定調達額(資産×流動性に応じたヘアカット)}} \geq 100\%$$

(※ 段階的適用なし)

経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成26年12月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化計画
りそな3行	2,226	1,194	2,320	2,768	1,696	1,930	1,968	1,222	1,210
新生	※299	※195	※422	377	212	280	365	194	280
あおぞら	457	253	495	512	366	420	416	282	390

(注)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

自己資本比率の状況(連結ベース)

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化 計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化 計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化 計画
りそなHD	14.33	13.71	14.10	22,785	21,759	26,576	158,968	158,708	188,357
新生	13.58	13.81	10.22	8,176	8,130	7,235	60,168	58,869	70,745
あおぞら	15.13	14.95	14.40	5,289	5,539	4,807	34,956	37,038	33,366

(注)27/3健全化計画はバーゼルⅡ(国内基準)ベース、26/3実績及び26/9実績はバーゼルⅢ(国内基準)ベース

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化 計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化 計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化 計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化 計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化 計画
りそなHD (注)	41	42	46	14,948	15,241	15,080	136,550	66,219	131,000	129,039	65,483	128,600	316,915	156,245	315,000
新生	9	9	9	2,030	2,164	2,210	21,590	11,766	25,100	31,141	15,876	34,300	65,622	34,932	72,800
あおぞら	11	11	16	1,581	1,685	1,700	17,978	8,772	19,100	11,512	5,555	12,600	34,559	16,392	37,100

(注)りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円)(注1)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
				うち役員報酬											
	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化 計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化 計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化 計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化 計画	26/3 実績	26/9 実績	27/3 健全化 計画
りそなHD(注2)	742	364	858	742	364	858	19	19	21	-	-	-	421	415	427
新生	176	88	200	175	88	200	40	40	40	-	6	-	482	477	495
あおぞら	203	109	245	203	109	245	33	35	29	55	38	-	490	489	520

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) りそなHDは、りそなホールディングス、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の4社合算ベース。

(注3) 26/9実績の平均役員(常勤)報酬・賞与は年換算ベース。

国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	26年9月期 実績(対前期比)	27年3月期 計画(対前期比)	26年9月期 実績(対前期比)	27年3月期 計画(対前期比)
りそな3行	1,372	7,050	1,481	150
新 生	▲ 330	9,570	352	100
あおぞら	70	742	329	150

(注)インパクトローンを除くベース。

不良債権額(単体ベース)

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	26/3 実績	26/9 実績	26/3 実績	26/9 実績	26/3 実績	26/9 実績	26/3 実績	26/9 実績	26/3 実績	26/9 実績
りそな3行	591	569	3,098	2,866	1,144	1,010	4,833	4,446	216	28
新生	132	87	1,467	970	49	45	1,647	1,102	3	▲ 14
あおぞら	36	5	567	403	199	113	802	520	▲ 1	▲ 84

剰余金の状況

(単位:億円)

	剰余金の状況(26/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注2)
りそなHD(注1)	11,395	31,280	1,280
新生	1,858	4,166	2,500
あおぞら(注3)	2,053	3,200	1,477

(注1)HDと傘下子銀行の合算利益剰余金

なお、りそなHDは、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、25年6月に資本勘定の組換え(減資)を行い、その他資本剰余金1,952億円(26/9期)を有している。

(注2)公的資金注入額ベース

(注3)あおぞら銀行は、上記剰余金のほか、公的資金返済原資を確保するため、24年11月に資本勘定の組換え(減資)を行い、その他資本剰余金2,024億円(26/9期)を有している。

経営健全化計画履行状況報告

平成27年6月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化計画	27/3 実績
新生	※299	※420	※423	377	446	479	365	420	457

(注)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	26/3 実績	27/3 健全化 計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化 計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化 計画	27/3 実績
新生	13.58	14.55	14.86	8,176	8,337	8,419	60,168	57,280	56,619

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	26/3 実績	27/3 健全化 計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化 計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化 計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化 計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化 計画	27/3 実績
新生	9	9	9	2,030	2,200	2,186	21,590	25,000	24,488	31,141	32,600	32,142	65,622	72,000	70,740

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	26/3 実績	27/3 健全化 計画	27/3 実績	うち役員報酬			26/3 実績	27/3 健全化 計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化 計画	27/3 実績	26/3 実績	27/3 健全化 計画	27/3 実績
新生	176	200	174	175	200	174	40	40	39	-	6	6	482	495	495

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	27年3月期 計画(対前期比)	27年3月期 実績(対前期比)	27年3月期 計画(対前期比)	27年3月期 実績(対前期比)
新生	453	566	100	171

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	26/3 実績	27/3 実績	26/3 実績	27/3 実績	26/3 実績	27/3 実績	26/3 実績	27/3 実績	26/3 実績	27/3 実績
新生	132	43	1,467	521	49	45	1,647	609	3	▲ 49

○剰余金の状況

	(単位:億円)		
	剰余金の状況(27/3期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	2,121	4,166	2,500

(注) 公的資金注入額ベース

金融機能強化法(本則)に基づく資本参加の概要

(平成26年11月19日(水)決定)

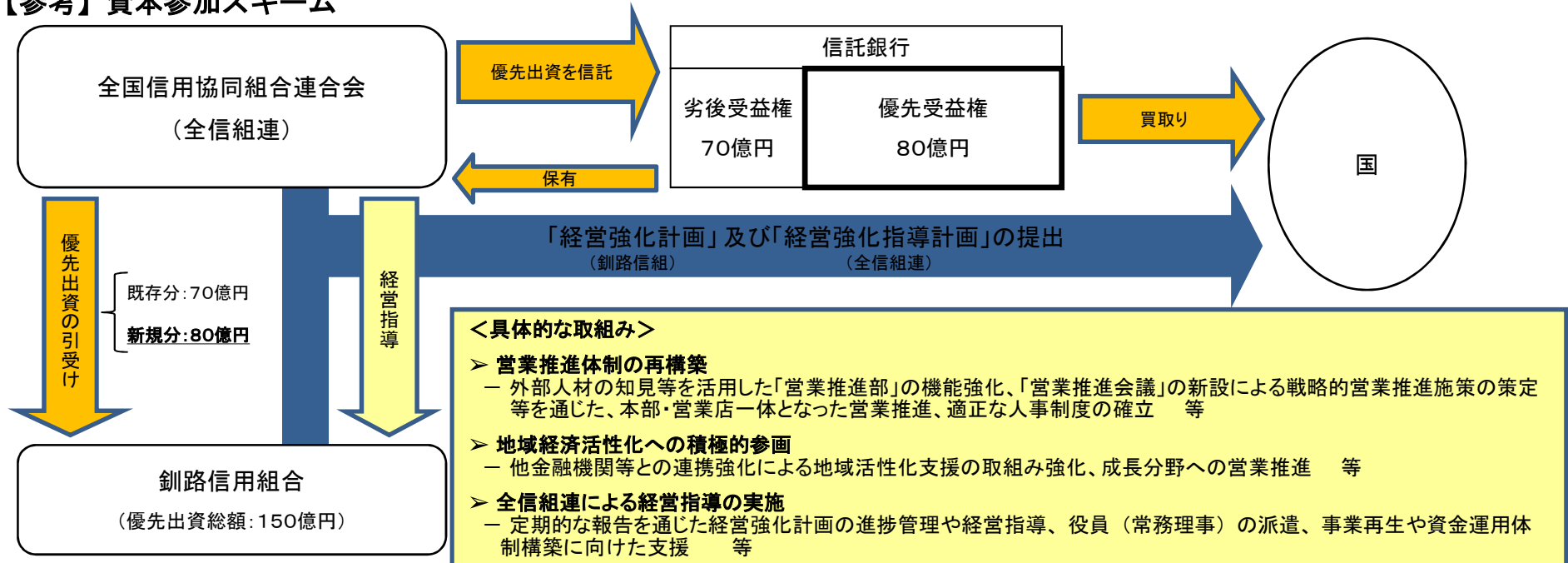
		釧路信用組合 (北海道釧路市)
預金残高	(26/3末)	826億円
貸出金残高	(26/3末)	459億円

1. 資本参加の概要

資本参加額	80億円※
優先受益権の配当率	Tibor(12ヶ月)+0.89%
自己資本比率 (27/3末見通し)	28.7%程度

※ 信用組合は、繰越損失を解消するためには、それに見合う資本準備金を計上する必要。この際、制度上、同額を資本金に繰り入れることが求められるため、結果として2倍の優先出資を発行する必要。

【参考】資本参加スキーム



2. 経営改善・信用供与の円滑化の目標

	計画の始期(26/3末)	計画の終期(29/3末)	始期比
コア業務純益	173百万円	203百万円	+30百万円
業務粗利益経費率	72.57%	70.79%	▲1.78%
中小企業向け貸出残高	286億円	309億円	+23億円
中小企業向け貸出比率	33.26%	34.06%	+0.80%
経営改善支援先割合	2.46%	2.68%	+0.22%

金融機能強化法(本則)に基づく資本参加の概要

(平成26年11月19日(水)決定)

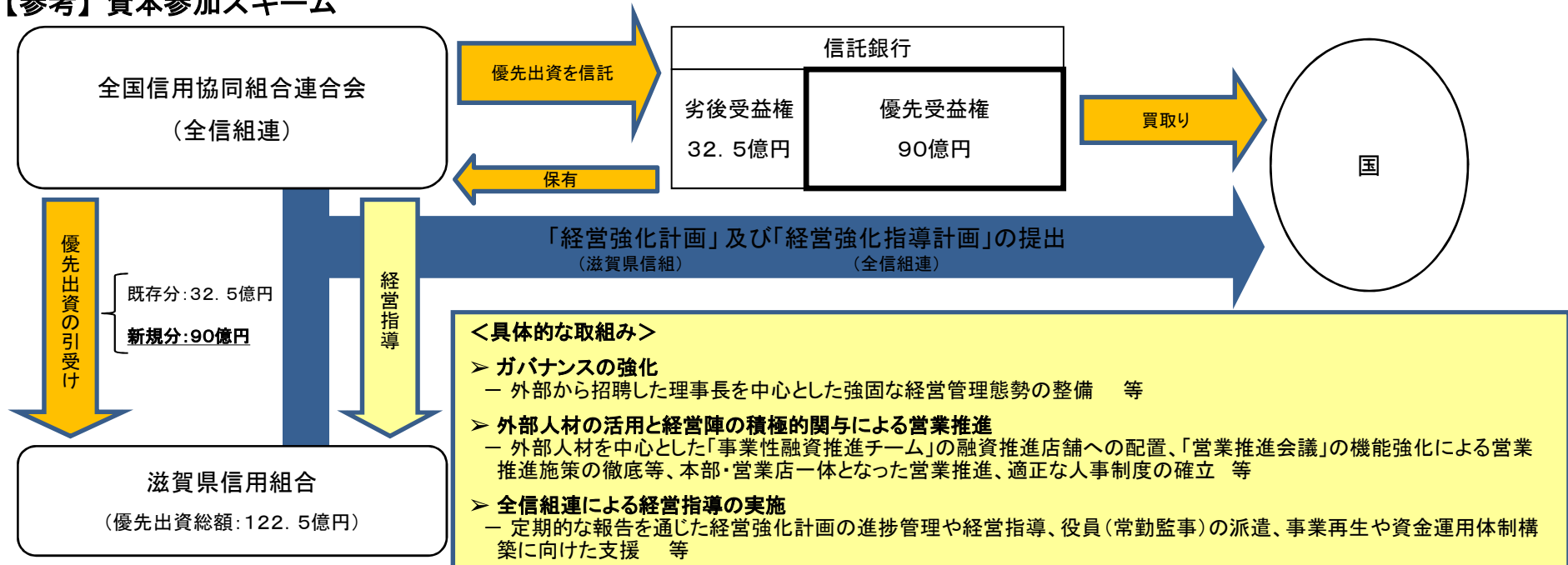
		滋賀県信用組合 (滋賀県甲賀市)
預金残高	(26/3末)	1, 210 億円
貸出金残高	(26/3末)	590 億円

1. 資本参加の概要

資本参加額	90 億円※
優先受益権の配当率	Tibor (12ヶ月)+1.05%
自己資本比率 (27/3末見通し)	16.4%程度

※ 信用組合は、繰越損失を解消するためには、それに見合う資本準備金を計上する必要。この際、制度上、同額を資本金に繰り入れることが求められるため、結果として2倍の優先出資を発行する必要。

【参考】資本参加スキーム



2. 経営改善・信用供与の円滑化の目標

	計画の始期(26/3末)	計画の終期(29/3末)	始期比
コア業務純益	193百万円	208百万円	+15百万円
業務粗利益経費率	76.20%	74.80%	▲1.40%
中小企業向け貸出残高	345億円	366億円	+21億円
中小企業向け貸出比率	27.59%	28.83%	+1.24%
経営改善支援先割合	29.02%	29.32%	+0.30%

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 26 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
平成 20 年改正法に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行	26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜中央信用組合		190億円

(注) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合及び横浜中央信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年12月改正)に基づく経営強化計画 平成26年3月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益 又は コア業務純益ROA (選択制)

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	26年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	0.35	0.48	0.35	+ 0.00	▲ 0.13	コア業務純益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益ROAは計画を下回った。
南日本	38	50	42	+ 4	▲ 8	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	64	54	58	▲ 6	+ 4	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、役務取引等利益が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
第 三	67	60	41	▲ 26	▲ 19	資金利益が貸出金利息や有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	23	30	17	▲ 6	▲ 13	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	106	100	113	+ 7	+ 13	資金利益が貸出残高の増加等により計画を上回ったことや、役務取引等利益が投資信託等預り資産の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	34	35	29	▲ 4	▲ 5	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	36	25	36	+ 0	+ 11	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	23	24	26	+ 3	+ 2	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	9	9	5	▲ 3	▲ 4	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
豊 和	32	32	32	+ 0	+ 0	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	1.08	0.65	0.70	▲ 0.38	+ 0.05	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
横浜中央 (信用組合)	3.62	1.47	1.52	▲ 2.10	+ 0.05	資金利益が貸出残高の増加等により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

注) 福邦銀行は「コア業務純益ROA」を、その他の銀行は「コア業務純益」を選択

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	26年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	64.39	60.65	64.08	▲ 0.31	+ 3.43	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	57.45	57.06	56.61	▲ 0.84	▲ 0.45	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	71.28	65.81	69.80	▲ 1.48	+ 3.99	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債券関係損失の増加により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	61.15	60.35	58.71	▲ 2.44	▲ 1.64	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	57.59	51.18	59.31	+ 1.72	+ 8.13	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	63.17	61.51	58.99	▲ 4.18	▲ 2.52	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が役員取引等利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	66.79	67.03	65.77	▲ 1.02	▲ 1.26	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	67.13	71.44	64.06	▲ 3.07	▲ 7.38	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益及び株式等売却益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	63.43	64.74	62.97	▲ 0.46	▲ 1.77	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	79.06	77.78	78.11	▲ 0.95	+ 0.33	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊 和	53.21	53.14	52.47	▲ 0.74	▲ 0.67	業務粗利益が役員取引等利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	79.31	89.03	92.51	+ 13.20	+ 3.48	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却損の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を上回った。
横浜中央 (信用組合)	74.13	85.87	81.65	+ 7.52	▲ 4.22	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	26年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,585	1,640	1,588	+ 3	▲ 51	新規開拓の推進、「6,000先訪問運動」を通じた課題解決型提案営業に取り組んだものの、資金需要の低迷等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	36.70	36.92	35.33	▲ 1.37	▲ 1.59	
南日本	残高	2,724	2,774	3,016	+ 292	+ 242	ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	39.84	39.89	41.40	+ 1.56	+ 1.51	
みちのく	残高	4,201	4,202	4,315	+ 114	+ 113	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.72	21.00	21.19	+ 0.47	+ 0.19	
第 三	残高	5,750	5,810	5,880	+ 129	+ 69	貸出残高は専担者の配置による農業経営者への取組み強化やエネルギー分野等の新規事業開拓支援に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.26	31.21	30.85	▲ 0.41	▲ 0.36	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,729	1,779	1,780	+ 50	+ 1	経営コンサルタントの指導による営業体制の見直しや強化に加え、新規先開拓や既存先の資金需要の掘り起こしに積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.23	41.40	42.68	+ 1.45	+ 1.28	
東 和	残高	5,768	5,955	6,161	+ 393	+ 206	貸出残高は事務作業効率化を通じた渉外活動時間増加のための取組みや成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.53	31.97	31.68	+ 0.15	▲ 0.29	
高 知	残高	3,421	3,440	3,565	+ 144	+ 125	貸出残高は新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.98	36.18	35.54	▲ 0.44	▲ 0.64	
北 都	残高	2,858	2,858	2,911	+ 53	+ 52	貸出残高は地域で成長が期待できる事業(再正可能エネルギー等)の支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	23.50	23.50	22.69	▲ 0.81	▲ 0.81	
宮崎太陽	残高	2,164	2,199	2,236	+ 72	+ 37	貸出残高は小規模事業先への取組み強化や専担者による成長分野の融資開拓に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	36.74	36.86	36.23	▲ 0.51	▲ 0.63	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	988	1,020	1,018	+ 30	▲ 1	貸出金残高は新規先の開拓や介護等の成長分野等への貸出金増強に努めたものの、合併後の営業体制の再構築の遅れにより、計画を下回った。貸出比率は総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	28.10	28.34	29.01	+ 0.91	+ 0.67	
豊 和	残高	2,107	2,190	2,192	+ 85	+ 2	新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	38.17	38.68	38.98	+ 0.81	+ 0.30	
東京厚生 (信用組合)	残高	191	189	185	▲ 6	▲ 3	「営業推進本部」を設置し体制整備を図るとともに、新規開拓等の推進に努めたものの、想定以上の期限前償還が発生したことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	32.09	32.74	32.27	+ 0.18	▲ 0.47	
横浜中央 (信用組合)	残高	655	696	713	+ 57	+ 17	貸出残高は営業推進の専担部署を明確化して掘り起こしを行ったこと等から、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	53.76	54.62	50.58	▲ 3.18	▲ 4.04	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	26年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	3.98	4.99	5.61	+ 1.63	+ 0.62	経営革新制度等の公的制度を利用した事業化の支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.69	2.94	+ 1.41	+ 1.25	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や中小企業再生支援協議会との連携による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	8.17	8.51	11.14	+ 2.97	+ 2.63	制度融資の活用等による創業・新事業開拓支援や、経営改善計画の策定やビジネスマッチングの支援、及びABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	1.55	1.59	2.02	+ 0.47	+ 0.43	再生エネルギー分野における創業・新事業開拓支援、コベナツ活用融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	4.61	4.94	6.13	+ 1.52	+ 1.19	中小企業再生支援協議会や中小企業診断士と連携した経営改善計画書の策定等の経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	6.71	6.77	8.99	+ 2.28	+ 2.22	本業支援活動を推進し、外部専門家を活用した経営相談会の実施、無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	2.02	2.06	2.54	+ 0.52	+ 0.48	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援や中小企業再生支援協議会等との連携強化による事業再生に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	5.02	5.09	7.84	+ 2.82	+ 2.75	個別相談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	14.45	14.80	20.26	+ 5.81	+ 5.46	中小企業再生支援協議会等との連携による経営改善支援、事業再生支援の強化やビジネスマッチング等の販路拡大支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	6.71	7.83	12.41	+ 5.70	+ 4.58	外部専門家との連携による経営改善支援に加え、経営相談会の開催などにより、新事業支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	4.45	4.47	5.82	+ 1.37	+ 1.35	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	3.06	4.60	5.18	+ 2.12	+ 0.58	「事業支援室」を設置し体制整備を図ったほか、担保等に依存しない融資や新事業支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
横浜中央 (信用組合)	6.14	6.62	6.62	+ 0.48	+ 0.00	経営改善計画策定支援やモニタリング指導、テナント先の紹介や外部専門家との連携など、支援先の実態に即した活動を継続し、計画どおりの実績となった。

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 26 年 3 月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
七十七銀行	23年12月28日	200億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した5地域銀行の経営強化計画 平成 26 年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	七十七銀行(宮城県仙台市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)			
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	200億円(23年12月)	100億円(24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 仙台銀行が25年10月に「地元企業応援部本業支援室」を、きらやか銀行が25年4月に「本業支援推進部」等を新設し、復興支援と両行連携を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域復興に向けた組織的な取組みを強化するため、25年4月に営業本部内に「地域振興部」を、関連会社内にシンクタンク部門を新設 	<ul style="list-style-type: none"> 審査部に常駐する外部コンサルタントを6名に増員し、事業再生支援に対する取組みを強化 	<ul style="list-style-type: none"> 新規融資に係る審査体制の充実を図るため、「融資統括部」を「融資部」「融資管理部」に改組 		
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 被災者との接点を拡充するため、津波により被災した宮城県南三陸町の店舗を新築移転するとともに、巡回型移動店舗の営業を継続(仙台銀行) 「仙台法人営業部」と新設した「本業支援推進部仙台分室」が連携し、震災復興に向けた取引先の事業ニーズや販路拡大等に積極的に対応(きらやか銀行) グループ経営方針を「本業支援」に統一のうえ連携を強化し、県境を越えた業者紹介等のビジネスマッチングや両行間の協調融資により復興事業の促進に貢献(仙台銀行・きらやか銀行) 	<ul style="list-style-type: none"> 地元自治体と連携し、観光誌の発刊や配布、各種復興イベントの企画・開催等を通じて地域経済の活性化に継続して貢献 「食」「ものづくり」「海外販路」「観光」を主要テーマとしたビジネス交流会や商談会を開催し、販路拡大、マッチング等の支援を継続実施 抜本的な事業再生支援として、資本金借入金(DDS)の積極的な活用 被災者向けに、融資限度額や返済期間、金利等を優遇した商品を継続して提供 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅再建ニーズに迅速に対応するため、住宅融資部を新設するとともに、集団移転専用住宅ローンの取扱いを継続 被災企業の販路再構築支援のため、国内外におけるビジネスマッチングに取り組むとともに、地元商工会議所等が開催する商談会にも協力 ABLを活用した震災復興資金の推進のため、「動産評価アドバイザー」の資格を18名が取得 各種補助金の申請サポートやつなぎ資金・自己資金部分に係る資金需要への対応を継続 	<ul style="list-style-type: none"> アグリビジネス関連事業者に対して、各種商談会や「とうぎんマルシェ」の開催、個別商談機会の提供等を通じ生産・流通体制の再構築を支援 「ビジネスマッチングサービス」の提供により、事業者の経営課題解決を支援 「エリア営業推進体制」の実施により、各営業店のエリアを明確化し、中小事業者を積極的に支援 運転資金等の円滑な供給のため、在庫・売掛金等を担保としたABLによる融資を実行 		
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	3, 122先/970億円 1, 067先/111億円	1, 272件/337億円 104件/ 16億円	18, 359件/2, 102億円 6, 422件/ 271億円	6, 769件/2, 805億円 10, 413件/1, 459億円	2, 815件/ 705億円 265件/ 39億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	248先/152億円 221先/ 27億円	607件/188億円 101件/ 17億円	3, 460件/ 860億円 174件/ 16億円	1, 849先/1, 481億円 1, 558先/ 202億円	1, 038件/ 182億円 75件/ 9億円
【参考】 26/3 期の貸出金残高		5, 750億円	9, 438億円	1兆5, 478億円	4兆78億円	5, 192億円
産業復興機構の活用		決定24先/検討中 2先	—	決定9先/検討中 2先	決定60先/検討中22先	決定51先/検討中 9先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定41先/検討中13先	決定5先/検討中1先	決定10先/検討中13先	決定119先/検討中77先	決定49先/検討中16先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立35件/検討中22件	成立2件	—	成立169件/検討中33件	成立16件/検討中 7件

※ 計数は平成 26 年 5 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 26 年 6 月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成 26 年 3 月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・銚ヶ崎支店・河南支店を本店へ、みなみ支店を駅前支店へそれぞれ統合を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継支援の強化・体制整備のため、事業承継検討会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・信金中央金庫「ABL 導入サポートプログラム」を活用した ABL 業務の取組強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗特性に対応した新規開拓専門の営業担当職員等の配置 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の販路開拓支援を目的とした、東北地区信用金庫協会が主催する「ビジネスマッチ東北 2014」(26年11月開催)への出展支援 				
	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古市産業支援センターとの連携による同市誘致企業の独立開業に係る設備・運転資金の融資実行 ・(独)中小企業基盤整備機構東北本部より講師を招聘し、若手経営者に対して事業承継・相続に関する勉強会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人と連携し設立した基金による利子補給・企業家・産業復興支援制度を開始 ・投資事業組合など外部機関と連携したファンドを活用し資本供給等を実行 	<ul style="list-style-type: none"> ・石巻専修大学との連携により観光等をテーマとした「石巻地域観光シンポジウム」を開催 ・新産業を創業・起業する企業家の育成・支援を目的とした「いしのみきイノベーション企業家塾」を設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な移動相談会を開催(常設相談所と合わせ23年4月から合計13,775件の相談を受付) ・事業再開支援策として、公益法人と連携し設立した基金を活用した融資を実行 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	595先 / 80億円 348先 / 23億円	1,098先 / 255億円 188先 / 13億円	661先 / 280億円 527先 / 42億円	658先 / 224億円 208先 / 26億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	115先 / 71億円 69先 / 5億円	115先 / 60億円 281先 / 10億円	192先 / 89億円 100先 / 13億円	375先 / 203億円 439先 / 34億円
【参考】 26/3期の貸出金残高		297億円	469億円	634億円	636億円
産業復興機構の活用		決定20先 / 検討中 1先	決定24先 / 検討中 1先	決定25先 / 検討中13先	決定 4先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定35先 / 検討中 7先	決定21先 / 検討中10先	決定35先 / 検討中23先	決定 5先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立 7件 / 検討中 2件	成立23件 / 検討中15件	成立32件 / 検討中 2件	成立 2件

※ 計数は平成 26 年 5 月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 26 年 6 月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成 26 年 3 月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

①実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・25年11月に五城信用組合と合併し、経営基盤強化を図るとともに、被災者からの相談に対応するため、旧五城信用組合の営業店においても休日相談会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県中小企業団体中央会と連携した中小企業に対する更なる経営支援体制の整備に向け、同中央会と協議を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者の経営課題等にきめ細かく対応するために設立された「とちぎ未来創造カンパニー」の構成機関として参画し、経営支援体制を強化 	
②具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業復興センターの専門家を派遣し、経営改善計画の策定等を支援(30先) ・融資部を中心とする組織横断的な「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施(延滞解消1,235先) ・営業店における休日融資相談会等を継続するとともに、休日相談会に併せ個別訪問活動を実施(震災以降、相談所と合わせて2,423件の相談を受付) ・取引先の事業承継支援に向け、(独)中小企業基盤整備機構と連携し、26年3月に事業承継セミナーを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援(143件:66先) ・「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等に採択された取引先に対し、引き続き、復興事業への資金供与を実施(計121件、3,669百万円) ・取引先に対し、25年10月から一斉FAXによる補助金や助成金等の情報提供を開始 ・取引先の販路拡大のため、26年3月にビジネスマッチング交流会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チーム」において、積極的に取引先の経営改善計画の策定等を支援(86先) ・業務提携をした中小企業診断士や専門家を取引先に派遣して、事業再生等を支援(8先) ・販路拡大を希望する取引先に対し、県内金融機関が後援した商談会や、全信中協主催の物産展への出展を支援 ・取引先の事業承継に対する支援の一環として、25年10月に事業承継セミナーを開催 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	365先/122億円 150先/20億円	135先/166億円 56先/8億円	1,926件(438先)/161億円 58件(42先)/1億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	272先/88億円 183先/15億円	203先/224億円 67先/8億円	1,607件/202億円 66件/9億円
【参考】 26/3期の貸出金残高		306億円	993億円	371億円
産業復興機構の活用		決定5先	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定2先	決定3先/検討中6先	決定3先/検討中1先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立1件	成立2件/検討中6件	—

※ 計数は平成26年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成26年6月末時点)

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 26 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
平成 20 年改正法に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行	26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜中央信用組合		190億円

(注) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合及び横浜中央信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

**金融機能強化法(平成20年12月改正)に基づく経営強化計画
平成26年9月期の履行状況の概要**

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	26年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	15	3	4	▲ 6	+ 0	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
南日本	42	20	19	▲ 3	▲ 0	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	64	33	32	+ 1	▲ 0	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	67	38	32	▲ 2	▲ 5	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	106	53	51	▲ 3	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
高 知	34	16	14	▲ 4	▲ 1	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	36	18	18	+ 1	+ 0	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	23	13	13	+ 3	+ 0	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったことや、経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	32	13	11	▲ 9	▲ 1	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。

注)「始期比」は、26年9月期(半期)の実績を2倍し、「計画始期の水準」(通期)と比較

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位: %)

	計画始期の水準	26年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	64.08	72.42	71.72	+ 7.64	▲ 0.70	業務粗利益が役員取引等利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	56.61	60.84	61.01	+ 4.40	+ 0.17	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.28	62.31	66.57	▲ 4.71	+ 4.26	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったことや、業務粗利益が国債等債券関係損失の増加により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	61.15	60.25	60.18	▲ 0.97	▲ 0.07	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等債券売却益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	63.17	60.45	62.03	▲ 1.14	+ 1.58	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったことや、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
高 知	66.79	68.55	68.15	+ 1.36	▲ 0.40	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	67.13	67.90	63.56	▲ 3.57	▲ 4.34	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったものの、業務粗利益が有価証券利息配当金及び国債等債券売却益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	63.43	63.63	62.68	▲ 0.75	▲ 0.95	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	53.21	57.91	54.78	+ 1.57	▲ 3.13	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	26年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,588	1,591	1,606	+ 18	+ 15	貸出残高は企業の成長ステージをフルサポートする商品ラインナップの充実などに取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.33	35.43	35.23	▲ 0.10	▲ 0.20	
南日本	残高	3,016	3,041	3,109	+ 93	+ 68	「WIN-WINネット業務」を通じた顧客の実態把握やニーズの発掘に努め、ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.40	41.91	42.01	+ 0.61	+ 0.10	
みちのく	残高	4,201	4,217	4,397	+ 196	+ 180	「全員営業態勢」の実践により資金需要の創出を図ったことや地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.72	20.78	21.14	+ 0.42	+ 0.36	
第 三	残高	5,750	5,825	5,892	+ 141	+ 66	貸出残高は専担者の配置による農業経営者への取組み強化やエネルギー分野等の新規事業開拓支援に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.26	31.22	30.42	▲ 0.84	▲ 0.80	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,729	1,799	1,767	+ 38	▲ 32	貸出残高は重点推進地区へのローラー活動や成長分野への営業推進に取り組んだものの、顧客ニーズに対応した商品開発の遅れなどから、新規開拓の深耕が図れず、計画を下回った。貸出比率は総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	41.23	41.43	42.41	+ 1.18	+ 0.98	
東 和	残高	5,768	6,005	6,282	+ 514	+ 277	貸出残高は「お客様応援活動」を通じた本業支援の取組み強化や成長地域への積極的な人員配置により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.53	31.83	31.41	▲ 0.12	▲ 0.42	
高 知	残高	3,421	3,443	3,541	+ 120	+ 98	貸出残高は新規事業先開拓や医療・福祉や環境・エネルギー等の成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	35.98	36.21	35.09	▲ 0.89	▲ 1.12	
北 都	残高	2,858	2,860	2,941	+ 82	+ 81	貸出残高は地域で成長が期待できる事業（再生可能エネルギー等）の支援や専担者による法人取引拡充に向けた取組み強化により、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	23.50	23.51	22.07	▲ 1.43	▲ 1.44	
宮崎太陽	残高	2,164	2,206	2,268	+ 104	+ 62	貸出残高は小規模事業先への取組み強化や専担者による成長分野の融資開拓に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	36.74	36.78	36.00	▲ 0.74	▲ 0.78	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	988	1,020	1,003	+ 15	▲ 17	専担者を配置し、成長分野に特化した営業推進等に取り組んだものの、既存取引先の回収による減少をカバーすることができなかったことなどから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.10	28.16	28.06	▲ 0.04	▲ 0.10	
豊 和	残高	2,107	2,208	2,199	+ 92	▲ 9	貸出残高は信用保証協会と連携した新商品の推進により小口資金ニーズの獲得に努めたものの、資金ニーズの掘り起こし不足等により、計画を下回った。貸出比率は総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	38.17	38.74	38.79	+ 0.62	+ 0.05	
東京厚生 (信用組合)	残高	191	191	179	▲ 12	▲ 12	重点推進先の見直し・選定による既存取引先及び新規開拓の推進等に努めたものの、不良債権（債権売却）の積極的な処理や想定以上の期限前償還の発生等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	32.09	32.09	30.73	▲ 1.36	▲ 1.36	
横浜中央 (信用組合)	残高	655	708	832	+ 177	+ 124	既存分野への営業推進等を通じた取引先の裾野拡大や、成長分野である医療・介護、環境事業者などに対する積極的な営業活動等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	53.76	54.78	56.98	+ 3.22	+ 2.20	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	26年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5.61	5.66	6.63	+ 1.02	+ 0.97	外部支援機関と連携し公的補助金等を活用した事業化支援、県内の専門家団体等との連携による経営相談会の開催に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	2.94	3.04	4.86	+ 1.92	+ 1.82	鹿児島県・市の創業支援制度の活用等による創業・新事業支援や事業再生型の「WIN-WINネット業務」による経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	8.17	8.46	11.09	+ 2.92	+ 2.63	制度融資の活用等による創業・新事業開拓支援、経営改善計画の策定やビジネスマッチングの支援及びABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	1.55	1.60	2.09	+ 0.54	+ 0.49	再生エネルギー分野における創業・新事業開拓支援、コベナント活用融資やABLに積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	4.61	5.07	5.12	+ 0.51	+ 0.05	中小企業再生支援協議会や中小企業診断士と連携した経営改善支援や経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	6.71	6.72	8.29	+ 1.58	+ 1.57	本業支援活動を推進し、外部専門家を活用した経営相談会の実施、無担保事業性ローン等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	2.02	2.07	2.98	+ 0.96	+ 0.91	本部・営業店の一体的取組みによる経営改善支援や中小企業再生支援協議会等との連携強化による事業再生に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	5.02	5.15	7.36	+ 2.34	+ 2.21	個別相談会を活用したビジネスマッチングの実施、経営改善計画の策定支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	14.45	14.90	19.39	+ 4.94	+ 4.49	中小企業再生支援協議会等との連携による経営改善支援、事業再生支援の強化やビジネスマッチング等の販路拡大支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	6.71	8.26	11.20	+ 4.49	+ 2.94	外部専門家との連携による経営改善支援や、経営相談会を開催し、創業・新事業支援等の経営相談に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	4.45	4.75	8.70	+ 4.25	+ 3.95	本部・営業店が一体となって創業・新事業支援や経営相談に取り組んだことや、ABL等による融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	3.06	4.81	11.13	+ 8.07	+ 6.32	外部専門家との連携による経営相談や経営改善計画の策定支援等に取り組んだほか、担保等に依存しない融資等を積極的に推進したことから、計画を上回った。
横浜中央 (信用組合)	6.14	6.98	7.53	+ 1.39	+ 0.55	地方公共団体等との連携による経営改善計画策定支援やモニタリング指導、テナント先の紹介や外部専門家との連携など、支援先の実態に即した活動を継続したことから、計画を上回った。

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った
金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 26 年 9 月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
七十七銀行	23年12月28日	200億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した5地域銀行の経営強化計画 平成 26 年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	七十七銀行(宮城県仙台市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)			
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	200億円(23年12月)	100億円(24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> グループの長期的戦略である「本業支援」を更に強化するため、26年10月に持株会社へ「本業支援戦略部」を設置 		<ul style="list-style-type: none"> 復興支援策の実効性を高めるため、営業店での人材育成の強化や融資審査の迅速化を目的として、26年8月に臨店する「移動審査役」を設置 		<ul style="list-style-type: none"> 審査部に常駐する外部コンサルタントと連携し、事業再生支援に対する取組みを継続実施 		<ul style="list-style-type: none"> 成長産業分野を中心として地域の法人顧客のあらゆるニーズに対応した支援を行うため、「地域応援部」を設置 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業応援部を本店のほか宮城県内4か所に分室を設置し、被災者の状況に応じた支援を継続して展開。26年5月に県南地区の支援拠点を大河原分室に移設(仙台銀行) 「仙台法人営業部」と「本業支援推進部仙台分室」が連携し、震災復興に向けた取引先の事業ニーズや販路拡大等に積極的に対応(きらやか銀行) グループの長期的戦略である「本業支援」の取組み態勢を更に強化し、県境を越えた業者紹介等のビジネスマッチングや両行間の協調融資により復興事業の促進に貢献(仙台銀行・きらやか銀行) 「宮城と山形をつなぐキャンペーン」を実施し、県境を越えた取引状況や今後の事業ニーズの実態把握調査を実施(じもとHD・仙台銀行・きらやか銀行) 		<ul style="list-style-type: none"> 地元自治体と連携し、観光誌の発刊や配布、各種復興イベントの企画・開催等を通じて、地域経済の活性化に継続して貢献 被災地域の面的な活性化に貢献するため、「食」・「ものづくり」・「海外販路」・「観光・サービス」を主要テーマとしたビジネス交流商談会を開催し、販路拡大等の支援を継続実施 抜本的な事業再生支援として、資本金借入金(DDS)の積極的な活用 事業者の経営課題の発掘のため、事業性融資先全先への訪問によるモニタリングを継続実施 		<ul style="list-style-type: none"> 集団移転専用住宅ローンの取扱いを継続し、住宅再建ニーズに対応 地域経済活性化支援機構と特定専門家派遣契約を締結し、事業再生支援にかかる態勢を強化 事業性評価に基づく融資として、ABLを活用するなど、震災復興資金を推進 外部機関との連携を進め、創業・新事業に係る支援態勢を強化 被災企業の販路再構築支援のため、国内外におけるビジネスマッチングに取り組むとともに、商工会議所等が開催する商談会にも協力 		<ul style="list-style-type: none"> 地域活性化に取り組む事業者支援のため、4つの新商品(「創業支援」・「雇用拡大」・「医療・介護福祉」・「農林水産業・6次産業化」向け商品)の取扱いを開始 水耕栽培設備事業、再生可能エネルギー関連事業など幅広い分野でABLを活用した融資を展開 アグリビジネス関連事業者に対して、各種商談会や「とうぎんマルシェ」の開催の提供等を通じ、生産・流通体制の再構築を支援 事業展開等の提案を含む「ビジネスマッチングサービス」の提供 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	3,581先 / 1,135億円 1,386先 / 125億円	1,297件 / 358億円 105件 / 16億円	19,667件 / 2,241億円 6,993件 / 337億円	6,982件 / 2,949億円 11,880件 / 1,725億円	2,962件 / 736億円 292件 / 44億円		
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	248先 / 152億円 241先 / 29億円	614件 / 189億円 101件 / 17億円	3,574件 / 901億円 175件 / 16億円	1,984先 / 1,554億円 1,639先 / 212億円	1,051件 / 184億円 75件 / 9億円		
【参考】 26/9期の貸出金残高		5,908億円	9,649億円	1兆5,708億円	4兆609億円	5,138億円		
産業復興機構の活用		決定25先	—	決定12先	決定66先 / 検討中15先	決定53先 / 検討中10先		
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定49先 / 検討中8先	決定7先	決定14先 / 検討中11先	決定137先 / 検討中68先	決定51先 / 検討中19先		
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立38件 / 検討中19件	成立3件	—	成立189件 / 検討中15件	成立17件 / 検討中2件		

※ 計数は平成26年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成26年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成 26 年 9 月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客からの融資や資産運用等の相談に対応するため、駅前支店2階に「みやしん駅前相談プラザ」を開設(26年10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善・事業再生等支援に係る専任部署として企業支援課を設置(26年9月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の販売力支援を強化するため、「被災地域発食品加工企業イノベーションプロジェクト」に参画(26年8月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業等の開拓支援の機能強化のため、新たに日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結(26年7月) 																
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・東北を中心に35の信金が協賛し開催した「よい仕事おこしフェア」(26年8月)を通じた取引先の販路開拓支援 ・東北地区信用金庫協会が主催する「ビジネスマッチ東北2014」(26年11月)への出展支援 																			
被災者向け新規融資	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)中小企業基盤整備機構等の外部専門家派遣制度を活用し、経営改善を支援 ・26年9月に仙台市の創業スクエアから講師を招聘し、マーケティングや商品デザインについてのセミナーを開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・26年10月より(一社)気仙沼地域住宅生産者ネットワークと連携し、休日金融相談会を4回開催するなど、相談機能を強化 ・宮城県信用保証協会や外部専門家等と共同で「創造期支援制度説明会・個別相談会」を開催し、創業支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「しんきん復興支援相談会」(24年3月より開催)について、融資に関する数多くの相談があることから、27年3月までの延長を決定 ・信金中央金庫および信金中央金庫の子会社である信金キャピタル(株)が共同出資したファンドを活用し支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な移動相談会を開催(常設相談所と合わせ23年4月から合計15,053件の相談を受付) ・事業再開支援策として、公益法人と連携し設立した基金を活用した融資を実行(167件、70億円) 																
被災者向け 条件変更	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">682先/96億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">372先/27億円</td> </tr> </table>	事業性	682先/96億円	消費性	372先/27億円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">1,235先/280億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">203先/16億円</td> </tr> </table>	事業性	1,235先/280億円	消費性	203先/16億円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">803先/322億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">608先/54億円</td> </tr> </table>	事業性	803先/322億円	消費性	608先/54億円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">781先/283億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">246先/33億円</td> </tr> </table>	事業性	781先/283億円	消費性	246先/33億円
事業性	682先/96億円																			
消費性	372先/27億円																			
事業性	1,235先/280億円																			
消費性	203先/16億円																			
事業性	803先/322億円																			
消費性	608先/54億円																			
事業性	781先/283億円																			
消費性	246先/33億円																			
【参考】 26/9期の貸出金残高	299億円	461億円	631億円	676億円																
産業復興機構の活用	決定20先/検討中1先	決定26先/検討中1先	決定30先/検討中10先	決定5先																
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定38先/検討中5先	決定23先/検討中6先	決定40先/検討中21先	決定5先																
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立9件	成立24件/検討中16件	成立33件/検討中2件	成立2件																

※ 計数は平成26年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成26年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成 26 年 9 月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

①実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 取引先支援及び営業体制等の更なる充実を図るため、基幹店舗を中心に渉外担当を14名増員(26年4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県中小企業団体中央会と「中小企業者の経営支援に関する覚書」を締結し、中小企業者に対する経営支援体制を強化(26年7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、中小零細事業者に対する経営支援体制を強化(26年12月) 	
②具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業復興センター等の専門家を派遣し、経営改善計画の策定等を支援(26年度:28先) 融資部を中心とする組織横断的な「債権管理サポートチーム」において、条件変更を含めた債権正常化に向けた対応を実施(23年4月以降の延滞解消:1,249先) 営業店における休日融資相談会等を継続するとともに、同相談会に併せ個別訪問活動を実施(23年4月以降の相談受付:2,899件) 被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を27年3月末まで延長 	<ul style="list-style-type: none"> 顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援(26年度:52先) 各種補助金の申請をサポートするため、26年7月に福島県中小企業団体中央会と合同で個別相談会を開催したほか、申請書作成セミナーを実施(26年7月) 取引先の販路拡大のため、取引先交流会を開催(26年9・11月) 地域における創業・新事業支援のためのセミナーを増強(年1回開講→年3回開講) 	<ul style="list-style-type: none"> 本部融資部及び全営業店に配置する経営改善支援担当者で構成する「事業再生支援チーム」において、取引先の経営改善計画の策定等を支援(26年度:23先) 業務提携をした中小企業診断士や専門家により、事業再生等を支援(26年度:8先) 取引先の販路拡大のため、県内金融機関が協賛して「ものづくり企業展示・商談会」を開催(26年11月) 新たに設置された「栃木県よろず支援拠点」(26年6月)及び「栃木県事業引継ぎ支援センター」(26年11月)と連携し、小規模事業者の経営改善や事業引継ぎ等を支援 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	420先/147億円 193先/29億円	157先/189億円 59先/9億円	2,156件(441先)/186億円 67件(49先)/1億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	316先/97億円 185先/15億円	203先/225億円 67先/8億円	1,785件/224億円 79件/10億円
【参考】 26/9期の貸出金残高		315億円	1,003億円	372億円
産業復興機構の活用		決定5先	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定2先	決定6先/検討中3先	決定3先/検討中2先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立1件	成立3件	—

※ 計数は平成26年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成26年12月末時点)

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について

平成26年2月より適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、同年6月に公表。同年12月に取組事例を追加した改訂版を公表。

これにより、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用に向けた取組みが促進され、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくこと、中小企業等にとっても思い切った事業展開や早期の事業再生等の取組みの参考となること、さらには、その他の経営支援の担い手の方々にとっても経営支援の一助となることを期待

＜ 掲載事例（35事例（26年12月改訂後）） ＞

本事例集は、「経営者保証に依存しない融資の一層の促進」、「適切な保証金額の設定」、「既存の保証契約の適切な見直し」、「保証債務の整理」の4項目で構成

経営者保証に依存しない融資の一層の促進（19事例）

- 経営者保証を求めなかった事例
- 経営者保証の機能を代替する融資手法を活用した事例

既存の保証契約の適切な見直し（7事例）

- 保証契約の期限到来に伴い、経営者保証を解除した事例
- 経営者の交替に際し、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例 等

適切な保証金額の設定（4事例）

- 経営者保証以外の手段による保全状況等を考慮して、保証金額の設定、減額を行った事例

保証債務の整理（5事例）

- 中小企業再生支援協議会を活用して保証債務を整理した事例
- 事業再生ADRを活用して保証債務を整理した事例 等

平成 27 年 3 月 2 日
金 融 庁

年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、個人消費などに弱さがみられますが、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されますが、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、好調な企業収益を、設備投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現することが重要です。

このため、金融機関においては、さらに一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に進められてきておりますが、当庁としては、年度末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。
- (2) 財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援すること。
- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 上記(1)から(4)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

平成 27 年 1 月 20 日
金融庁**「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）」
を踏まえた「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」への
新たな事例の追加について**

金融庁では、平成 14 年に、書替えが継続している手形貸付等（「短期継続融資」）について、正常運転資金を超える部分は不良債権に当たるかどうかの検証が必要、との考え方を金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕（事例 19）でお示しました。

これを受け、一部の金融機関においては、正常運転資金の範囲内での融資であっても、「短期継続融資」による対応を差し控え、長期融資（多くは担保・保証付）で対応する動きも見られてきたところです。

こうした経緯を踏まえ、今般、金融庁では、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に新たな事例（事例 20）を追加し、以下の趣旨を明確化することといたしました。

1. 正常運転資金に対して、「短期継続融資」で対応することは何ら問題ない。
2. 「短期継続融資」は、無担保、無保証の短期融資で債務者の資金ニーズに応需し、書替え時には、債務者の業況や実態を適切に把握してその継続の是非を判断するため、金融機関が目利き力を発揮するための融資の一手法となり得る。
3. 正常運転資金は一般的に、卸・小売業、製造業の場合、「売上債権＋棚卸資産－仕入債務」とされているが、業種や事業によって様々であり、また、ある一時点のバランスシートの状況だけでなく、期中に発生した資金需要等のフロー面や事業の状況を考慮することも重要である。

本日付で別紙のとおり新たな事例を金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕に追加し、各財務（支）局及び沖縄総合事務局へ発出いたしました。

お問い合わせ先金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
検査局審査課調査室（内線 2592）

-
- （別紙 1）「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」（新旧対照表）
（別紙 2）「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」（全体版）

✓ **概況**

債務者は、当行メイン先（シェア100%、与信額：平成26年3月決算期900百万円）。5年前まで住宅建材の製造業者であったが売上不振により転業、現在は地元のホームセンターを中心に組立て式家具の製造・卸をしている業者である。

当行与信900百万円の内訳は、正常運転資金500百万円（「短期継続融資」・書替え継続中）と旧事業に係る残債務400百万円（長期融資・分割返済中）である。

✓ **業況**

転業後、債務者の製品は安定的な人気を得て、業況も安定していた。旧事業に係る債務400百万円が残っているため、返済負担が重く債務超過に陥っているものの、期間損益は小幅ながら黒字を確保しており、当行では転業後、正常運転資金500百万円（手形貸付：期間1年）に必需し、期日に書替えを繰り返してきた。

しかし昨年、アジア製の廉価品に押され、前期決算（平成26年3月決算期）では売上高が前々期比40%減程度まで落ち込み、決算書上の数値から機械的に算出される正常運転資金（売上債権＋棚卸資産－仕入債務）も300百万円に減少している。

当行では、平成26年7月の正常運転資金の書替えに当たり、売上減少に伴う減額書替えを検討したものの、債務者によれば、廉価品に比した債務者の製品の質の良さが見直され、売上は回復しており、今期は前々期並の売上を確保できる見通しであり、正常運転資金についても昨年と同額での書替えを希望している。

当行は、債務者から提出を受けた直近の試算表や、今期の業績予想、資金繰り表、受注状況を示す注文書を確認・検証するとともに、債務者の製造現場や倉庫の状況を調査し、製造ラインや原材料・製品在庫の管理に問題がないこと及びホームセンターでの販売状況を調査し、債務者の製品に優位性が認められることを確認している。その結果、当行は、債務者の今期の売上回復については確度が高く、前々期と同程度の正常運転資金を必要としていると判断し、500百万円での書替えに応じることにした。

✓ **自己査定**

当行では、債務者は引続き債務超過の状態、旧事業の残債の返済負担が重いものの、継続して黒字を維持していることから、債務者区分は引続き要注意先としている。

正常運転資金500百万円については、前期決算書の数値から機械的に算出される正常運転資金額を大幅に上回る金額での書替えとなったものの、債務者の実態や足元のキャッシュフローの状況に鑑みて、正常運転資金の範囲内の書替えであり、貸出条件緩和債権には該当しないとしている。

(検証ポイント)

正常運転資金を供給する場合の融資形態及び正常運転資金の範囲

(解説)

1. 「短期継続融資」は金融機関の目利き力発揮の一手法となり得る

金融機関にとっては、債務者の業況等を踏まえた融資が行えるよう目利き力を発揮することが重要である。

その手法は様々であるが、例えば、正常運転資金について、債務者のニーズを踏まえた上で、無担保・無保証の短期融資（1年以内）で応需し、書替え時に債務者の業況や実態を適切に把握して、その継続の是非を判断することは、目利き力発揮の一手法となり得る。（注1）

一般的に、債務者の製品の質が劣化し、競争力を失った結果、売上高が大幅に減少しているならば、今後の業況回復も危ぶまれると考えられる。

しかしながら、本事例では、「短期継続融資」の書替えの可否を判断するに当たって、試算表、業績予想、資金繰り表の検証や注文書による受注状況の確認及び製造・販売の現場の実地調査等により、債務者の業況や実態（今後の事業の見通しを含む）をより詳細に把握することで、正常運転資金に対するよりきめ細かい融資対応が行われている（金融機関による目利き力の発揮）。（注2）

（注1）中小・零細企業の資金ニーズに適切に 대응するための融資手法に関しては、各金融機関が創意工夫を発揮し、それぞれの経営判断で柔軟に対応すべきものであり、その判断が尊重されることは、言うまでもない。

（注2）債務者の業況や実態を把握するための資料徴求や実地調査については、本事例に記載した資料・調査等が一律に求められるものではなく、債務者の規模や与信額に応じた対応となる。例えば、債務者が小規模で詳細な資料がない場合等においては、必ずしも本事例で例示した資料全てについて、確認が必要なわけではない。

2. 正常運転資金の範囲は債務者の業況や実態に合わせて柔軟に検討する必要がある

債務者が正常な営業を行っていく上で恒常的に必要と認められる運転資金（正常運転資金）に対して、「短期継続融資」で対応することは何ら問題なく、妥当な融資形態の一つであると認められる。

正常運転資金は一般的に、卸・小売業、製造業の場合、「売上債権＋棚卸資産－仕入債務」であるとされている（金融検査マニュアル・自己査定別表1）。本事例の場合、平成26年3月決算期の数値に基づいて算出される正常運転資金の金額は、売上高が大幅に減少しているため、この算定式を機械的に適用すれば、大幅に減額することにもなり得る。

しかしながら、平成26年3月決算期の数値は、過去の一時点の数値であり、現時点の正常運転資金の算出については、債務者の業況や実態の的確な把握と、それに基づく今後の見通しや、足元の企業活動に伴うキャッシュフローの実態にも留意した検討が重要である。

3. 本事例の結論

本事例では、前期決算の数値に基づく正常運転資金の金額は大幅に減少することになるものの、「短期継続融資」の書替えの検討に当たり、前期決算以降の状況の変化を踏まえて、債務者の業況や実態を改めて確認した結果、売上高の回復が見込まれること、足元のキャッシュフローにおいて従来程度の金額の正常運転資金が必要と認められることから、500百万円で書替えを実行しても、正常運転資金の範囲内として貸出条件緩和債権には該当しないものと考えられる。

金融機関における貸付条件の変更等の状況

◆ 貸付条件の変更等の状況(平成27年3月末時点)

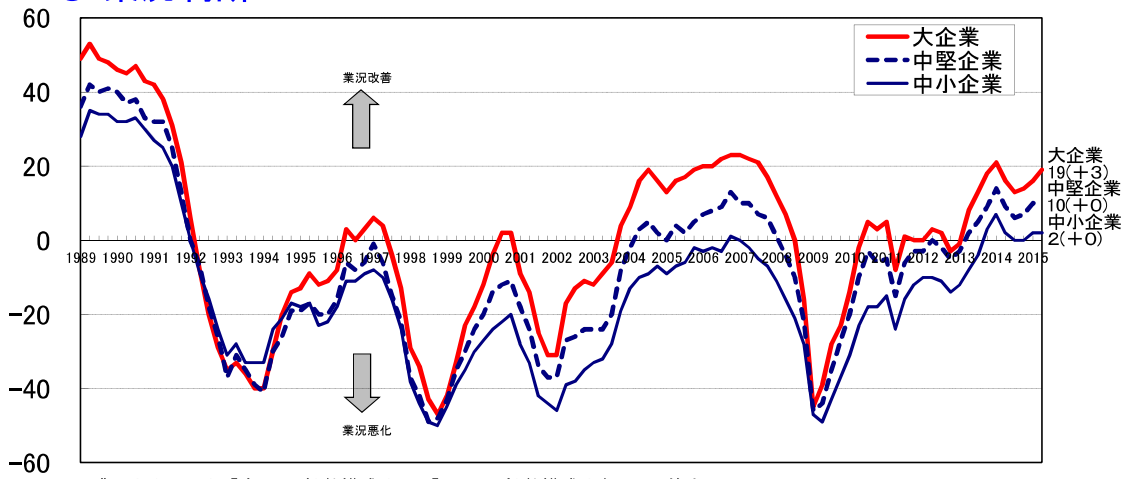
(単位:件)

	申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 [A/(A+B)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1459)	6,606,401	6,254,523	149,566	97.7%
【住宅ローン】 金融機関合計(1459)	422,992	349,106	30,294	92.0%

(注) 上記金融機関(1459)は、銀行(141)、信用金庫(268)、信用組合(155)、労働金庫(14)、系統金融機関(881)の合計。

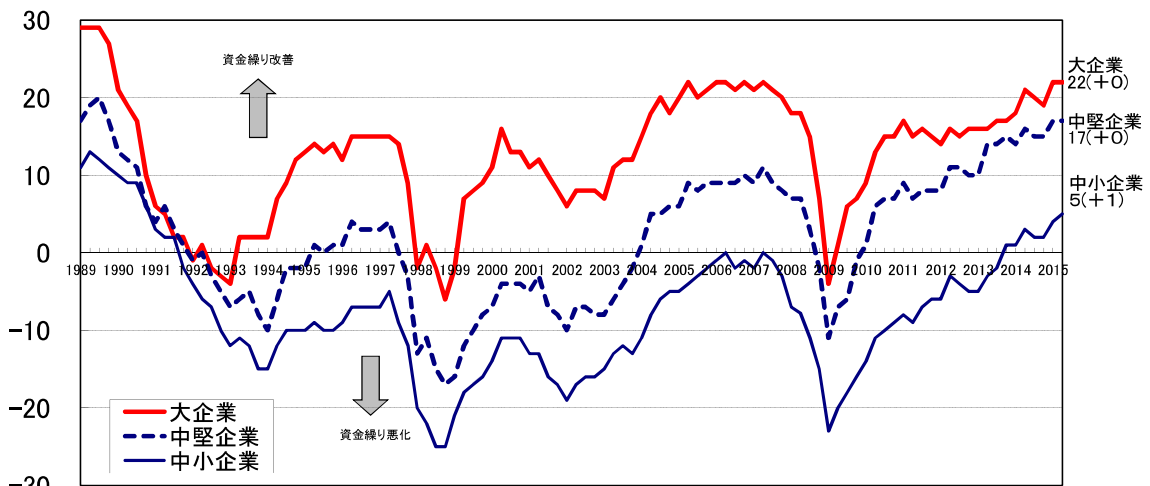
日銀短観D.I. の推移

○ 業況判断



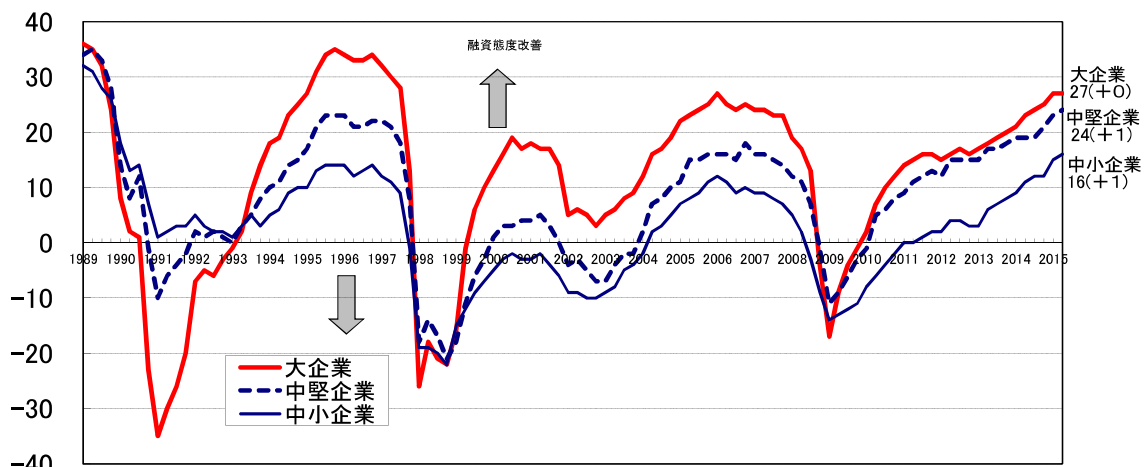
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○ 金融機関の貸出態度判断



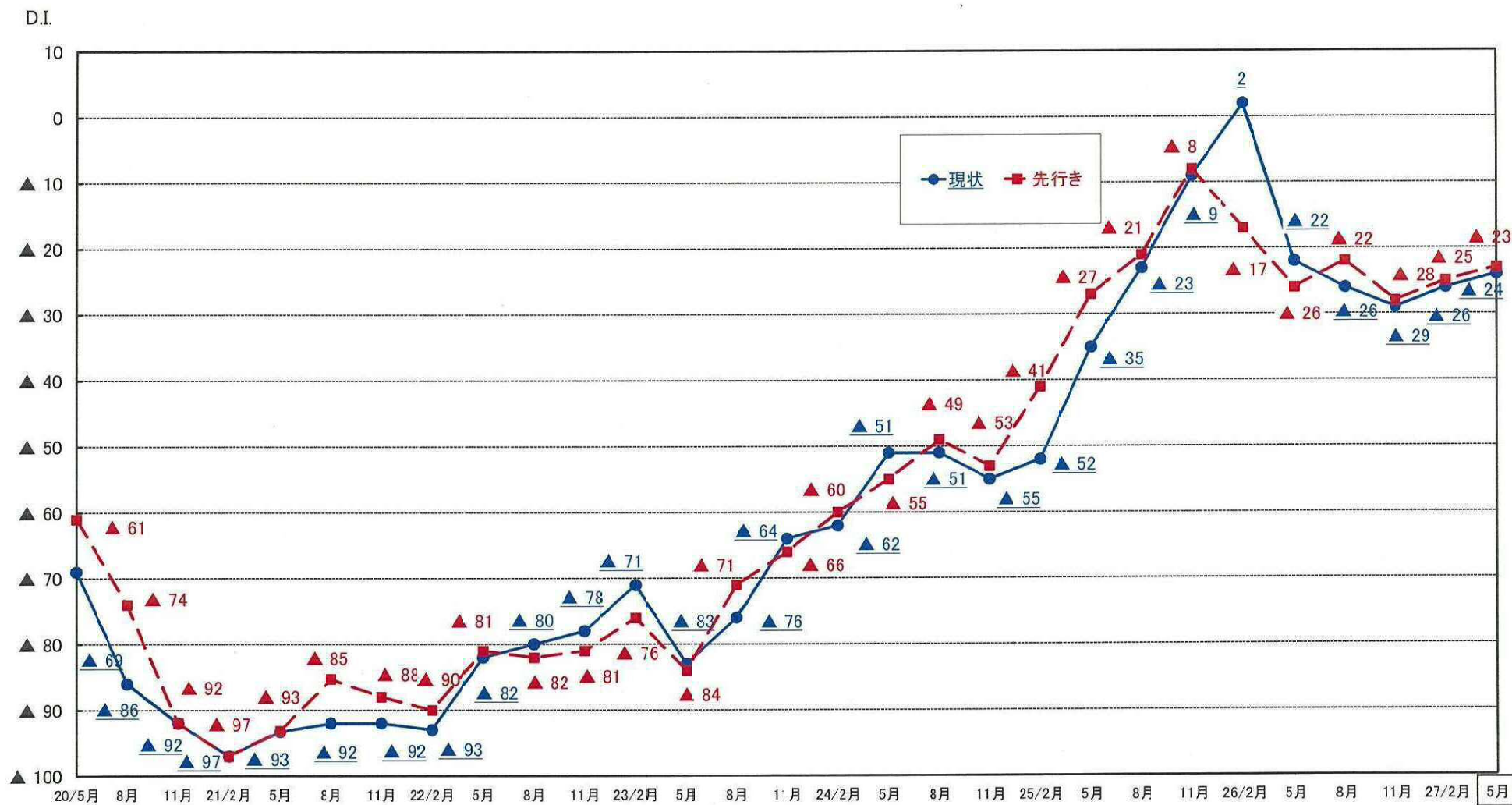
※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

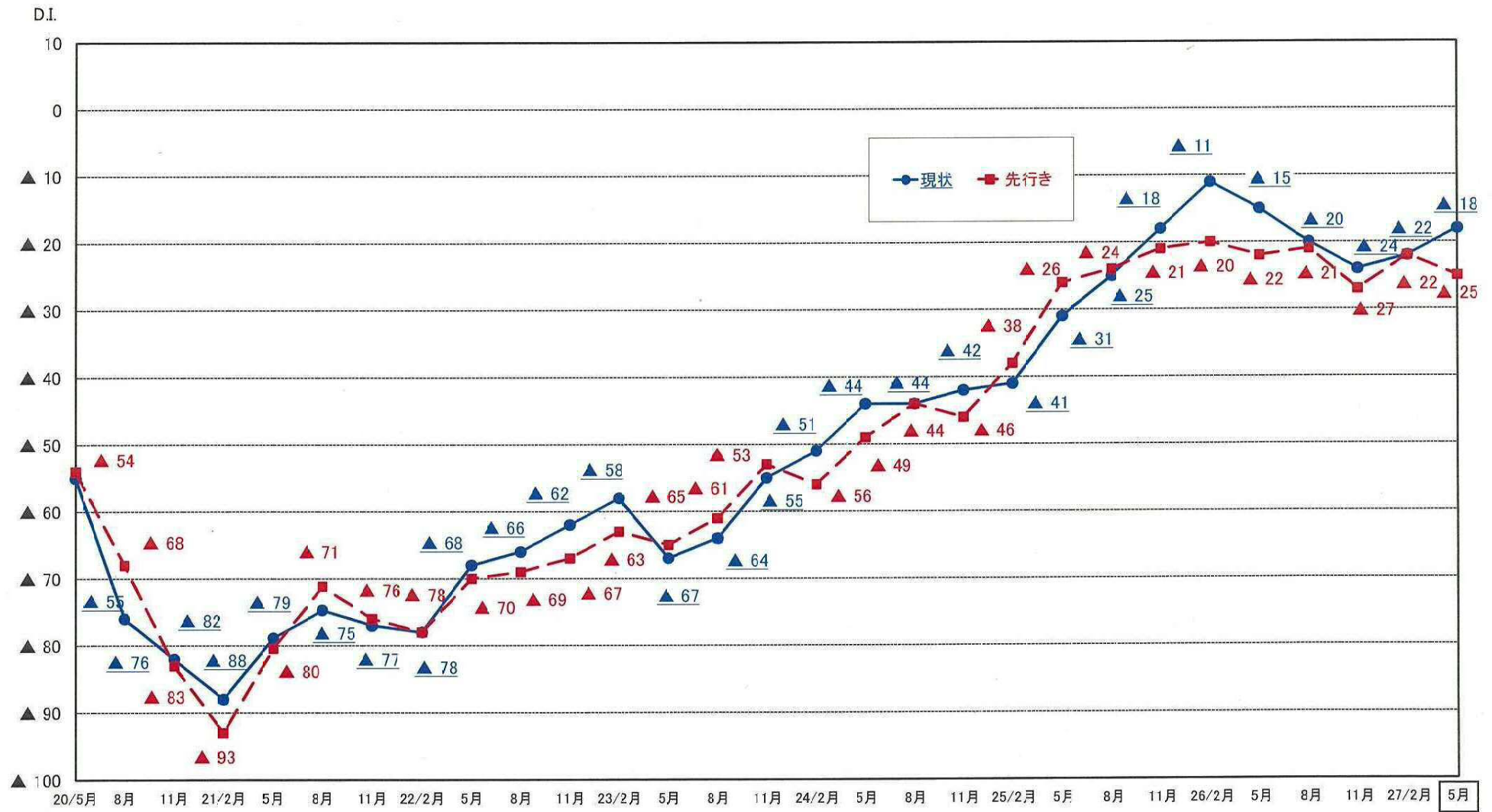
(注) 数字は2015年6月調査時点。(カッコ内の数字は前調査(2015年3月)との比較)

中小企業の業況等に関するアンケート調査結果

1. 中小企業の業況の「現状D.I.」及び「先行きD.I.」の推移



2. 中小企業の資金繰りの「現状D.I.」及び「先行きD.I.」の推移



資料 9-8-7 法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比		前年同月比		
		前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	
2013.01	270.4	1.3	167.8	▲ 0.5	102.6	4.4
2013.02	270.6	1.4	167.9	▲ 0.5	102.7	4.7
2013.03	275.5	1.5	172.4	▲ 0.2	103.0	4.4
2013.04	270.2	1.4	167.5	▲ 0.6	102.7	4.9
2013.05	269.7	2.1	166.6	0.2	103.1	5.2
2013.06	272.2	1.7	168.4	▲ 0.3	103.7	5.1
2013.07	271.8	2.2	167.9	0.7	103.9	4.8
2013.08	271.9	2.4	168.6	1.4	103.3	3.9
2013.09	276.3	2.0	171.6	0.5	104.7	4.5
2013.10	272.0	2.0	168.5	1.2	103.5	3.3
2013.11	274.4	2.6	170.3	2.1	104.1	3.3
2013.12	278.9	2.2	173.8	1.9	105.1	2.8
2014.01	276.7	2.3	171.1	1.9	105.6	3.0
2014.02	276.6	2.2	170.7	1.7	105.9	3.1
2014.03	280.7	1.9	175.5	1.8	105.2	2.1
2014.04	276.4	2.3	170.5	1.8	105.8	3.0
2014.05	275.7	2.2	170.4	2.3	105.2	2.1
2014.06	278.4	2.3	171.5	1.8	106.9	3.1
2014.07	277.1	2.0	170.9	1.7	106.3	2.3
2014.08	277.7	2.1	171.7	1.8	106.1	2.7
2014.09	282.5	2.2	175.2	2.1	107.3	2.5
2014.10	279.0	2.6	172.1	2.1	106.9	3.3
2014.11	282.3	2.9	173.7	2.0	108.6	4.4
2014.12	287.4	3.1	177.5	2.1	109.9	4.6
2015.01	284.8	2.9	175.6	2.7	109.1	3.3
2015.02	285.6	3.2	175.7	2.9	109.9	3.7
2015.03	289.1	3.0	179.8	2.4	109.3	4.0
2015.04	283.6	2.6	175.4	2.9	108.2	2.2
2015.05	283.7	2.9	175.5	3.0	108.2	2.8
2015.06	286.0	2.7	177.0	3.2	109.1	2.0

(出典)日本銀行「現金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)への貸出しを指す。サービス業は物品賃貸業、宿泊業、医療・福祉等。

不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

1. 主要行の取組み

(年度末貸出残高) (単位: 億円)

	24年度末	25年度末	26年度末
動産・債権譲渡担保融資	6,221	6,598	5,556
うち動産担保融資	2,733	2,949	2,700
うち債権譲渡担保融資	3,488	3,649	2,856
財務制限条項を活用した融資	525,758	570,776	632,673

(注1) 主要行: 三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行、新生銀行及びあおぞら銀行の9行。

(注2) 24年度末はデータ制約上、一部25年4月末残高の計数を含む。

2. 地域金融機関の取組み

(年度末貸出残高) (単位: 億円)

	24年度末	25年度末	26年度末
動産・債権譲渡担保融資	5,048	7,677	12,941
うち動産担保融資	2,041	3,785	7,057
うち債権譲渡担保融資	3,007	3,892	5,884
財務制限条項を活用した融資	130,827	140,743	150,632

(注) 地域金融機関: 地方銀行106行、信用金庫267金庫、信用組合154組合の計527金融機関。

平成 27 年 8 月 28 日
 金融庁

偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

偽造キャッシュカード犯罪、盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪による預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に、被害発生状況及び金融機関による補償状況を別紙 1～4 - 3 のとおり、取りまとめました。

対象期間

以下の期間に発生した被害について、犯罪類型ごとに集計しています。

- 偽造キャッシュカード犯罪：平成 12 年 4 月から平成 27 年 3 月
- 盗難キャッシュカード犯罪：平成 17 年 2 月から平成 27 年 3 月
- 盗難通帳犯罪：平成 15 年 4 月から平成 27 年 3 月
- インターネットバンキング犯罪：平成 17 年 2 月から平成 27 年 3 月

概要

1. 被害発生状況

(注)「計」欄は、犯罪類型ごとの上記集計対象期間に発生した被害の件数及び平均被害額になります。

○被害発生件数

(単位：件)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	482	905	308	253	5,802
盗難キャッシュカード	5,351	3,892	3,473	2,848	52,199
盗難通帳	183	144	126	88	3,117
インターネットバンキング	162	148	1,955	1,372	4,297

○平均被害額

(単位：万円)

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	対象期間計
偽造キャッシュカード	70	77	29	43	92
盗難キャッシュカード	54	47	45	43	52
盗難通帳	114	86	71	74	176
インターネットバンキング	244	102	113	158	132

2. 金融機関による補償状況

(注1) 預貯金者保護法の施行は、18年2月10日です。

(注2) 補償件数は、金融機関が処理方針を決定した被害のうち、被害金額の全額または一部を補償した件数の合計です。

(注3) 「計」欄は、犯罪類型ごとの集計対象期間に発生した被害の件数になります。

○偽造キャッシュカード

(単位:件)

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
23年度	480	458	(95.4%)	22	(4.6%)
24年度	897	857	(95.5%)	40	(4.5%)
25年度	304	288	(94.7%)	16	(5.3%)
26年度	214	207	(96.7%)	7	(3.3%)
対象期間計 (平成12年4月～平成27年3月)	5,663	5,433	(95.9%)	(注1)230	(4.1%)
			(注2) (98.7%)		

(注1) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(111件)」、「預貯金者に重大な過失がある(27件)」などでした。

(注2) 処理方針決定件数のうち、当初、偽造キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、偽造キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○盗難キャッシュカード

(単位:件)

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
23年度	5,336	2,676	(50.1%)	2,660	(49.9%)
24年度	3,881	1,645	(42.4%)	2,236	(57.6%)
25年度	3,446	1,274	(37.0%)	2,172	(63.0%)
26年度	2,455	908	(37.0%)	1,547	(63.0%)
対象期間計 (平成17年2月～平成27年3月)	51,673	27,962	(54.1%)	(注1)23,711	(45.9%)
			(注2) (81.6%)		

(注1) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(7,736件)」、「遺失等による不正払戻し(4,263件)」、「預貯金者の配偶者や親族による払戻し(2,771件)」などでした。

(注2) 処理方針決定件数のうち、当初、盗難キャッシュカードによる不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難キャッシュカードによる不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○盗難通帳

(単位:件)

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
23年度	179	109	(60.9%)	70	(39.1%)
24年度	140	90	(64.3%)	50	(35.7%)
25年度	123	84	(68.3%)	39	(31.7%)
26年度	69	47	(68.1%)	22	(31.9%)
対象期間計 (平成15年4月～平成27年3月)	2,937	1,180	(40.2%)	1,757	(59.8%)
			(注) (51.4%)		

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、盗難通帳による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、盗難通帳による不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

○インターネットバンキング

(単位:件)

年度	処理方針決定済				
		補償		補償しない	
23年度	160	109	(68.1%)	51	(31.9%)
24年度	147	104	(70.7%)	43	(29.3%)
25年度	1,937	1,762	(91.0%)	175	(9.0%)
26年度	1,172	975	(83.2%)	197	(16.8%)
対象期間計 (平成17年2月～平成27年3月)	4,054	3,411	(84.1%)	643	(15.9%)
			(注) (92.8%)		

(注) 処理方針決定件数のうち、当初、本人以外による不正払戻しとして申出があったものの、調査の結果、配偶者や親族による払戻しであり、不正払戻しでないことが判明した件数等を除いた場合の対象期間における補償率です。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)

監督局 銀行第1課 (内線 3323、3324)

銀行第2課 (内線 3365、3367)

協同組織金融室 (内線 3381、3736)

郵便貯金・保険監督参事官室 (内線 2612、2615)

[\(別紙1\) 偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

[\(別紙2\) 盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

(別紙3) 盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4-1) インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4-2) インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(別紙4-3) インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙1)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	処理方針決定済補償しない	調査・検討中等
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	426	414	12	9
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	88	80	8	16	32	26	482	337	70	480	458	22	2
24年度	662	465	136	138	33	29	74	68	905	701	77	897	857	40	8
25年度	296	85	8	2	1	0	3	1	308	89	29	304	288	16	4
4月～6月	65	15	1	0	1	0	1	0	68	16	23	66	62	4	2
7月～9月	88	23	1	0	-	-	-	-	89	23	26	88	84	4	1
10月～12月	67	20	4	1	-	-	1	0	72	22	31	72	69	3	-
1月～3月	76	25	2	1	-	-	1	0	79	26	34	78	73	5	1
26年度	220	92	26	18	1	0	6	4	253	115	45	214	207	7	39
4月～6月	55	25	1	0	1	0	1	0	58	25	44	54	51	3	4
7月～9月	61	23	1	0	-	-	-	-	62	24	38	60	57	3	2
10月～12月	66	28	24	18	-	-	5	4	95	51	54	75	74	1	20
1月～3月	38	14	-	-	-	-	-	-	38	14	37	25	25	-	13
計	3,813	3,393	1,222	1,268	387	351	380	370	5,802	5,383	92	5,663	5,433	230	139
構成比	65.7%	63.0%	21.1%	23.6%	6.7%	6.5%	6.5%	6.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	95.9%	4.1%	4.1%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等95.8%(3,605件/3,765件)、地方銀行97.6%(1,133件/1,161件)、第二地方銀行96.0%(362件/377件)、信金等92.5%(333件/360件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙2)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済		調査・検討中等	
													補償 全額	補償 75%又は 一部		
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,995	1,643	1,825	1,055	389	172	711	347	6,920	3,219	46	6,889	3,338	969	2,582	31
19年度	3,465	1,355	1,154	620	209	89	497	219	5,325	2,285	42	5,323	2,127	852	2,344	2
20年度	3,504	1,571	994	520	178	120	435	207	5,111	2,420	47	5,106	1,811	908	2,387	5
21年度	4,229	1,863	1,069	624	213	153	532	301	6,043	2,943	48	6,032	1,774	1,517	2,741	11
22年度	4,452	2,402	1,160	871	304	207	694	480	6,610	3,961	59	6,598	1,654	2,084	2,860	12
23年度	3,694	1,770	918	641	216	144	523	333	5,351	2,890	54	5,336	1,216	1,460	2,660	15
24年度	2,858	1,202	612	397	119	78	303	183	3,892	1,861	47	3,881	803	842	2,236	11
25年度	2,747	1,134	458	284	73	35	195	121	3,473	1,576	45	3,446	585	689	2,172	27
4月～6月	721	297	103	35	19	10	40	16	883	359	40	880	162	163	555	3
7月～9月	753	303	107	85	12	4	46	32	918	426	46	917	142	152	623	1
10月～12月	712	299	148	99	26	16	61	42	947	457	48	931	154	201	576	16
1月～3月	561	233	100	64	16	4	48	30	725	332	45	718	127	173	418	7
26年度	2,199	838	391	202	67	45	191	151	2,848	1,237	43	2,455	431	477	1,547	393
4月～6月	656	272	110	46	24	14	52	31	842	364	43	825	143	186	496	17
7月～9月	682	221	94	54	18	9	40	31	834	315	37	803	154	127	522	31
10月～12月	543	188	104	48	15	6	49	42	711	285	40	601	105	115	381	110
1月～3月	318	156	83	53	10	14	50	46	461	271	58	226	29	49	148	235
計	34,367	16,328	10,571	6,659	2,179	1,322	5,082	2,963	52,199	27,275	52	51,673	17,296	10,666	23,711	526
構成比	65.8%	59.9%	20.3%	24.4%	4.2%	4.8%	9.7%	10.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	33.5%	20.6%	45.9%	20.6%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信海連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等43.1%(14,721件/34,118件)、地方銀行74.1%(7,706件/10,393件)、第二地方銀行74.6%(1,610件/2,158件)、信金等78.4%(3,925件/5,004件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙3)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	処理方針決定済 補償しない	調査・ 検討中等
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	-
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	101	144	60	42	10	7	12	14	183	209	114	179	109	70	4
24年度	75	37	49	73	8	1	12	12	144	124	86	140	90	50	4
25年度	73	49	30	23	5	3	18	13	126	90	71	123	84	39	3
4月～6月	17	14	7	9	-	-	1	0	25	24	96	25	18	7	-
7月～9月	23	21	5	0	2	2	3	1	33	26	80	33	20	13	-
10月～12月	17	10	14	11	2	0	8	1	41	24	59	38	25	13	3
1月～3月	16	3	4	1	1	0	6	10	27	15	56	27	21	6	-
26年度	53	28	22	12	1	0	12	24	88	65	74	69	47	22	19
4月～6月	9	2	7	5	-	-	2	0	18	8	48	16	11	5	2
7月～9月	19	14	6	3	-	-	3	1	28	18	66	26	18	8	2
10月～12月	18	6	5	2	-	-	4	20	27	29	107	19	14	5	8
1月～3月	7	4	4	1	1	0	3	2	15	9	61	8	4	4	7
計	1,451	3,373	1,157	1,463	149	226	360	452	3,117	5,515	176	2,937	1,180	1,757	180
構成比	46.6%	61.2%	37.1%	26.5%	4.8%	4.1%	11.5%	8.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	40.2%	59.8%	100.0%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.6%(633件/1,389件)、地方銀行32.2%(349件/1,084件)、第二地方銀行44.8%(60件/134件)、信金等41.8%(138件/330件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4-1)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	補償しない	調査・検討中等
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	-
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	-	-	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	160	109	51	2
24年度	141	141	6	8	-	-	1	1	148	151	102	147	104	43	1
25年度	1,870	1,941	66	191	14	76	5	4	1,955	2,213	113	1,937	1,762	175	18
4月～6月	173	153	4	6	1	3	-	-	178	163	91	177	153	24	1
7月～9月	469	390	8	31	2	5	1	0	480	427	89	479	442	37	1
10月～12月	584	602	26	53	4	14	1	1	615	671	109	612	563	49	3
1月～3月	644	795	28	100	7	53	3	2	682	951	139	669	604	65	13
26年度	1,095	1,211	139	407	23	173	115	387	1,372	2,180	158	1,172	975	197	200
4月～6月	459	477	54	175	5	51	19	80	537	784	146	526	441	85	11
7月～9月	294	227	15	133	11	101	7	23	327	485	148	307	255	52	20
10月～12月	213	264	22	35	2	1	8	15	245	317	129	215	181	34	30
1月～3月	129	241	48	64	5	18	81	267	263	592	225	124	98	26	139
計	3,786	4,010	292	889	59	315	160	498	4,297	5,713	132	4,054	3,411	643	243
構成比	88.1%	70.2%	6.8%	15.6%	1.4%	5.5%	3.7%	8.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.1%	15.9%	15.9%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信済連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等85.6%(3,147件/3,676件)、地方銀行77.0%(177件/230件)、第二地方銀行35.9%(14件/39件)、信金等67.0%(73件/109件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(別紙4-2)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)
23年度	87	153	29	47	1	1	10	8	127	210	165
24年度	139	136	5	4	-	-	1	1	145	141	97
25年度	1,808	1,867	48	90	4	9	4	1	1,864	1,969	105
4月～6月	164	140	3	5	-	-	-	-	167	146	87
7月～9月	458	381	6	29	1	4	1	0	466	414	89
10月～12月	566	581	23	33	2	2	1	1	592	619	104
1月～3月	620	764	16	22	1	2	2	0	639	789	123
26年度	1,065	1,085	103	180	7	11	39	80	1,214	1,358	111
4月～6月	439	388	28	67	2	1	9	15	478	471	98
7月～9月	288	198	5	14	-	-	3	4	296	218	73
10月～12月	209	256	22	35	1	0	2	3	234	294	125
1月～3月	129	241	48	64	4	10	25	57	206	373	181
計	3,099	3,242	185	323	12	23	54	91	3,350	3,681	109
構成比	92.5%	88.1%	5.5%	8.8%	0.4%	0.6%	1.6%	2.5%	100.0%	100.0%	100.0%

個人

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

(別紙4-3)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)
23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528
24年度	2	5	1	3	-	-	-	-	3	9	309
25年度	62	74	18	100	10	66	1	2	91	243	267
4月～6月	9	13	1	0	1	3	-	-	11	16	152
7月～9月	11	9	2	2	1	1	-	-	14	12	89
10月～12月	18	21	3	19	2	11	-	-	23	52	227
1月～3月	24	30	12	78	6	50	1	2	43	162	376
26年度	30	126	36	226	16	161	76	306	158	821	520
4月～6月	20	89	26	108	3	49	10	65	59	312	529
7月～9月	6	28	10	118	11	101	4	19	31	267	863
10月～12月	4	8	-	-	1	1	6	12	11	22	206
1月～3月	-	-	-	-	1	8	56	209	57	218	383
計	97	224	65	382	35	278	90	372	287	1,259	438
構成比	33.8%	17.8%	22.6%	30.4%	12.2%	22.1%	31.4%	29.6%	100.0%	100.0%	100.0%

法人

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

平成 27 年 8 月 28 日
金融庁

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況
(平成 27 年 3 月末) について

金融庁では、預金取扱金融機関を対象として、「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成 27 年 3 月末）」に係るアンケート調査を実施し、その結果を別添のとおり取りまとめましたので公表します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)
監督局 銀行第 1 課 (内線 3323、3324)
銀行第 2 課 (内線 3365、3367)
協同組織金融室 (内線 3381、3736)
郵便貯金・保険監督参事官室 (内線 2612、2615)

(別添) 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況 (平成 27 年 3 月末)

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成27年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成27年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。

[調査結果]

1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード [*] 発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード [*] 発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	25,247	118,236
地銀	65	65	65	39,013	111,550
第二地銀	41	41	41	11,920	29,329
その他の銀行	16	22	31	53,969	181,574
信用金庫	267	264	265	19,825	51,286
信用組合	135	62	58	2,258	5,163
労働金庫	13	13	13	1,880	8,346
計	546	475	481	154,112	505,484
農漁協等	845	844	716	12,489	21,929
総計	1,391	1,319	1,197	166,601	527,413

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード [*] 発行金融機関数①	ICキャッシュカード [*] 導入済み金融機関数⑥		ICキャッシュカード対応ATM台数⑦		ICキャッシュカード [*] 発行枚数⑧	
			⑥/①		⑦/④		⑧/⑤
主要行等	9	6	66.7%	24,567	97.3%	30,288	25.6%
地銀	65	65	100.0%	36,437	93.4%	25,179	22.6%
第二地銀	41	39	95.1%	9,156	76.8%	5,500	18.8%
その他の銀行	16	7	43.8%	53,963	100.0%	57,597	31.7%
信用金庫	267	207	77.5%	15,648	78.9%	7,681	15.0%
信用組合	135	45	33.3%	959	42.5%	456	8.8%
労働金庫	13	13	100.0%	1,880	100.0%	11	0.1%
計	546	382	70.0%	142,610	92.5%	126,712	25.1%
農漁協等	845	843	99.8%	12,320	98.6%	10,009	45.6%
総計	1,391	1,225	88.1%	154,930	93.0%	136,721	25.9%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード ^① 発行金融 機関数	生体認証キャッシュカード ^② 導入済み金融機関数 ^③		生体認証キャッシュカード ^④ 対応ATM台数 ^⑤		生体認証キャッシュ カード ^⑥ 発行枚数 ^⑦	
			③/②		⑤/④		⑦/⑥
主要行等	9	5	55.6%	21,522	85.2%	22,255	18.8%
地銀	65	50	76.9%	22,349	57.3%	11,641	10.4%
第二地銀	41	9	22.0%	2,556	21.4%	667	2.3%
その他の銀行	16	2	12.5%	27,265	50.5%	46,202	25.4%
信用金庫	267	79	29.6%	5,869	29.6%	2,010	3.9%
信用組合	135	11	8.1%	346	15.3%	169	3.3%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	546	156	28.6%	79,907	51.8%	82,944	16.4%
農漁協等	845	133	15.7%	1,904	15.2%	32	0.1%
総計	1,391	289	20.8%	81,811	49.1%	82,976	15.7%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けイン ターネットバンキ ング実施金融 機関数 ^①	可変パスワード ^② 導入済み金融機関数 ^③	
			③/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	41	100.0%
その他の銀行	22	18	81.8%
信用金庫	264	262	99.2%
信用組合	62	27	43.5%
労働金庫	13	13	100.0%
計	475	434	91.4%
農漁協等	844	844	100.0%
総計	1,319	1,278	96.9%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表 ^①		パスワード生成機 ^②		電子メール・アプリケーション ^③	
		①/②		②/②		③/②
主要行等	7	87.5%	8	100.0%	2	25.0%
地銀	34	52.3%	41	63.1%	26	40.0%
第二地銀	18	43.9%	26	63.4%	23	56.1%
その他の銀行	12	54.5%	8	36.4%	5	22.7%
信用金庫	251	95.1%	167	63.3%	5	1.9%
信用組合	4	6.5%	23	37.1%	19	30.6%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	339	71.4%	286	60.2%	80	16.8%
農漁協等	0	0.0%	844	100.0%	715	84.7%
総計	339	25.7%	1,130	85.7%	795	60.3%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑯		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑰	
			⑯/③		⑰/③
主要行等	8	5	62.5%	3	37.5%
地銀	65	60	92.3%	5	7.7%
第二地銀	41	31	75.6%	10	24.4%
その他の銀行	31	24	77.4%	4	12.9%
信用金庫	265	253	95.5%	11	4.2%
信用組合	58	9	15.5%	26	44.8%
労働金庫	13	0	0.0%	13	100.0%
計	481	382	79.4%	72	15.0%
農漁協等	716	716	100.0%	0	0.0%
総計	1,197	1,098	91.7%	72	6.0%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑱		パスワード生成機⑲		電子メール・アプリケーション⑳	
		⑱/③		⑲/③		⑳/③
主要行等	0	0.0%	8	100.0%	1	12.5%
地銀	18	27.7%	43	66.2%	11	16.9%
第二地銀	8	19.5%	23	56.1%	5	12.2%
その他の銀行	6	19.4%	18	58.1%	3	9.7%
信用金庫	243	91.7%	7	2.6%	1	0.4%
信用組合	3	5.2%	6	10.3%	1	1.7%
労働金庫	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	278	57.8%	105	21.8%	22	4.6%
農漁協等	0	0.0%	716	100.0%	0	0.0%
総計	278	23.2%	821	68.6%	22	1.8%

信託会社等の新規参入状況

平成27年6月30日現在

	免 許 ・ 登 録 等 件 数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	18	14	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	11	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	24	15	7	0	0	0	0	0	0	0	2	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	156	60	17	2	11	22	8	7	11	9	7	2
うち みなし信託契約代理業者	131	45	15	2	11	17	8	7	9	9	6	2
計	199	90	28	2	11	22	8	7	11	9	9	2

（注1） 外国信託会社は金融庁直轄

（注2） グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は7社）

生命保険会社の平成27年3月期決算の概要 (かんぽ生命を除く)

(単位: 億円、%、ポイント)

	25年3月期	26年3月期	27年3月期	前期比
基礎収益	414,409	405,004	436,507	31,503
保険料等収入	315,873	298,726	327,007	28,281
資産運用収益	79,383	79,676	84,349	4,673
基礎費用	387,509	374,372	403,426	29,054
保険金等支払金	210,144	236,192	256,344	20,152
資産運用費用	3,422	3,151	3,023	▲ 128
事業費	38,365	38,764	39,844	1,080
基礎利益	26,899	30,631	33,081	2,450
キャピタル損益	▲ 2,028	2,672	4,592	1,920
臨時損益	▲ 4,502	▲ 6,920	▲ 7,514	▲ 594
危険準備金繰入額	2,458	5,154	3,970	▲ 1,184
経常利益	20,368	26,383	30,159	3,776
特別損益	▲ 4,682	▲ 5,621	▲ 5,282	339
価格変動準備金繰入額	3,922	4,821	2,825	▲ 1,996
当期純利益(純剰余)	10,376	13,710	14,509	799
総資産	2,545,357	2,634,939	2,823,432	188,493
有価証券含み損益	194,689	199,313	346,389	147,076
公表逆ざや額	▲ 2,632	▲ 1,433	▲ 1,200	233
ソルベンシー・マージン比率	807.5	870.9	974.0	103.1

【参考】[個人保険+個人年金ベース]

	25年3月期	26年3月期	27年3月期	前期比
新契約高+転換純増(兆円)	72	67	68	1
解約失効高(兆円)	52	51	49	▲ 2
保有契約高(兆円)	933	924	918	▲ 6
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	22,894	22,006	24,864	2,858
うち第三分野	4,693	4,829	5,189	360
保有契約ベース	213,330	215,958	220,247	4,289
うち第三分野	51,971	53,108	54,473	1,365

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社 (25年3月期: 42社、26年3月期: 42社、27年3月期: 41社)

損害保険会社の平成27年3月期決算（速報）の概要
（52社ベース）

（単位：億円）

	25年3月期	26年3月期	27年3月期	前期比
正味収入保険料	76,343	80,221	80,637	416
正味支払保険金	49,044	46,768	45,413	▲ 1,355
保険引受利益	▲ 550	▲ 1,367	1,411	2,778
資産運用粗利益	5,139	5,983	6,254	271
経常利益	3,838	4,171	7,276	3,105
特別損益	▲ 960	▲ 738	▲ 1,417	▲ 679
当期利益	1,711	2,111	3,739	1,628

総資産	290,384	294,778	315,794	21,016
-----	---------	---------	---------	--------

有価証券 含み損益	40,801	45,835	65,665	19,830
--------------	--------	--------	--------	--------

（単位：%、ポイント）

ソルベンシー・ マージン比率	572.4	661.3	709.0	47.7
-------------------	-------	-------	-------	------

（注1）24・25年度は53社ベース。26年度は52社ベース。

（注2）「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」－「資産運用費用」により算出している。

（注3）ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

生命保険会社一覧表（平成27年6月30日現在42社）

生命保険会社 39社

		会社名	
(22社)	相互会社 5社	日本生命保険相互会社	
		明治安田生命保険相互会社	
		住友生命保険相互会社	
		朝日生命保険相互会社	
		富国生命保険相互会社	
			第一生命保険株式会社
			三井生命保険株式会社
			太陽生命保険株式会社
			大同生命保険株式会社
			T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
			ソニー生命保険株式会社
			オリックス生命保険株式会社
			ハートフォード生命保険株式会社
			第一フロンティア生命保険株式会社
			ネオファースト生命保険株式会社
			フコクしんらい生命保険株式会社
			メディケア生命保険株式会社
			ライフネット生命保険株式会社
			楽天生命保険株式会社
			みどり生命保険株式会社
			SBI生命保険株式会社
			株式会社かんぼ生命保険
	損保系子会社 (損保50%以上) (5社)		東京海上日動あんしん生命保険株式会社
		三井住友海上あいおい生命保険株式会社	
		損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	
		AIG富士生命保険株式会社	
		三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	
外資系 (外資50%以上) (13社)		クレディ・アグリコル生命保険株式会社	
		アリアンツ生命保険株式会社	
		マスマチュアル生命保険株式会社	
		メットライフ生命保険株式会社	
		ジブラルタ生命保険株式会社	
		プルデンシャル生命保険株式会社	
		プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社	
		アクサ生命保険株式会社	
		アクサダイレクト生命保険株式会社	
		エヌエヌ生命保険株式会社	
		マニユライフ生命保険株式会社	
		ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社	
	AIG富士生命保険株式会社(再掲)		
外国生命保険会社 3社			
支店形態 (3社)		カーディフ・アシュアランス・ヴィ	
		アメリカンファミリーライフアシュアランスカンパニーオブコロンパス(アフラック)	
		チュールビ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド	

損害保険会社一覧表

(平成27年6月30日現在52社)

損害保険会社 30社

	会 社 名
(20社)	東京海上日動火災保険株式会社
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	au損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
外資系 (外資50%以上) (7社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	A I U損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
生保系子会社 (生保50%以上)	明治安田損害保険株式会社
	再保険専業社 (2社)
	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社

外国損害保険会社等 21社

アメリ カ (4社)	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
イギ リス (3社)	ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド
フラ ンス (2社)	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリユール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
スイ ス (2社)	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
ルク セン ブル ク	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
イタ リア	アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ
ノル ウェー	アシュアランスフォアニング・ガード・イエンシディグ
イン ド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓 国	現代海上火災保険株式会社
ドイ ツ (3社)	エイチディーアイ・ゲーリング・インドウストウリー・フェアジツヒャルングス・
	アクツィーエンゲゼルシャフト
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
ベル ギー	ユーラーヘルメス・エスエー
オラ ンダ	アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ

免許特定法人(特定損害保険業免許) 1社

イギ リス	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
----------	------------------

保険持株会社一覧表

(平成27年6月30日現在9社)

	保険持株会社名
(9社)	アニコム ホールディングス株式会社
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社

生命保険会社の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年6月末現在
生命保険会社	43社	40社	40社	40社	39社	39社
+ 免許 ▲ 廃止		※合併 +NKSJひまわり (23年10月) ▲ <u>損保ジャパンひまわり</u> ▲日本興亜 ※合併 +三井住友海上あいおい (23年10月) ▲ <u>三井住友海上きらめき</u> ▲あいおい ※合併 +ジブラルタ (24年1月) ▲ <u>ジブラルタ</u> ▲AIGエジソン ▲エイアイジー・スター +メットライフアリコ (24年2月)			※合併 +東京海上日動あんしん (26年10月) ▲ <u>東京海上日動あんしん</u> ▲ <u>東京海上日動フィナンシャル</u> +アクサジャパンホールディング (26年10月)(注) ※合併 +アクサ (26年10月) ▲ <u>アクサジャパンホールディング</u> ▲アクサ	
外国生命保険会社	4社	4社	3社	3社	3社	3社
+ 免許 ▲ 廃止			▲ <u>アメリカン・ライフ・インシュア ランス・カンパニー</u> (24年5月)			
合計	47社	44社	43社	43社	42社	42社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

(注) 26年10月のアクサの合併等については、同日付(26年10月1日)で、①持株会社であるアクサジャパンホールディングに免許を付与、

②アクサジャパンホールディングを存続会社とし、アクサ生命を吸収合併、③アクサ生命への商号変更を行っている。

損害保険会社の推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年6月末現在
損害保険会社	29社	29社	30社	31社	30社	30社
+ 免許 ▲ 廃止	※合併(22年10月) +あいおいニッセイ同和損害保険 <u>▲あいおい損害保険</u> <u>▲ニッセイ同和損害保険</u> ▲スミセイ損害保険 (23年1月) +au損害保険 (23年2月)	※合併(23年5月) +あいおいニッセイ同和損害保険 <u>▲あいおいニッセイ同和損害保険</u> <u>▲アドリック損害保険</u> +アイペット (24年3月) →アイペット損害保険へ社名変更(24年3月)	+AIU損害保険 (24年10月)	+アメリカンホーム医療・損害保険 (25年11月)	※合併(26年9月) +損害保険ジャパン日本興亜 <u>▲損害保険ジャパン</u> <u>▲日本興亜損害保険</u>	
外国損害保険会社等 免許特定法人	23社	24社	24社	23社	22社	22社
+ 免許 ▲ 廃止	+ミュンヘナー・リュックフェルシツ ヘルングス・ゲゼルシャフト・アク ツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュ ンヘン(22年6月) +スイス・リー・インターナショナル・エスイー (23年2月)	▲アシュアド・ギャランティ・ミュニ シパル・コープ(23年4月) +ザ・ノース・オブ・イングランド・プ ロテクティング・アンド・インデムニ ティー・アソシエーション・リミテッド (24年1月) +スター・インデムニティ・アンド・ラ イアビリティ・カンパニー(24年3 月)		▲エイアイユー インシュアランス カンパニー(25年4月) +ザ・ユナイテッド・キングダム・ ミューチュアル・スティーム・シッ プ・アシュアランス・アソシエーショ ン(ヨーロッパ)リミテッド(26年2 月) ▲ジ・ユナイテッド・キングダム・ ミューチュアル・シティー・シッ プ・アシュアランス・アソシエーショ ン(バミューダ)リミテッド(26年3 月)	▲アメリカン・ホーム・アシュアラン ス・カンパニー(26年4月) +ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エ スエー(26年6月) →ユーラーヘルメス・エスエーへ社名 変更(26年11月) ▲ユーラーヘルメス・ドイチュラン ト・アクティエンゲゼルシャフト(26 年7月)	
合計	52社	53社	54社	54社	52社	52社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

資料11-3-1 保険会社に対する金融モニタリングの実施状況

保険持株会社に対するモニタリングの実施状況

(平成27年6月30日現在)

保 険 持 株 会 社 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
東京海上ホールディングス	26.	9.	16	—		
	27.	2.	27	27.	5.	29
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	26.	9.	16	—		
損保ジャパン日本興亜ホールディングス	26.	9.	16	—		
	27.	2.	27	27.	5.	18

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

生命保険会社に対するモニタリングの実施状況

(平成27年6月30日現在)

生 命 保 険 会 社 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
かんぽ生命保険	26.	9.	8	26.	12.	17
日本生命保険	26.	9.	16	27.	6.	24
	27.	4.	21	27.	6.	3
第一生命保険	26.	9.	16	27.	6.	26
明治安田生命保険	26.	9.	16	27.	6.	23
住友生命保険	26.	9.	16	27.	6.	25
大同生命保険	26.	9.	16	—		
メットライフ生命保険	26.	9.	16	—		
アメリカンファミリーライフアシュアランス カンパニーオブコロンバス	26.	9.	16	—		
マニユライフ生命保険	26.	9.	16	—		
東京海上日動あんしん生命保険	26.	9.	16	—		
三井住友海上あいおい生命保険	26.	9.	16	—		
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険	26.	9.	16	—		
オリックス生命保険	26.	9.	16	—		
エヌエヌ生命保険	26.	9.	16	—		
AIG富士生命保険	26.	9.	16	—		

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

損害保険会社に対するモニタリングの実施状況

(平成27年6月30日現在)

損 害 保 険 会 社 名	モニタリング開始日			モニタリング終了日		
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険	26.	9.	16	—		
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険	26.	9.	16	—		
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険	26.	9.	16	—		
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜	26.	9.	16	—		
富 士 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	—		
A I U 損 害 保 険	26.	9.	16	—		
朝 日 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	—		
	27.	4.	2	27.	6.	30
大 同 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	—		
	26.	12.	17	27.	3.	25
日 新 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	—		
	27.	2.	27	27.	5.	29
共 栄 火 災 海 上 保 険	26.	9.	16	—		
セ コ ム 損 害 保 険	26.	9.	16	—		
エ ー ス 損 害 保 険	26.	9.	16	—		
セ ゾ ン 自 動 車 火 災 保 険	27.	2.	27	27.	5.	18

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

平成 27 年 6 月 26 日
金融庁

経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストの 結果について

今般、金融庁では、全保険会社を対象に経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを実施し、結果の概要を取り纏めましたので、公表します。

本件の概要は以下のとおりです。

I. 経緯

平成 23 年 5 月、第 1 回目の「経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテスト」（以下「フィールドテスト」）を公表した。

平成 26 年 6 月、第 2 回目のフィールドテストの実施を公表するとともに、全保険会社（生保 43 社、損保 53 社）に試行を依頼した。

今般、その集計及び分析の結果が取りまとまったことから、概要を公表するものである。

II. 目的

全保険会社を対象に、経済価値ベースの保険負債等の計算の実施を要請し、各社の対応状況や実務上の問題点等を把握すること。

III. 結果概要

1. 概要

(1) 今回のフィールドテストは、複数の手法を用いた試算など、前回よりも多岐にわたるものであったが、対象としたすべての会社から計算結果等についての回答があった。また、引き続き各社においては経済価値ベースのソルベンシー規制やリスク管理に対する関心が高く、また、体制整備も進んでいることが確認された。

(2) 一方で、各社のアンケートからは、実際の導入に当たっては今後十分な準備期間が必要であり、システム構築や実務負荷等の観点から解決すべき課題が多いことなどの意見も見受けられたところ。また、内部モデルの使用なども含め、各社の対応体制等の違いを踏まえた仕組みの構築を求める声もあった。

2. 経済価値ベースの保険負債評価について

(1) 経済価値ベースの保険負債については、現在の低金利状況下にあっても、現行の保険負債と比べてそれほど大きく乖離することはなかった。しかしながら、保有する保険契約の構造等の違いにより各社で傾向の違いが見られ、今後割引率の設定方法等が保険負債に与える影響については、引き続き十分に検討する必要がある。

(2) 保証とオプションのコストについては、今回全社に対して計算を求めたが、

確率的手法を用いていること、金利シナリオの作成手法の複雑さなどが理由となっていて、特に内部モデルを用いた場合には比較可能性が大きな問題になることが認識された。今後どのような手法が適切かといった点について、検討が必要であると考えられる。

3. リスク量について

(1) 今回のフィールドテストでは、99.5%VaRを用いているが、

- ・99.5%VaRという水準の適切性
- ・TVaRなどVaR以外の手法との比較

といった問題について、今後も検討が必要である。

(2) リスクの計測手法については「各社の商品内容・保有ポートフォリオ・リスク管理手法といった実態を踏まえたリスク量の計測」と「簡明性・比較可能性」はトレードオフの関係になることが多く、内部モデルの取扱いを含め、どのように両者のバランスを取っていくのかという点については、引き続き検討課題であると考えられる。

IV. 今後の検討の方向性

1. 上記のとおり、今回のフィールドテストでは前回に引き続いて様々な課題が認識されたところであり、その結果を踏まえつつ、経済価値ベースのソルベンシー規制について、今後更に具体的な制度策定に向けた検討を進める必要がある。

2. 国際的にも、IAISにおいてICSのフィールドテストが実施中であること、欧州においてはソルベンシーⅡの導入に向けた準備が進んでいることなど、経済価値ベースのソルベンシー規制における議論は進展しているところである。また、会計制度においても、国際会計基準審議会(IASB)において、IFRS第4号「保険契約」の検討が進められている。このような状況において、さらにはわが国の保険市場の特性なども踏まえながら、わが国にふさわしい規制内容を構築することが重要であると考えられる。

3. 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入は、これまでの保険会社における経営管理手法やリスク管理手法に相応の見直しを伴うものである。したがって、今後の円滑な制度導入に向け、様々な場面において関係者との対話を重視し、着実に新たな枠組み作りを進めていきたいと考えている。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
監督局保険課
(内線 3770)

少額短期保険業者登録一覧

(平成27年6月30日現在:83業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	日本アニマル倶楽部株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第5号	平成25年5月15日	プリベント少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	L A 少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	S B I 少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第2号	平成18年11月29日	ペット&ファミリー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	SBIいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社アソシア
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	株式会社全管協共済会
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第19号	平成20年3月19日	N P 少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	A ライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	エース賃貸少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	もつとぎゅっと少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	A B C 少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会
	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	プレミア少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	テラ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	共生ネット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	JMM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e-Net少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ペットベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしんネット少額短期株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第53号	平成21年4月20日	日本費用補償少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社FIS
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	チケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第58号	平成23年6月20日	アイアイ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	セント・プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	ガーデン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第62号	平成25年4月18日	ウイズネット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	ライフサポートジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エポス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
近畿財務局長 (少額短期保険)第11号	平成26年6月20日	みらい少額短期保険株式会社	

所管財務局	登録番号	登録日	商号
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
四国財務局	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
	四国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成26年5月14日	あんしんペット少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

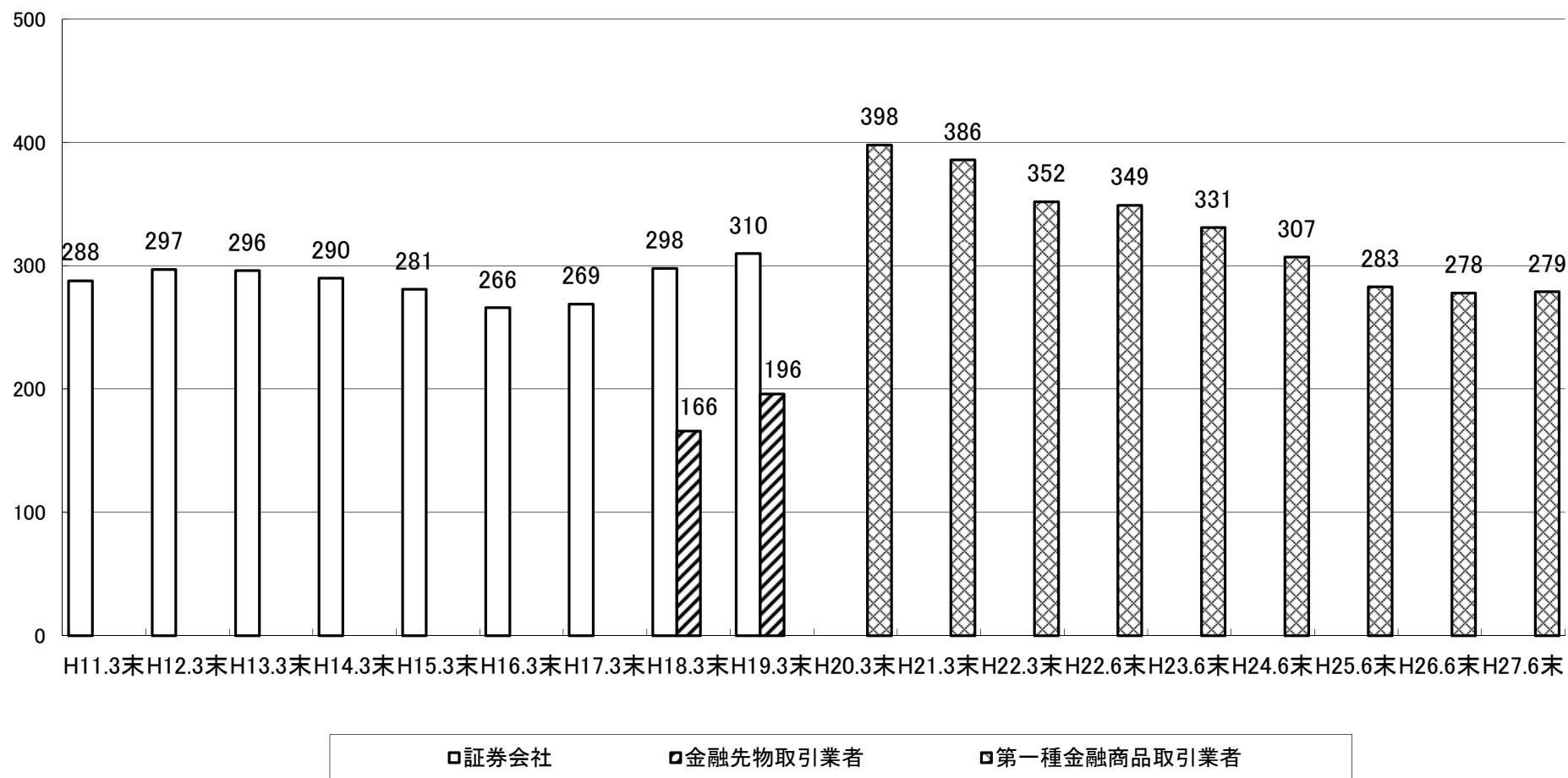
認可特定保険業者一覧
(財務局等所管分)

(平成27年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	H24.1.27	一般社団法人 セキュリティパートナーズ
	H24.12.21	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	H25.10.21	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	H25.12.12	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	H25.12.12	一般社団法人 JMC厚生会
近畿財務局	H24.6.25	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会
東海財務局	H24.5.24	一般社団法人 三重ふれあい互助会

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

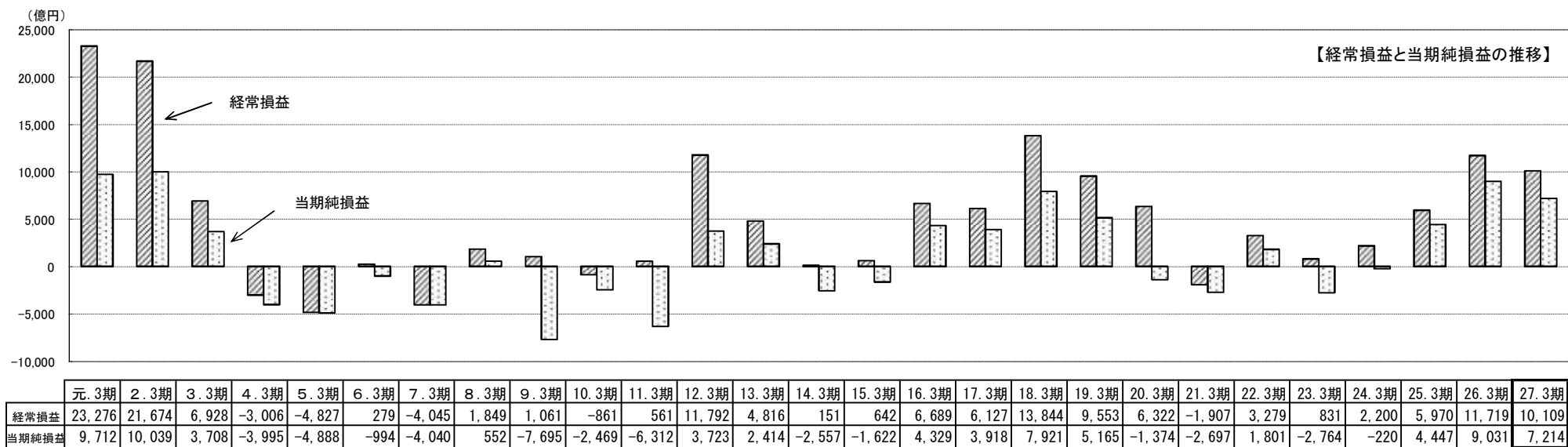
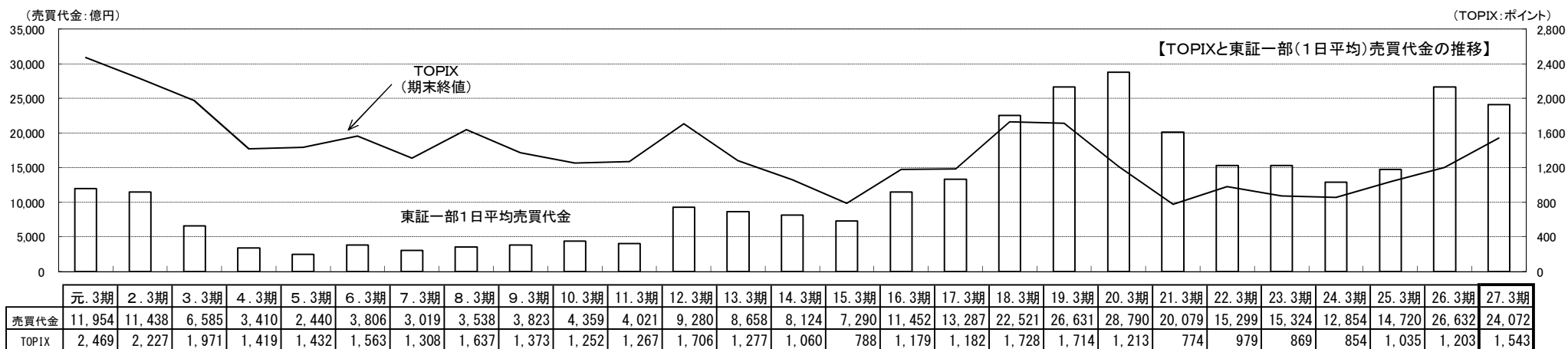
国内証券会社の平成26年度決算概況

(単位:億円)

	平成26年度 (A)	平成25年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	234社	234社	—
営 業 収 益	40,905	40,125	102%
受 入 手 数 料	22,511	24,038	94%
委 託 手 数 料	6,847	8,610	80%
引 受 け ・ 売 出 し 手 数 料	1,616	1,700	95%
募 集 ・ 売 出 し の 取 扱 手 数 料	4,653	5,137	91%
ト レー デ ィ ン グ 損 益	12,351	11,020	112%
金 融 収 益	5,597	4,576	122%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	27,689	25,804	107%
取 引 関 係 費	7,113	5,790	123%
人 件 費	10,986	10,771	102%
経 常 損 益	10,109	11,719	86%
当 期 純 損 益	7,214	9,031	80%

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移



(注) 1. 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。
 2. 元年3月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を2倍した。

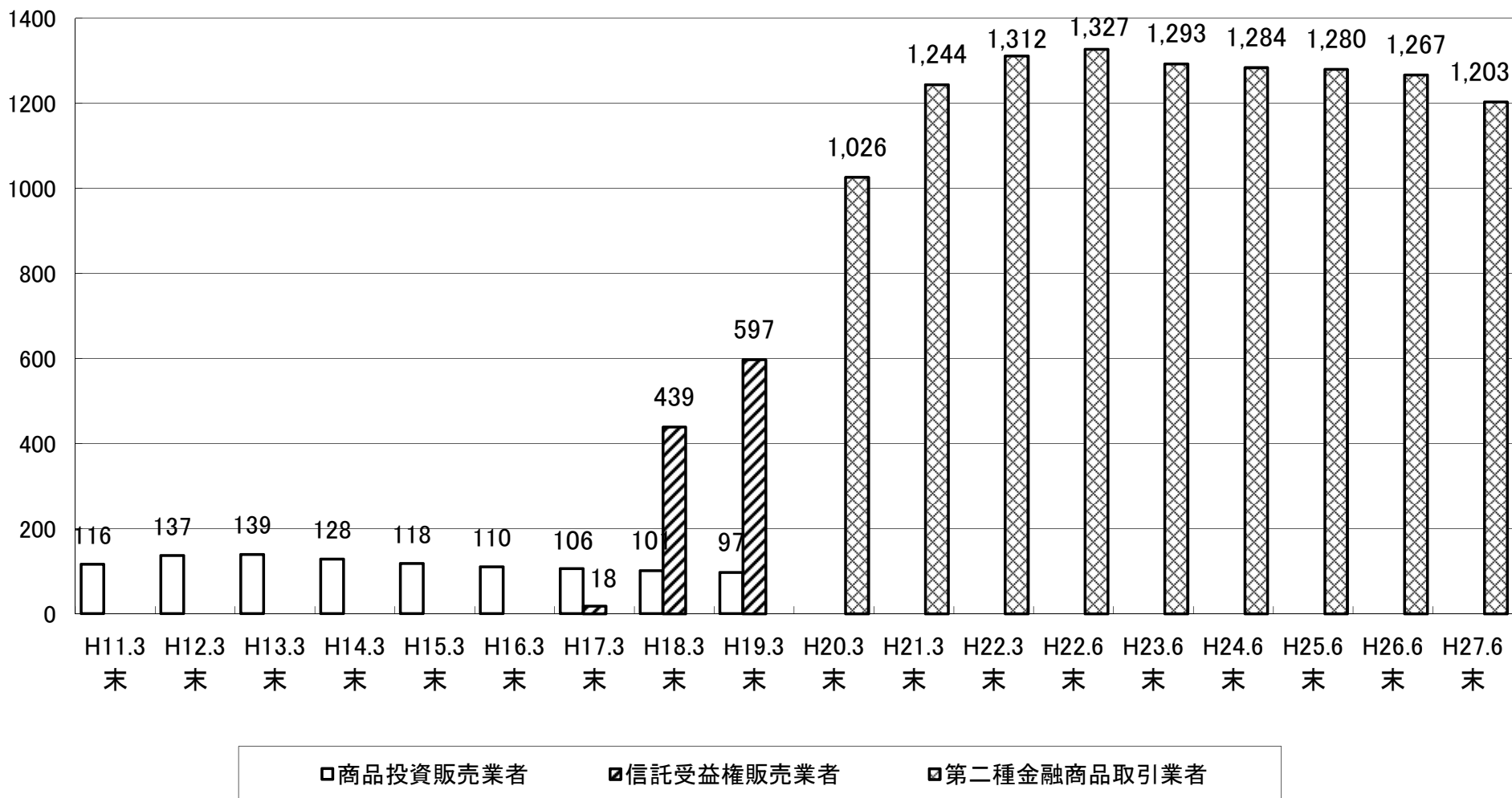
投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会員数	<p>会員証券会社数（平成27年6月30日現在）</p> <p>国内証券会社 235社 <u>外国証券会社 14社</u> 計 249社</p>
役員	理事長 増井喜一郎
基金規模	平成27年3月31日現在 約564億円
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南証券の破産に伴うもの（H12.3）－ 補償額 約59億円（うち破産管財人からの返還額 約24億円） ・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの（H19.6）－ 補償額 約2億円 （H19.10）－ 補償額 約0.6億円 ・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの（H24.3）－ 補償額 約1.7億円
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。

資料12-4-1

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

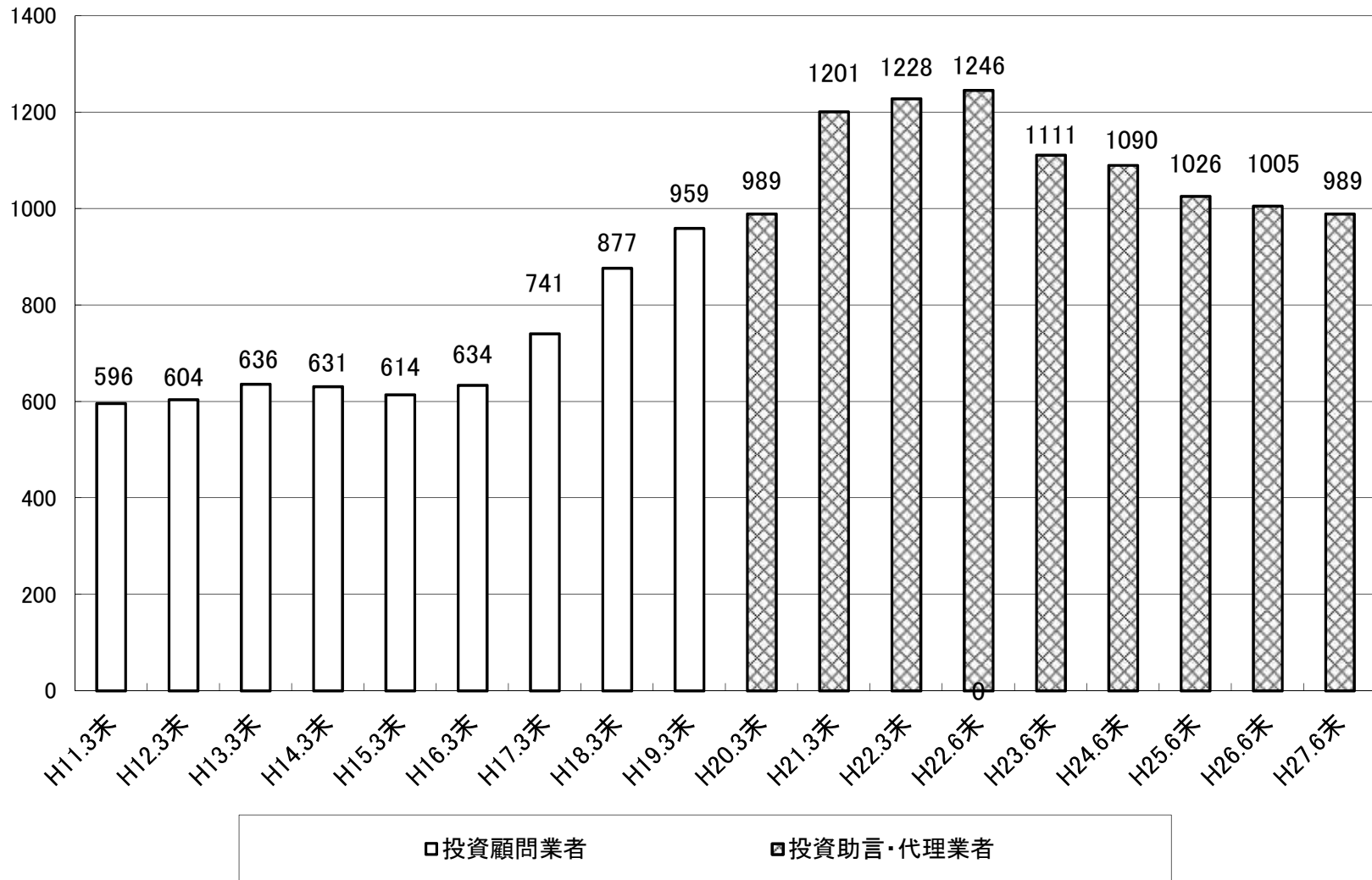
(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

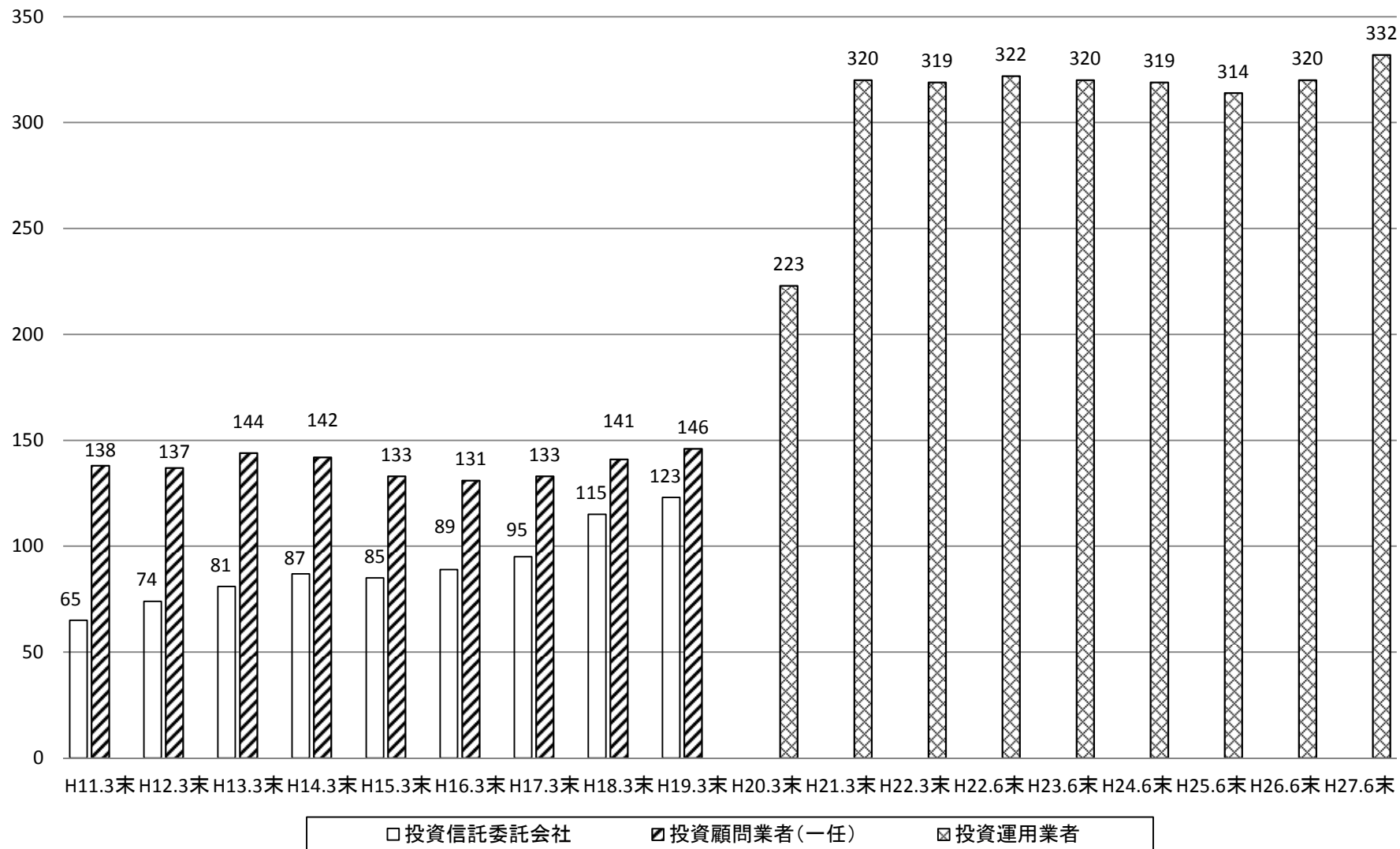
(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

金融商品取引業者(投資運用業)数の推移

(業者数)



投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	日本ヘルスケア投資法人	H26. 11. 5	大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
2	トーセイ・リート投資法人	H26. 11. 27	トーセイ・アセット・アドバイザーズ株式会社
3	積水ハウス・リート投資法人	H26. 12. 3	積水ハウス投資顧問株式会社
4	ケネディクス商業リート投資法人	H27. 2. 10	ケネディクス不動産投資顧問株式会社
5	ヘルスケア&メディカル投資法人	H27. 3. 19	ヘルスケアアセットマネジメント株式会社
6	サムティ・レジデンシャル投資法人	H27. 6. 30	サムティアセットマネジメント株式会社

投資信託の純資産総額の推移

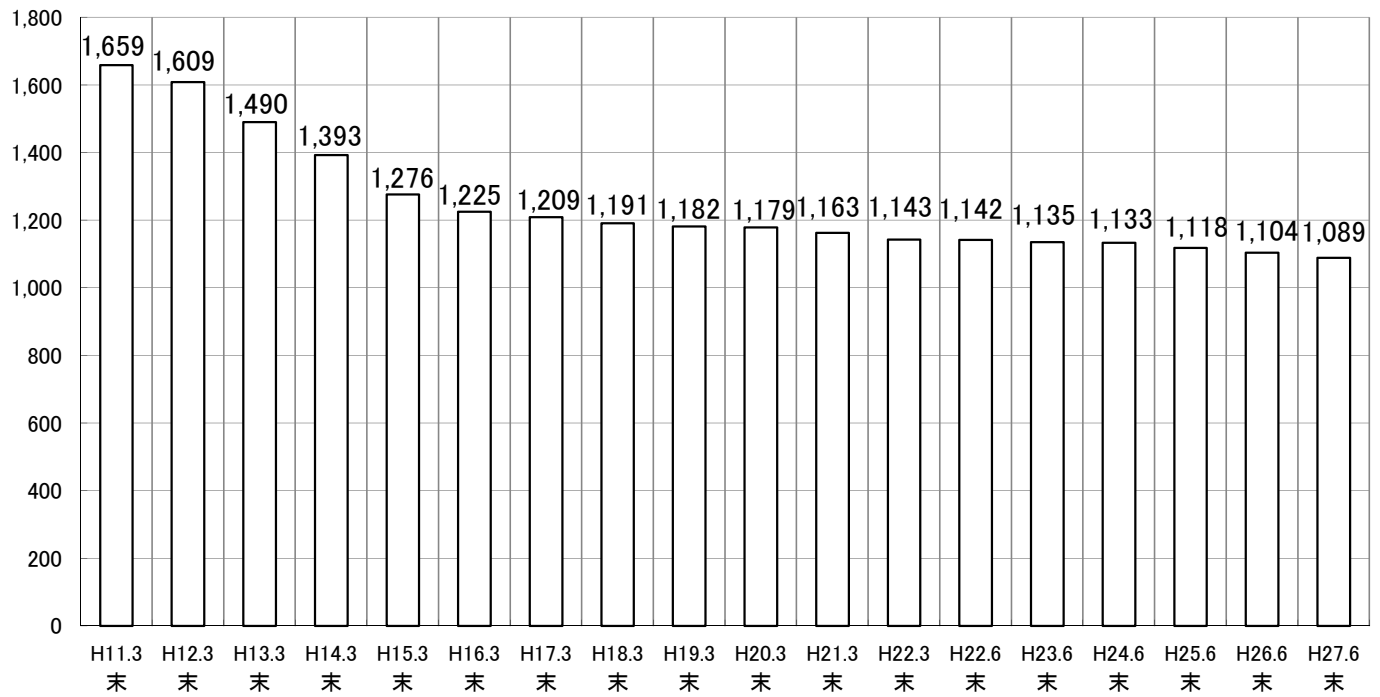
(単位:億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信			合 計	
	うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信	
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年1月	1,235,249	458,522	181,062	17,698	19,556	1,416,311	476,220
2月	1,269,047	476,510	184,564	18,530	19,543	1,453,611	495,040
3月	1,293,799	491,004	186,570	19,089	19,964	1,480,369	510,093
4月	1,315,671	497,235	193,785	20,584	19,752	1,509,456	517,819
5月	1,355,681	510,897	201,814	22,024	19,508	1,557,495	532,921
6月	1,347,748	516,504	199,774	22,390	19,352	1,547,522	538,894

出典:(社)投資信託協会公表資料

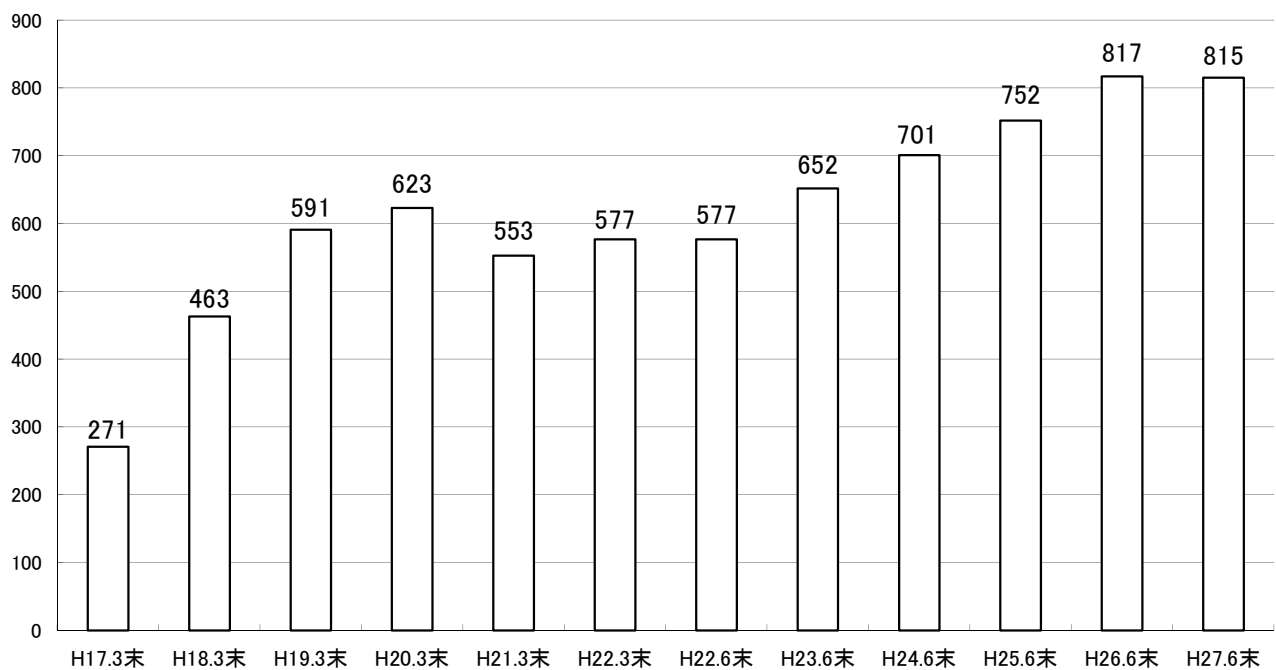
(業者数)

登録金融機関数の推移



金融商品仲介業者数の推移

(業者数)



注：平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

取引所取引許可業者一覧

(国内に拠点を有しない外国証券業者で、金融商品取引法第60条第1項に基づく許可を受けて、国内の金融商品取引所における取引を業として行うことができる者)

平成27年6月30日現在

【全業者数：1】

所管	許可年月日	許可業者名	本店所在地
金融庁	平成27年5月1日	サスケハナ・ホンコン・リミテッド	香港特別行政区、セントラルガーデンロード3、シティバンクタワー、25階ユニット2506-8

信用格付業者登録一覧

(平成27年6月末日現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都中央区日本橋一丁目4番1号
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	日本スタンダード&プアーズ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

貸金業務取扱主任者資格試験実施状況

(単位：人)

	平成21年度				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	第7回試験 (平成24年11月18日実施)	第8回試験 (平成25年11月17日実施)	第9回試験 (平成26年11月16日実施)	
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	150,185
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	135,148
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	69,703
合格率(%)	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	51.6
合格基準点	30	30	33	31	30	27	29	30	30	

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数					
		うち銀行	うち協同組 織金融機関 (※)	うち保険会 社	うち証券会 社	その他
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

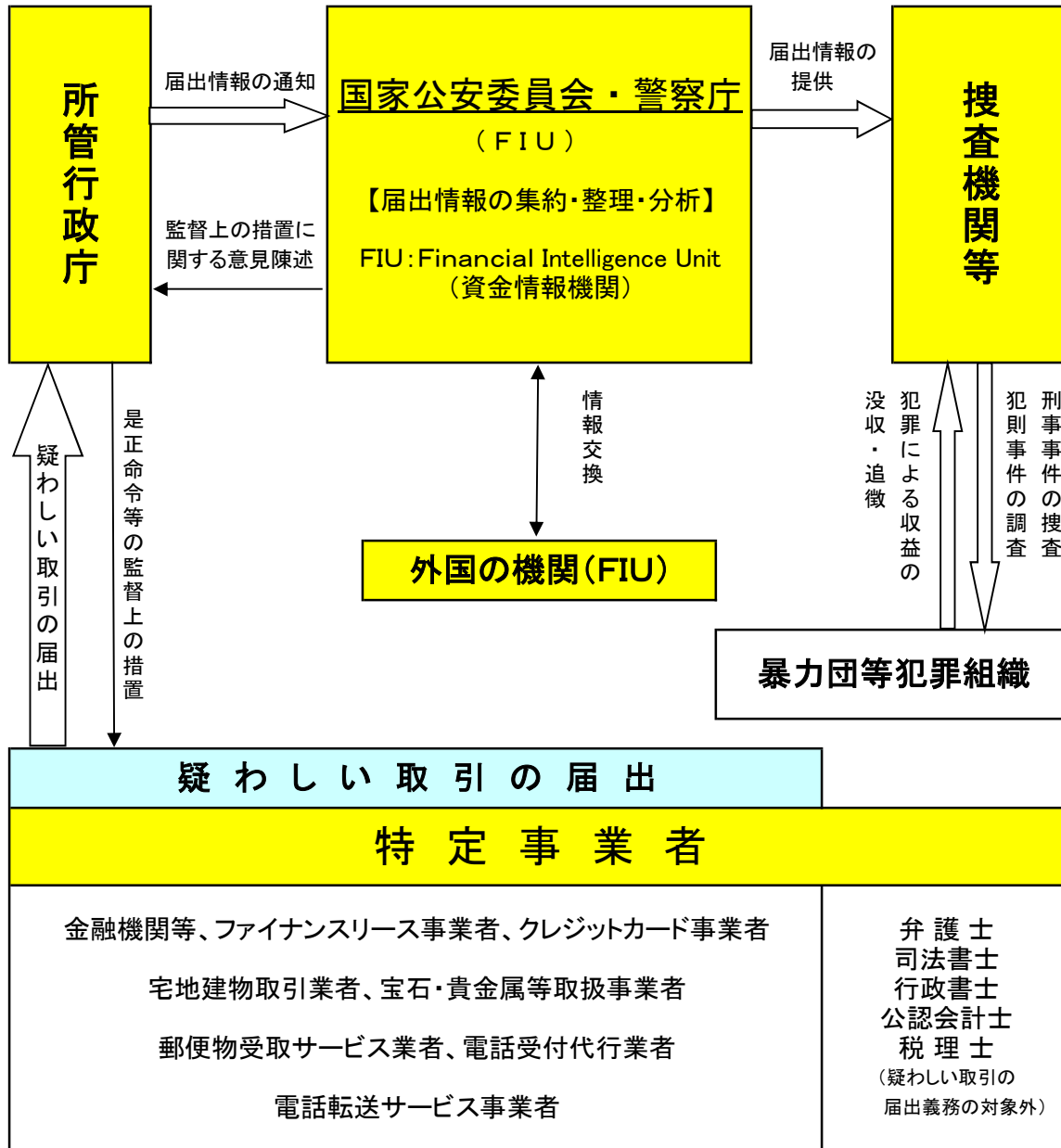
資料13－9－2 政策金融機関等に対する金融モニタリングの実施状況

(平成27年6月30日現在)

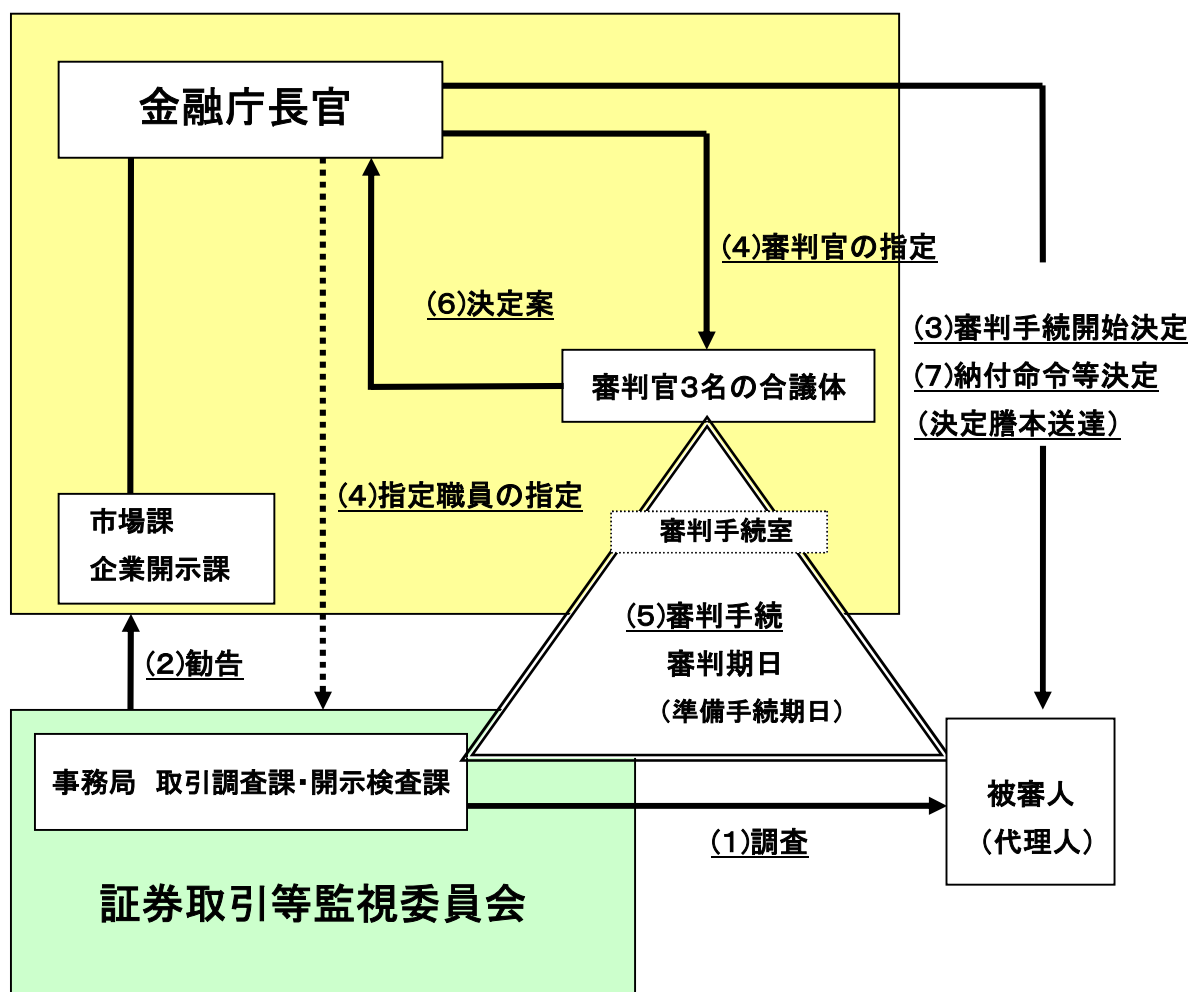
政 策 金 融 機 関 等 名	モニタリング開始日	モニタリング終了日
日 本 政 策 金 融 公 庫	27. 4. 20	27. 6. 22

(注) モニタリング開始日とは、個別金融機関の実態等を把握するため、オンサイトモニタリング、オフサイトモニタリングの手法により、深度あるモニタリングを開始することとした日。また、モニタリング終了日とは、検査結果通知等により、モニタリングを終了することとした日。

疑わしい取引の届出制度の概念図



調査から課徴金納付命令までの流れ

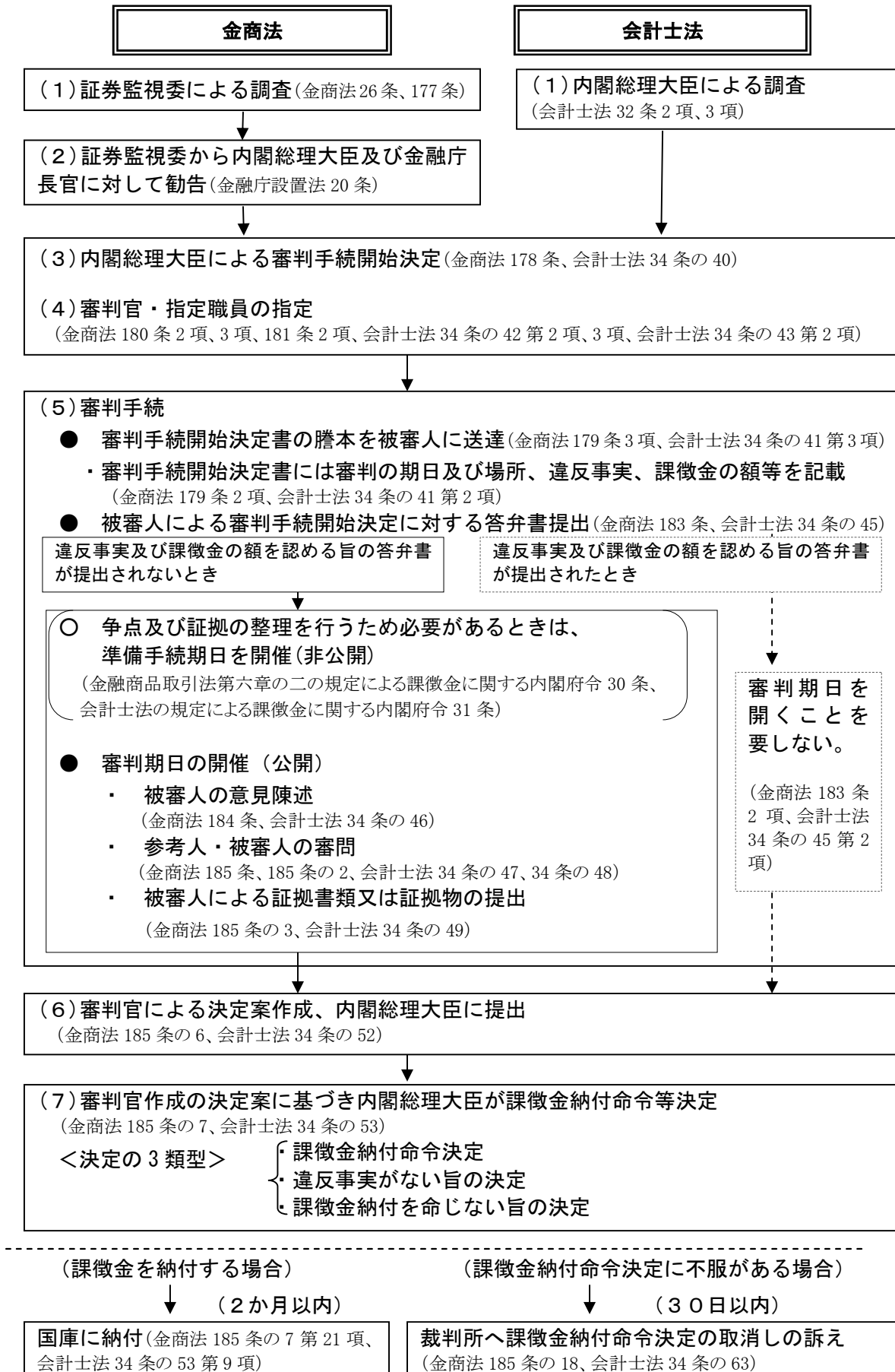


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ



※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている (金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)
 ※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略

資料17-2

課徴金納付命令の実績

(平成26事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱三栄建築設計に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成26年度第10号)	大量保有者の所有株式数を過小に記載して、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	㈱三栄建築設計	平成26年6月5日	平成26年7月1日	7896万円
2	㈱三栄建築設計株式に係る変更報告書の虚偽記載 (平成26年度第11号)	㈱三栄建築設計株式に係る大量保有者は、㈱三栄建築設計が発行する株券について、重要な事項につき虚偽の記載がある変更報告書を提出した。	個人	平成26年6月5日	平成26年7月1日	41万円
3	㈱アイレックスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成26年度第13号)	架空の売上を計上すること等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱アイレックス	平成26年6月19日	平成26年7月18日	1500万円
4	日本アセットマーケティング㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成26年度第14号)	売上を過大に計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	日本アセットマーケティング㈱	平成26年6月19日	平成26年7月18日	1億915万円
5	公開買付者との契約締結者の職員によるアイ・エム・アイ㈱株式に係る内部者取引 (平成26年度第15号)	公開買付け等事実（KTC㈱が、アイ・エム・アイ㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年6月20日	平成26年7月18日	21万円
6	公開買付者との契約締結者の職員からの情報受領者によるアイ・エム・アイ㈱株式に係る内部者取引 (平成26年度第16号)	公開買付け等事実（KTC㈱が、アイ・エム・アイ㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について契約締結先の職員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年6月20日	平成26年7月18日	42万円
7	公開買付者との契約締結者の役員からの情報受領者によるローヤル電機㈱株式に係る内部者取引 (平成26年度第17号)	公開買付け等事実（㈱小田原エンジニアリングが、ローヤル電機㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）についてアドバイザー契約の履行に関して知った契約締結者の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年6月20日	平成26年7月18日	242万円
8	㈱RISE株式に係る相場操縦 (平成25年度第14号)	㈱RISEの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	ジャガーノート・キャピタル・マネジメント・ピーティイー・リミテッド	平成25年7月31日	平成26年8月1日	4億3118万円
9	フィンテックグローバル㈱株式に係る相場操縦 (平成25年度第48号)	フィンテックグローバル㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成26年3月11日	平成26年8月21日	614万円
10	㈱ノジマとの契約締結者による内部者取引 (平成26年度第1号)	重要事実（㈱ノジマが、株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をしたこと）について法律顧問契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成26年4月22日	平成26年8月21日	39万円
11	㈱メディアクリエイト株式に係る相場操縦 (平成26年度第19号)	㈱メディアクリエイトの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成26年7月29日	平成26年8月21日	71万円
12	日本風力開発㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成24年度第41号)	重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	日本風力開発㈱	平成25年3月29日	平成26年8月28日	3億9969万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
13	インスパイア㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成26年度第20号)	架空の資産を計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づき募集により有価証券を取得させた。	インスパイア㈱	平成26年9月2日	平成26年10月3日	4336万円
14	技研興業㈱役員による内部者取引 (平成26年度第23号)	重要事実（技研興業㈱における売上高について予想値に差異が生じたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年9月9日	平成26年10月3日	22万円
15	ホクシン㈱株式に係る相場操縦 (平成26年度第22号)	ホクシン㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成26年9月9日	平成26年10月17日	4367万円
16	国際石油開発帝石㈱の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成25年度第30号)	㈱スタッツインベストメントマネジメント役員は、重要事実（国際石油開発帝石㈱が株式の募集を行うことについての決定をしたこと）について証券会社の営業員より伝達を受け、投資一任契約に基づき運用として、各ファンドの計算において、国際石油開発帝石㈱株式を当該事実の公表前に売り付けた。	㈱スタッツインベストメントマネジメント	平成25年12月2日	平成26年10月30日	54万円
17	川口化学工業㈱株式に係る相場操縦 (平成26年度第25号)	川口化学工業㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成26年10月10日 (勧告) 平成26年10月14日 (開始決定)	平成26年10月30日	93万円
18	㈱TASAKI株式に係る相場操縦 (平成26年度第18号)	㈱TASAKIの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成26年7月29日	平成26年11月6日	172万円
19	長期国債先物に係る相場操縦 (平成26年度第21号)	長期国債先物につき、その取引を誘引する目的をもって、その取引が繁盛であると誤解させ、かつ、同先物の相場を変動させるべき一連の取引及び委託をした。	個人	平成26年9月5日	平成26年11月6日	33万円
20	夢の街創造委員会㈱社員からの情報受領者による内部者取引 (平成26年度第24号)	重要事実（夢の街創造委員会㈱が㈱薩摩恵比寿堂を子会社化することについての決定をした事実）を職務に関知った夢の街創造委員会㈱の社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年10月10日 (勧告) 平成26年10月14日 (開始決定)	平成26年11月6日	256万円
21	㈱田中化学研究所との契約締結者の社員による内部者取引 (平成25年度第43号)	重要事実（㈱田中化学研究所が住友化学㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、㈱田中化学研究所とパナソニック㈱との間の購買取引基本契約の履行に関して知り、自己の計算において当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月25日	平成26年12月4日	68万円
22	㈱田中化学研究所との契約締結者の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成25年度第44号)	重要事実（㈱田中化学研究所が住友化学㈱と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、パナソニック㈱社員から伝達を受け、自己の計算において当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年2月25日	平成26年12月4日	50万円
23	公開買付けとの契約締結交渉者からの情報受領者によるテムニー㈱株式に係る内部者取引 (平成26年度第26号)	公開買付け等事実（㈱やまやが、テムニー㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について当該公開買付けの実施及び応募に関する契約の締結の交渉に関知った者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年11月11日 (勧告) 平成26年11月12日 (開始決定)	平成26年12月4日	44万円
24	伊勢化学工業㈱株式に係る相場操縦 (平成26年度第27号)	伊勢化学工業㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成26年11月11日 (勧告) 平成26年11月12日 (開始決定)	平成26年12月4日	105万円
25	JALCOホールディングス㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成26年度第28号)	連結子会社において実体を伴っていない割賦販売契約を締結すること等で売上等を過大に計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づき募集により有価証券を取得させた。	JALCOホールディングス㈱	平成26年11月21日	平成26年12月16日	1億5150万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
26	日本板硝子㈱の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成25年度第29号)	MAM PTE. LTD.のファンドマネージャー、は、重要事実（日本板硝子㈱が株式の募集を行うことについての決定をしたこと）についてその職務に関し知った証券会社の社員より伝達を受け、投資一任契約に基づく運用として、ファンドの計算において、日本板硝子㈱株式を当該事実の公表前に売り付けた。	MAM PTE. LTD.	平成25年12月2日	平成26年12月26日	804万円
27	公開買付者との契約締結交渉者の社員からの情報受領者による㈱日立メデコ株式に係る内部者取引 (平成26年度第30号)	公開買付け等事実（㈱日立製作所が、㈱日立メデコの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について㈱日立メデコの社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年12月5日 (勧告) 平成26年12月8日 (開始決定)	平成27年1月15日	44万円
28	㈱ワイヤレスゲート役員からの情報受領者による内部者取引 (平成26年度第31号)	重要事実（㈱ワイヤレスゲートが、株式の分割を行うことについての決定をしたこと）について㈱ワイヤレスゲートの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年12月12日	平成27年1月15日	52万円
29	㈱加地テック社員による内部者取引 (平成26年度第34号)	重要事実（㈱加地テックにおける売上高について予想値に差異が生じたこと）についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成27年2月20日 (勧告) 平成27年3月2日 (開始決定)	平成27年3月18日	71万円
30	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による㈱トーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引（1） (平成26年度第36号)	公開買付け等事実（㈱豊田通商が、㈱トーメンエレクトロニクス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について株式売買契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月24日 (勧告) 平成27年3月27日 (開始決定)	平成27年4月23日	76万円
31	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による㈱トーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引（2） (平成26年度第37号)	公開買付け等事実（㈱豊田通商が、㈱トーメンエレクトロニクス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について株式売買契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月24日 (勧告) 平成27年3月27日 (開始決定)	平成27年4月23日	76万円
32	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による㈱トーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引（3） (平成26年度第38号)	公開買付け等事実（㈱豊田通商が、㈱トーメンエレクトロニクス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について株式売買契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月24日 (勧告) 平成27年3月27日 (開始決定)	平成27年4月23日	38万円
33	公開買付者との契約締結交渉者の役員からの情報受領者による㈱トーメンエレクトロニクス株式に係る内部者取引（4） (平成26年度第39号)	公開買付け等事実（㈱豊田通商が、㈱トーメンエレクトロニクス株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について株式売買契約の締結の交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月24日 (勧告) 平成27年3月27日 (開始決定)	平成27年4月23日	9万円
34	株式会社SJIに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成26年度第40号)	流出資金について貸倒引当金繰入額を計上しないなど、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	㈱SJI	平成27年3月27日	平成27年4月23日	1億9426万円
35	㈱三菱ケミカルホールディングスとの契約締結交渉者の役員からの情報受領者による内部者取引 (平成26年度第41号)	重要事実（㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の発行済株式を取得して子会社化することについての決定をしたこと）について大陽日酸㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	法人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	24万円
36	大陽日酸㈱の役員からの情報受領者による内部者取引（1） (平成26年度第42号)	公開買付け等事実（㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について大陽日酸㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	503万円
37	大陽日酸㈱の役員からの情報受領者による内部者取引（2） (平成26年度第43号)	公開買付け等事実（㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について大陽日酸㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	39万円

No.	事 件 名	違反行為の様様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
38	大陽日酸㈱の役員からの情報受領者による内部者取引(3) (平成26年度第44号)	公開買付け等事実(㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと)について大陽日酸㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	313万円
39	大陽日酸㈱の役員からの情報受領者による内部者取引(4) (平成26年度第45号)	公開買付け等事実(㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと)について大陽日酸㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	法人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	54万円
40	大陽日酸㈱の役員からの情報受領者による内部者取引(5) (平成26年度第46号)	公開買付け等事実(㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと)について大陽日酸㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	20万円
41	大陽日酸㈱の社員からの情報受領者による内部者取引(1) (平成26年度第47号)	公開買付け等事実(㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと)について大陽日酸㈱の社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	162万円
42	大陽日酸㈱の社員からの情報受領者による内部者取引(2) (平成26年度第48号)	公開買付け等事実(㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと)について大陽日酸㈱の社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	法人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	625万円
43	大陽日酸㈱の社員からの情報受領者による内部者取引(3) (平成26年度第49号)	公開買付け等事実(㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと)について大陽日酸㈱の社員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	178万円
44	大陽日酸㈱の社員からの情報受領者の社員による内部者取引 (平成26年度第50号)	公開買付け等事実(㈱三菱ケミカルホールディングスが、大陽日酸㈱株式の公開買付を行うことについての決定をしたこと)についてその職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年3月27日	平成27年4月23日	54万円
45	㈱トラスト株式に係る相場操縦 (平成27年度第2号)	㈱トラストの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成27年4月17日	平成27年5月18日	170万円
46	日神不動産㈱役員からの情報受領者による内部者取引 (平成26年度第32号)	重要事実(日神不動産㈱における剰余金の配当について予想値に差異が生じたこと)について、日神不動産㈱の役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成26年12月19日	平成27年6月25日	104万円
47	㈱エナリス役員からの情報受領者による内部者取引 (平成27年度第3号)	重要事実(㈱エナリスにおける売上高及び経常利益について予想値に差異が生じたこと)について、㈱エナリスの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた。	個人	平成27年5月29日	平成27年6月25日	257万円
48	㈱フィスコ役員からの情報受領者による同社株式ほか1銘柄に係る内部者取引 (平成27年度第4号)	重要事実(㈱ネクス及び㈱フィスコにおける売上高について予想値に差異が生じたこと)について、㈱フィスコの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた。	個人	平成27年5月29日	平成27年6月25日	225万円

金融モニタリングレポートの概要

2015年7月

本レポートの目的

- 金融モニタリング基本方針（2014年公表）に基づき行った1年間の金融モニタリングの主な検証結果や課題をとりまとめたもの。

概要の内容

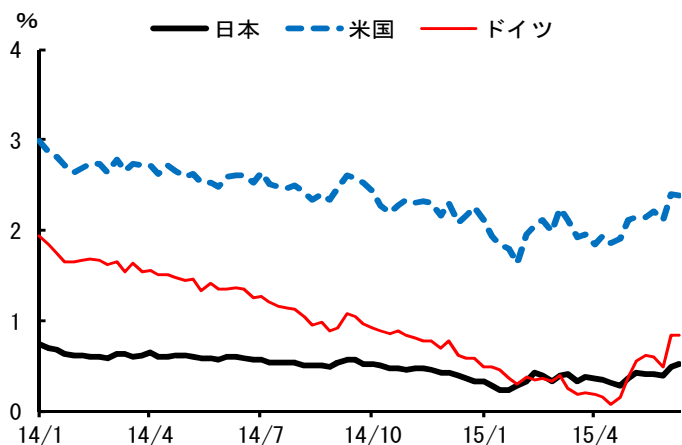
1. 金融セクターを取り巻く経済・市場動向
2. 預金取扱金融機関の経営動向
3. 3メガバンクグループ
4. 地域銀行
5. 取締役会の機能発揮
6. 投資運用業者の運用態勢
7. 投資信託販売態勢
8. サイバーセキュリティ管理態勢

本資料は、金融モニタリングレポートの概要をとりまとめたものであり、詳細については、同レポート本体を御参照下さい。

1. 金融セクターを取り巻く経済・市場動向

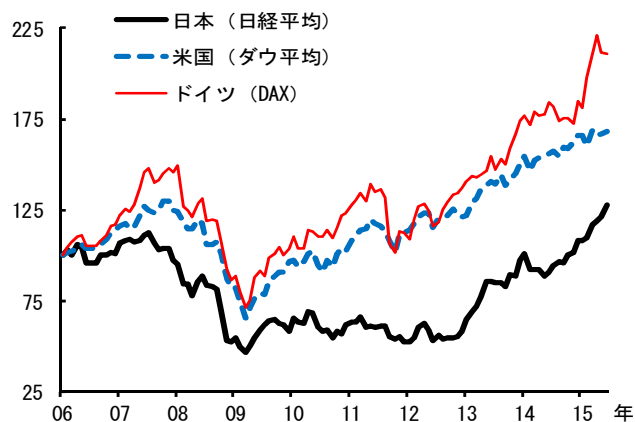
- 世界経済は、先進国を中心に回復傾向。リーマン・ショック前と比べると経済成長率は低下。世界的な低金利環境下、リスク性資産価格は上昇。
- 市場構造の変化等を受けて、債券市場の流動性が低下との指摘。これまで低下傾向であった資産価格のボラティリティが足下でやや上昇傾向。

各国10年国債金利の推移



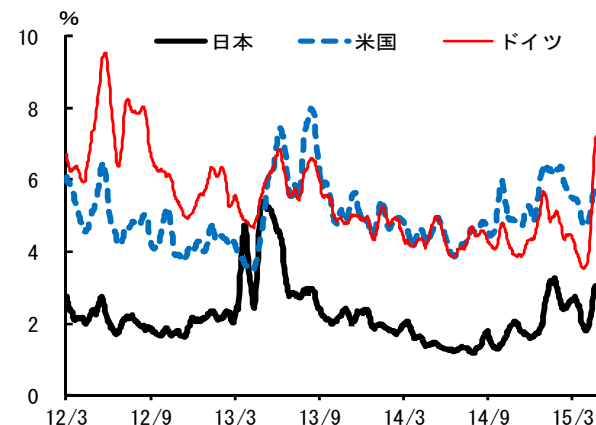
(資料) Bloomberg

各国株価の推移



(資料) Bloomberg

各国債券先物のボラティリティ

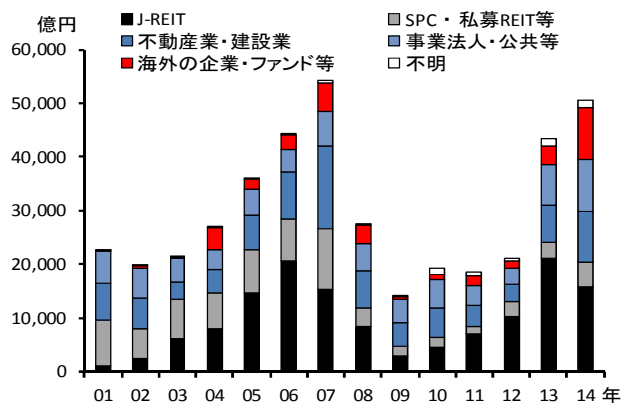


(資料) Bloomberg

- 今後、一部の先進国における金融政策の正常化もにらんで、市場のボラティリティの更なる上昇や、新興国の負債の増加がもたらす影響に留意。また、ギリシャの債務問題を巡る動向や地政学的リスク等の不安定要素にも留意。

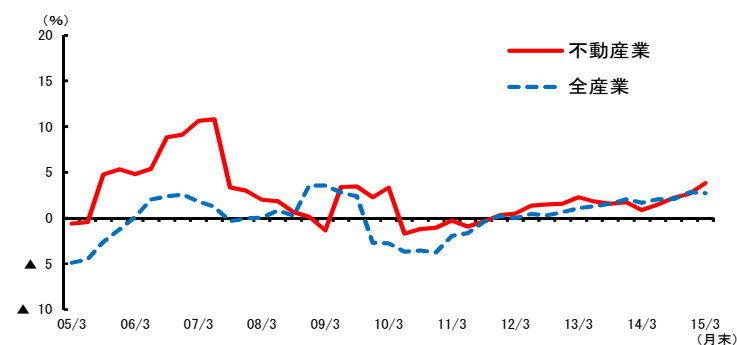
- 一 我が国経済は、政府・日本銀行が一体となったデフレ脱却へ向けた取組の下で、緩やかな回復基調。
- 一 国債金利は、低水準で推移する中、一時的にボラティリティが上昇。
株式市場は、好調な企業決算、信託銀行・海外投資家の買い越し等を背景に、上昇傾向が継続。
- 一 不動産は、東京市場を中心として価格・取引量が上昇・増加傾向。不動産業向け貸出は、緩やかながら伸び率が上昇。海外投資家等による投資も増加しており、今後の動向には注視が必要。

買主セクター別不動産売買額



(資料) 都市未来総合研究所「不動産売買実態調査」

不動産業向け貸出金 (前年比)



(注1) 国内銀行及び信用金庫の合計 (中央政府向けを含まず)。

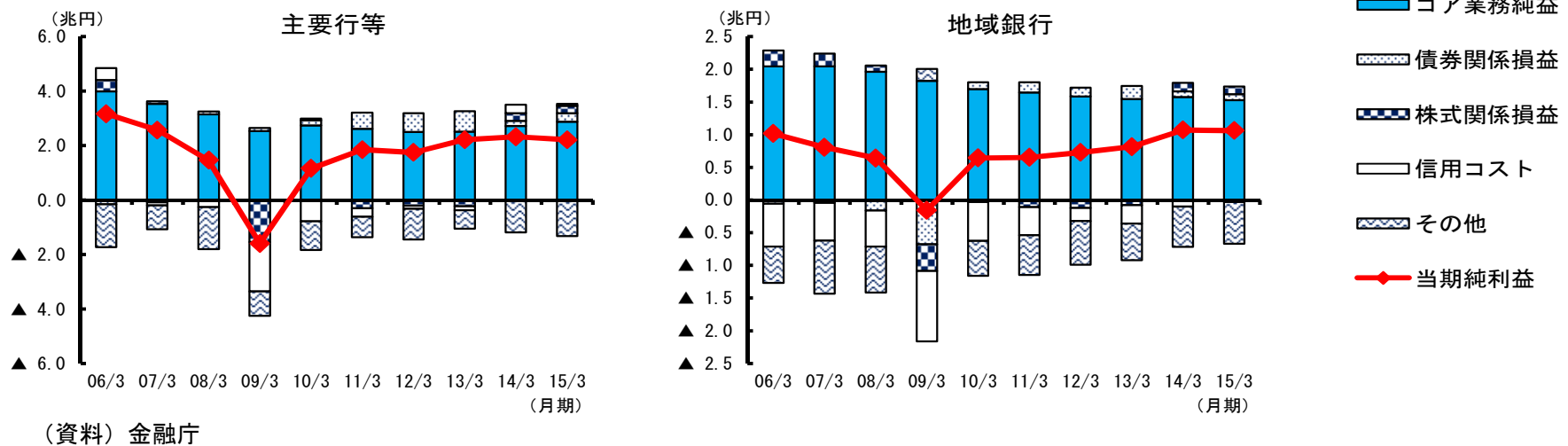
(注2) 地方公共団体向け、個人向け、海外円借款及び国内店名義現地貸を除く。

(資料) 日本銀行

2. 預金取扱金融機関の経営動向

- 一 預金取扱金融機関の健全性は総じて維持。
- 一 当期純利益は低水準の信用コストや有価証券売却益等が寄与し、高水準を確保。

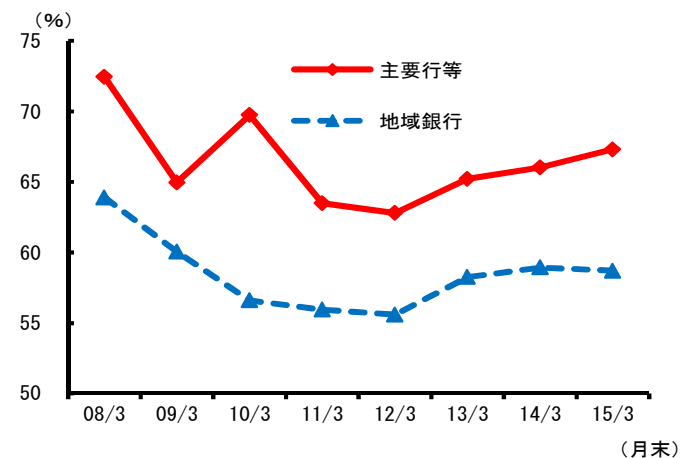
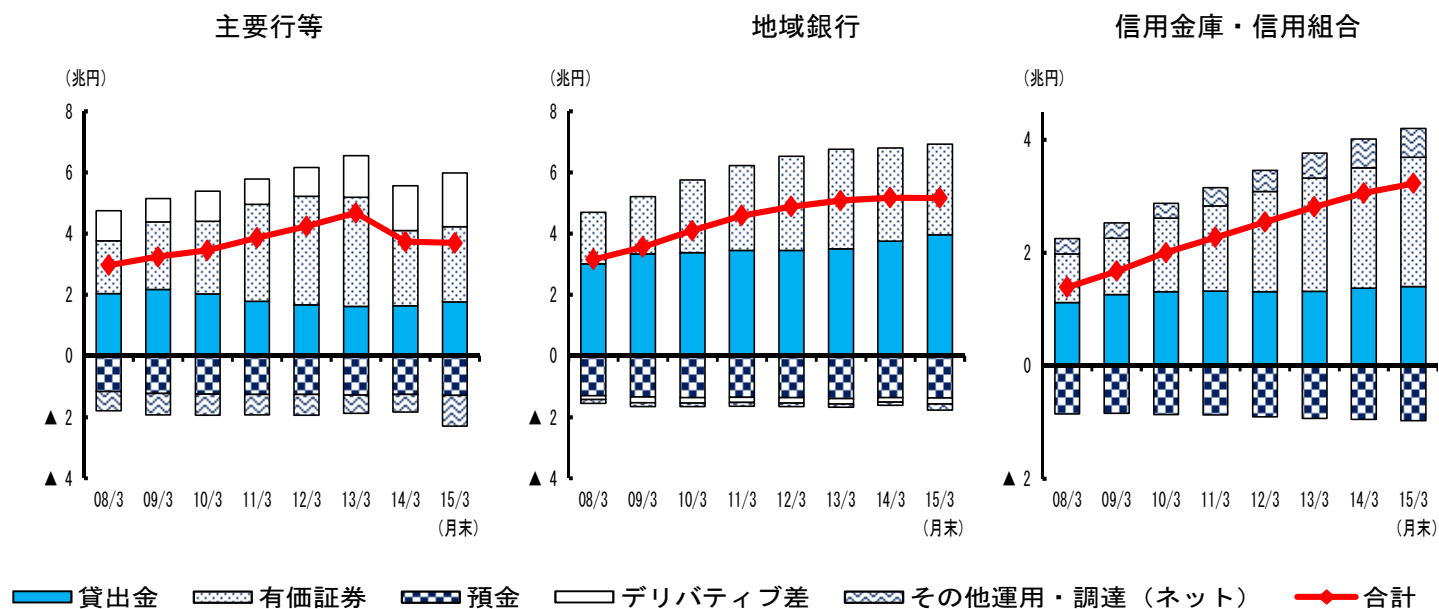
預金取扱金融機関の決算



- 円金利リスクは、主要行等・地域銀行は足下横ばい。信用金庫・信用組合は、有価証券の平均残存年数が幾分長期化し、上昇傾向。
- 貸倒引当率は、企業倒産が減少する中であって、将来のリスク顕在化に備えた引当方法の見直しを行う先もみられ、総じてみれば概ね横ばい。
- 円金利リスクの管理等が重要。

円金利リスク指標

貸倒引当率



(注) 破綻懸念先債権Ⅲ分類額に対する貸倒引当率。
(資料) 金融庁

(注) 金利がパラレルシフトで1%上昇したと仮定した場合における現在価値 (Net Present Value) の変化の動向を示す。
(資料) 金融庁

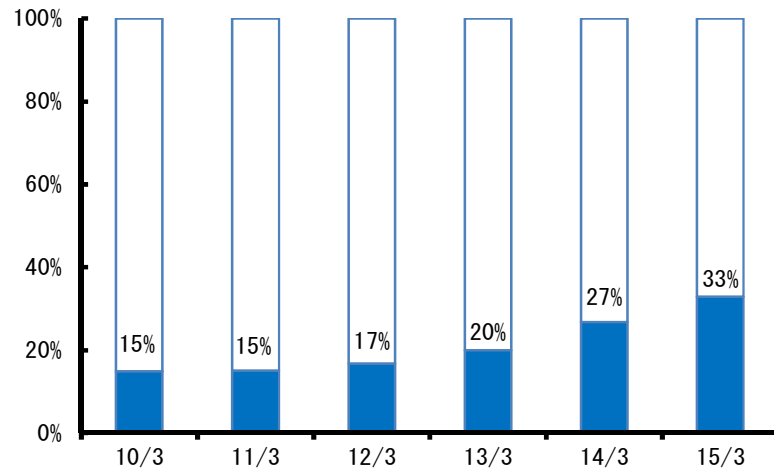
3. 3メガバンクグループ

3メガバンクグループの海外業務、株価変動リスクについて水平的レビューを実施。

(1) 海外業務

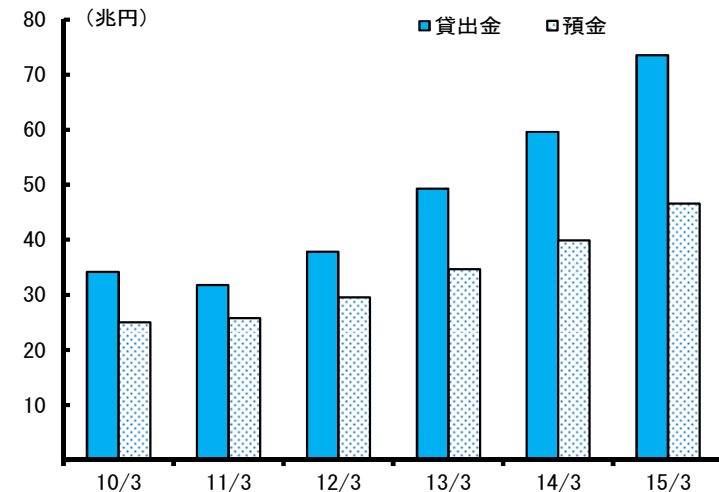
- 海外業務は、外貨貸出を中心に引き続き積極的に拡大（特にアジア）。
- 外貨建貸出の急速な増加に応じた、安定的な外貨調達や外貨流動性リスク管理の高度化等が重要。
- 海外の業容拡大に見合う、グローバルガバナンスの高度化、与信管理の強化、コンプライアンス要員などのローカル人材の確保・育成が課題。

国際部門収益の推移



(注) MUFGIはFG営業純益、SMFGIは銀行連結業務純益、MHFGIは銀行業務純益に占める国際部門の割合。
(資料) 各社公表資料

外貨貸出金・預金

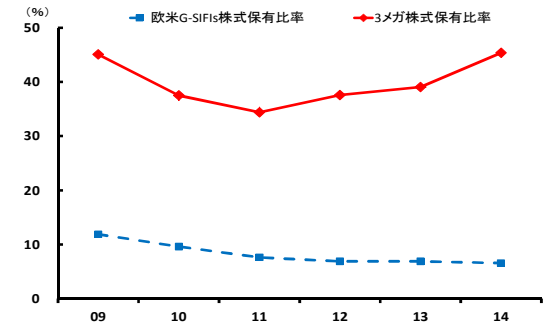


(注1) 海外貸出金については、MUFGIは海外業務部門の貸出金平残（銀行と信託の合算）、SMFGIは国際業務部門の貸出金平残（銀行）、MHFGIは国際部門の貸出金平残（銀行）
(注2) 外貨建預金については、MUFGIは国際業務部門の預金平残（銀行）、SMFGIは社内管理ベース海外預金等残高（銀行）、MHFGIは社内管理ベースの外貨顧客性預金残高（銀行）。また、SMFGとMHFGは1ドル100円として円貨に換算。
(資料) 各社公表資料

(2) 株価変動リスク

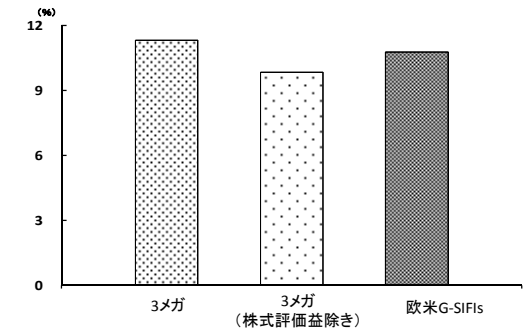
- 3メガバンクグループは、欧米G-SIFIsに比べ、政策保有株式の自己資本に対する保有割合が高く、株価下落時の自己資本に及ぼす影響は無視できない状況。
- 現状の自己資本は、欧米G-SIFIsに匹敵する充実度であるが、これには保有株式の含み益が寄与。
- 過去には、経済・市況の悪化が株価下落等を通じて、金融機関の財務状況にも影響を与え、金融機能の十分な発揮を制約した経緯（プロシクリカリティの発生）。
- 経済・市況の変動に対する耐性を高め、困難な時期における企業の経営支援ニーズの高まりにも十分対応できるよう、株価変動リスクの縮減を含め財務基盤のさらなる強化が必要。

株式保有比率(欧米との比較)



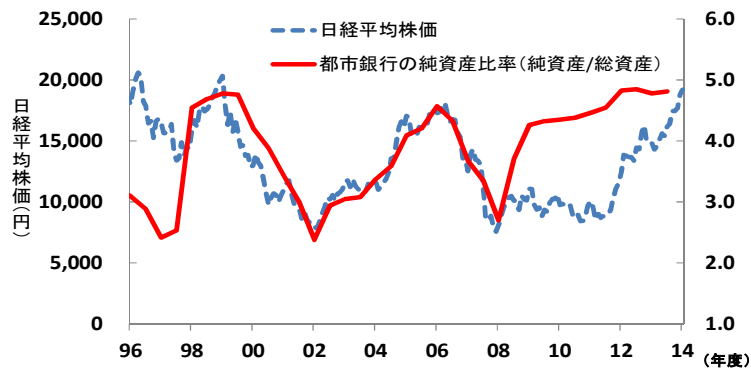
(注) 株式保有比率: 株式保有残高(時価) ÷ Tier1(各期末時点)
 (資料) 各社公表資料

普通株式等Tier1比率(欧米との比較)



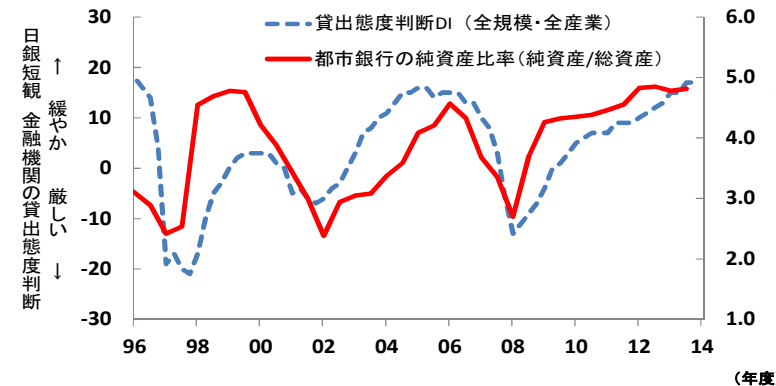
(注1) 普通株式等Tier1比率は、完全実施ベースによる試算値(2014年度末、一部の欧米G-SIFIsを除く)
 (注2) 株式評価益除きの普通株式等Tier1比率は、その他有価証券で時価のある内国株式の評価益がゼロとなる場合の試算値。
 (資料) 金融庁、各社公表資料

日経平均株価と純資産比率



(資料) Bloomberg、全国銀行協会

貸出態度判断と純資産比率



(資料) 日本銀行、全国銀行協会

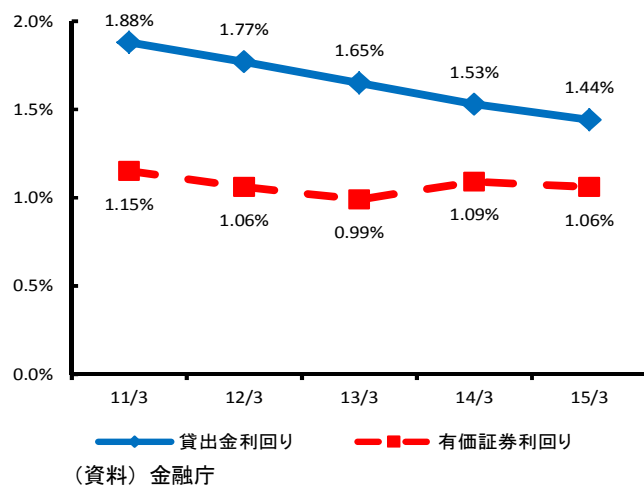
4. 地域銀行

(1) ビジネスモデルの中長期的な持続可能性

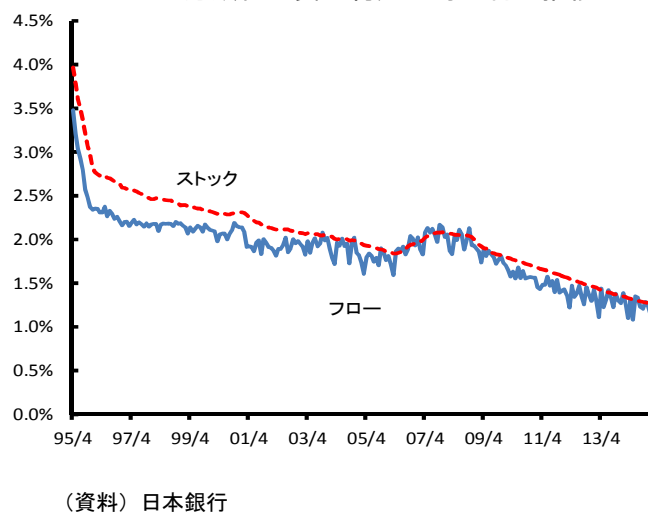
人口の減少等が予想される中、5～10年後を見据えた中長期的に持続可能なビジネスモデルの構築について、モニタリングを実施。

- 貸出金利回りの低下により、貸出に関する収益性は全体として低下が継続。一方、有価証券運用が経営に及ぼす影響は増加傾向。
- 金利低下に応じ、比較的利回りの高い貸出が順次償還され、低金利の新規貸出に置き換わる傾向。この傾向が続くと仮定し将来（2018年3月期）の経常利益を機械的に試算すると、2割程度の地域銀行が現状（2014年3月期）の半分以下の水準に。
- 貸出金利回りの低下幅は銀行によって差異。ビジネスモデルの違いにより相応の金利水準を維持している銀行もある。

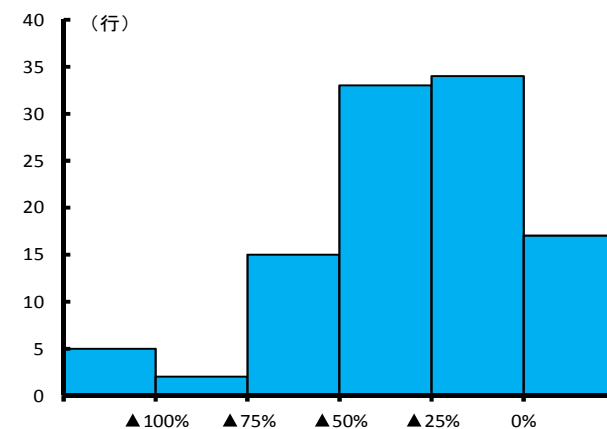
地域銀行の貸出金利回り等の推移



地方銀行の貸出約定平均金利の推移



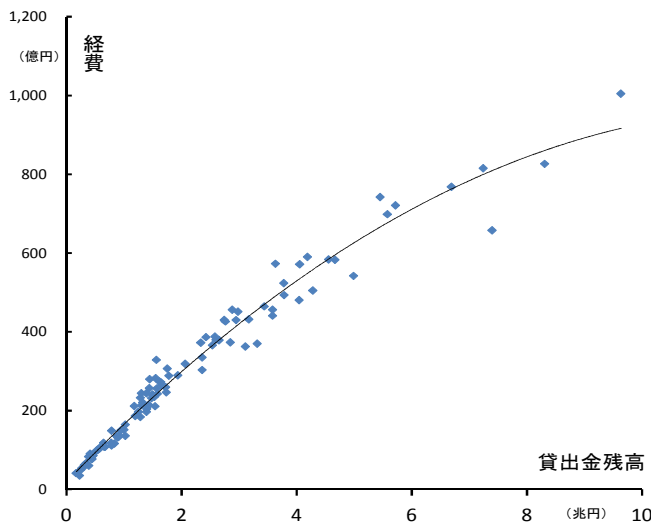
地域銀行の経常利益の増減率※の分布（試算）



※試算値（2018/3）の実績値（2014/3）に対する増減率（資料）金融庁

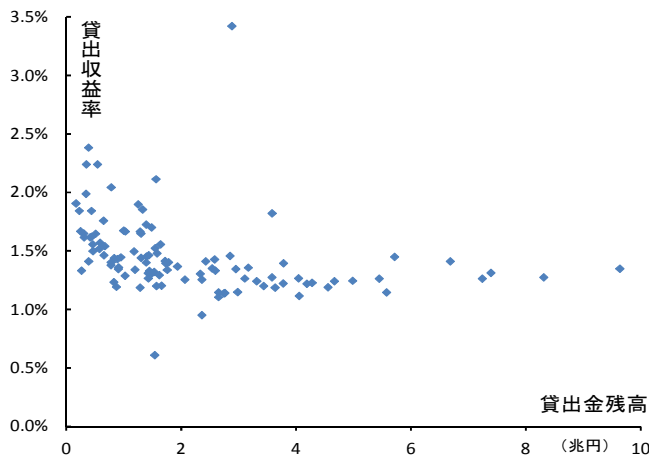
- 一 貸出規模と経費は強い相関関係にあり、かつ、規模の利益が作用。
一方、貸出規模と貸出収益率の関係をみると、比較的規模が小さい銀行において、収益率の分布に広がり。
- 一 規模の利益を指向する経営戦略がある一方、規模の拡大によらず、ビジネスモデルで差別化を図る経営戦略もある。

地域銀行の貸出金残高と経費の関係



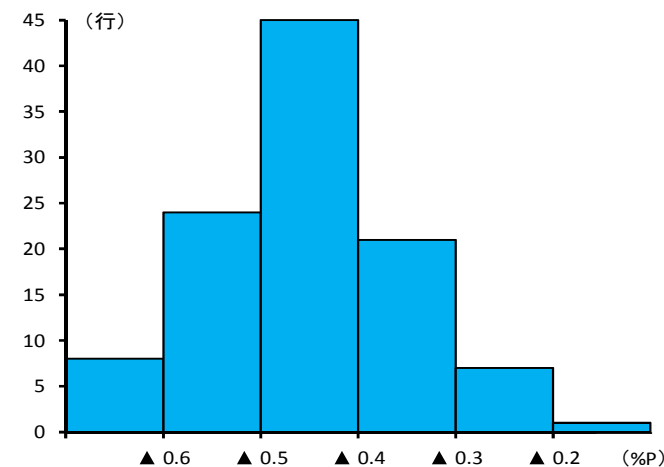
(注) 15年3月期。貸出金は平均残高
(資料) 金融庁

地域銀行の貸出金残高と
貸出収益率の関係



(注) 貸出収益率
= (貸出金利息 - 貸出金引当繰入額 - 貸倒償却) ÷ 貸出金残高
15年3月期。貸出金は平均残高
(資料) 金融庁

地域銀行における貸出金利回りの
変化幅の分布状況 (11/3~15/3)



(資料) 金融庁

(2) 事業性評価

企業の事業内容や成長可能性などの適切な評価（事業性評価）を踏まえた解決策の検討・提案、実行支援をどのように行っているかについて議論。

- 一 事業性評価について、経営陣の強力なコミットメントの下、経営戦略と一貫性のある施策の立案、管理態勢の構築、営業現場への浸透、といった銀行全体として組織的に取り組んでいる好事例も確認。

(事例1)

数値目標の達成度ではなく、営業の実行プロセスに主眼を置いて、営業店の業績評価を行う仕組みを構築した事例。

従来の数値目標が、営業姿勢を短期的な成果追求の方向に傾斜させ、必ずしも顧客の側に立った営業、顧客を理解することにつながっていないと自己分析。

一部営業店で、よりプロセス（営業店の担当者が顧客の事業を理解し、顧客の課題を見つけて適切な解決策を提案しているかといった点）を重視して評価するようにしたところ、結果として、数値目標も達成。

こうした成果を踏まえ、この取組を全営業店に拡大。

(事例2)

取引先の事業性評価の必要性を営業現場が認識し、そのための事業性評価手法を自ら開発した事例。

地元主力産業から絶対に逃げないという経営方針を掲げ、それを実現するために、取引先の事業性評価の必要性を営業現場が認識。次のような事業性評価手法を自ら開発。

- ① 取引先の経営計画の策定支援にあたり、100～1,000項目の定性面に着目した専門的なヒアリングの実施。
- ② 取引先とのコミュニケーションツールとして活用するための簡易な定性面のヒアリングの実施。
- ③ 地域経済への影響が大きい主力産業の裾野企業群の定性分析。

5. 取締役会の機能発揮

改正会社法や「コーポレートガバナンス・コード」等を踏まえ、取締役会の構成、社外取締役の導入・機能発揮状況等について検証。

- ー 3メガバンクグループを中心に大手金融機関では、取締役会の適切な機能発揮に向けた動き。
 - ・ 経営上の重要事項について取締役会における議論の充実。
 - ・ 社外取締役の増員、社外取締役へのサポートの充実。
 - ・ 社外取締役が過半数を占める指名委員会等における審議の充実（求める人材像の明確化、経営トップ等の後継者計画の検討）。

- ー 地域銀行においては、ガバナンスの向上に向けて以下の取組が重要。
 - ・ 社外取締役の意見に真摯に耳を傾けて経営に反映させようとするトップの姿勢。
 - ・ 経営課題の克服に資する専門性や経験・知見を有した社外取締役の選任。
 - ・ 地方には社外取締役の人材が少ないとの認識が根強い中で、期待する役割の明確化や社外の人的ネットワークの活用など、選任に当たっての工夫。

6. 投資運用業者の運用態勢

資産運用等に携わる金融機関が、その役割・責任（フィデューシャリー・デューティ）を十全に果たしているかとの観点から、ガバナンス、商品開発、人材育成等について検証。

- 一 日系の投資運用業者の多くが販売会社の系列会社として設立。そのため、投資運用業者は販売会社と強い結びつき。
 - ・ 社長、取締役、監査役の多くが系列の販売会社出身。
 - ・ 系列の販売会社経由で販売された投資信託の比率が高い状況。
 - ・ 商品開発のプロセスにおいて、顧客ニーズの調査や商品設計などで販売会社が関与。
- 一 販売会社にとって売りやすい投資信託や、高い販売手数料を得られる投資信託の提供が少なからずみられる。
- 一 顧客の利益に真に適う商品が組成されるよう、経営の独立性確保に向けた取組（資産運用業務に精通したプロフェッショナル人材の経営陣への登用、独立社外取締役選任などの牽制機能強化等）に期待。

7. 投資信託販売態勢

顧客の中長期的な資産形成を支援する勧誘・販売態勢を構築する観点から、経営目標や業績評価の在り方、営業推進態勢、販売手数料体系について検証。

- 「安全性の高さ」を重視する顧客が多い一方、実際の売れ筋商品はリスクの比較的高い商品が主流。販売会社の中には、分散投資を推奨すべく、コンサルティング営業に注力し、バランス型商品が売れ筋に挙がる先もある。
- 手数料に不満を持つ顧客が多い一方、販売手数料率の平均値は年々上昇傾向（複雑な仕組の投資信託販売が増加）。
販売会社は、手数料に見合ったサービスを提供しているか、改めて確認する必要。

日本の売れ筋投資信託（純増ベース）

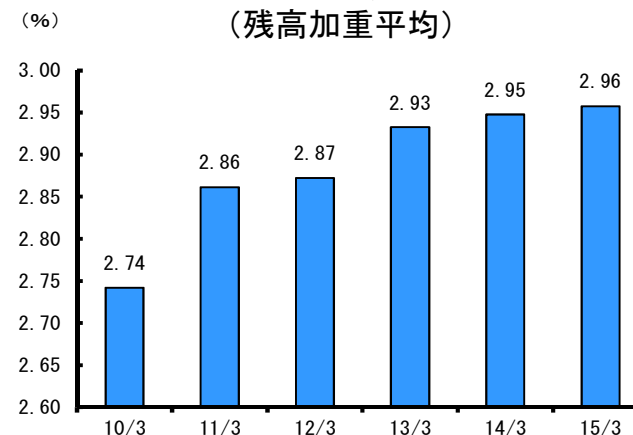
主な投資対象	分配頻度	純増額 (億円)	販売手数料 上限(税込)
国内外の特定セクター株式	年2回	1,049	3.24%
アジア・オセアニア株	毎月	713	3.24%
アジアリート	毎月	568	3.78%
米国リート	毎月	359	3.78%
海外株（通貨選択）	毎月	349	4.32%
新興国債券	毎月	332	3.24%
国内株式（株式や為替のオプション付）	毎月	310	3.24%
新興国株式	毎月	273	3.24%
国内外債券・株式への分散投資	年1回	272	3.24%
海外リート	毎月	252	3.24%

(注1) 2015年3月月間純増額

(注2) 対象投資信託は、3月の新規設定銘柄を除いた公募株式投資信託（ETF等は除く）。

(資料) QUICK

日本の販売手数料率推移
(残高加重平均)



(注) 対象投資信託は、公募株式投資信託（ETF等は除く）。

(資料) QUICK

8. サイバーセキュリティ管理態勢

サイバー空間を取り巻く脅威はボーダレスに進行し、急速に巧妙化。
金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢について検証。

- － 3メガバンクでは、G-SIFIs等の先進的な取組についての調査を踏まえ、管理態勢を整備。単体のみならず、グループ全体としてサイバーセキュリティ管理態勢の実効性を強化していくことが重要。
- － 他の業態についても、金融機関間の情報共有を含め、管理態勢の高度化を図っていくことが重要。
- － 具体的には、情報の重要度に応じた管理、多層防御（入口のみならず、システム内部、出口を含む多段階の対策の組み合わせ）、訓練による攻撃に対する初動対応の習得が重要。
- － サイバー攻撃の手口は常に進化しており、経営陣の積極的な関与の下での不断の取組が必要。

本概要で使用される金融機関の分類の定義

- ・ **預金取扱金融機関**：国内銀行、その他の銀行、シティバンク銀行、SBJ銀行、信用金庫、信用組合
- ・ **国内銀行**：都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行
- ・ **都市銀行**：みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行
- ・ **主要行等**：みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行
- ・ **3メガバンクグループ**：みずほフィナンシャルグループ（MHFG）、三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）、三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）
- ・ **G-SIFIs**：本概要は3メガバンクグループを除いた海外のG-SIBs ※を指す。 ※グローバルなシステム上重要な銀行
- ・ **地域銀行**：地方銀行、第二地方銀行、埼玉りそな銀行

「オフサイト検査モニター」の集計結果について

概 要

- ◇ 金融庁では、「金融検査に関する基本指針」の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、検査モニターを実施しています。
- ◇ 検査モニターには、検査局や財務局の各幹部が検査先の金融機関へ赴き、検査の実施状況などについて直接ご意見を伺う「オンサイト検査モニター」と、それを補完するものとして、アンケート方式によりご意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」とがあります。
いずれの検査モニターも、金融機関から金融検査に対する忌憚のないご意見を伺うことのできる有用な機会であると考えています。
- ◇ 今般、平成 25 検査事務年度に実施した検査に関する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果を取りまとめましたので、公表いたします。

アンケート要領

- ◇ アンケートは、以下の2種類について、「1(妥当)」「2(概ね妥当)」「3(あまり妥当ではない)」及び「4(妥当ではない)」の4肢択一方式で回答していただくものです。
 - <アンケート①> 検査執行状況等に関する事項
 - <アンケート②> 検査結果通知に関する事項

(参考) 対象先、回収率

<アンケート①>

対象先: 251 先 (25 年 7 月以降 26 年 6 月末日までの間に立入検査を終了した先)

回収率: 100.0% (251 先)

<アンケート②>

対象先: 268 先 (25 年 7 月以降 26 年 6 月末日までの間に検査結果を通知した先)

回収率: 99.3% (266 先)

アンケート①結果(総括)

アンケート結果(別紙参照)は、項目全体として、「1(妥当)」とする割合が 66.9%(前事務年度 65.8%)、「2(概ね妥当)」とする割合が 31.8%(同 32.5%)となりました。

また、「1」と「2」を合わせた割合は 98.7%(同 98.3%)となりました。

アンケート①結果(項目ごとの状況)

アンケート結果を項目別にみると、29 項目の全てにおいて「1(妥当)」と「2(概ね妥当)」を合わせた割合が 90%を超えています(「3(あまり妥当ではない)」と「4(妥当ではない)」を合わせた割合が 10%未満)。

「3」と「4」を合わせた割合が高い項目は、以下のとおりとなっています。【割合が高い順に5項目記載】

- ◇ 「検査の時期」・・・「3」と「4」を合わせた割合 9.6%(前事務年度 12.8%)
金融機関から、「検査の時期が決算期や株主総会などの繁忙期と重なり負担感を感じた」などの意見がありました。
- ◇ 「資料の提出期限の設定に当たっての配慮」・・・4.4%(3.3%)
金融機関から、「準備すべき資料に対して、資料の提出期限が短く事務負担であった」などの意見がありました。
- ◇ 「検査期間」・・・3.2%(4.0%)
金融機関から、「金融機関の規模・特性に比べて、検査期間が長かった」などの意見がありました。
- ◇ 「執務時間の考慮」・・・2.4%(4.5%)
金融機関から、「検査官の退出時間が遅い日が多く、考慮が不足していた」などの意見がありました。
- ◇ 「準備期間」・・・2.4%(2.0%)
金融機関から、「予告から立入開始までの期間が短かった」などの意見がありました。

これらのご意見に対しては、

- ・ 検査日程や資料の提出期限等の設定に当たり、金融機関の負担にできるだけ配慮するとともに、
 - ・ オンオフ一体のモニタリングを進めていく中で、事前分析を充実させることにより、金融機関の規模・特性等を踏まえた一層メリハリのあるモニタリングを実施していくこととし、
- 内部研修等の機会を通じて本庁検査官や各財務局に対する指導を徹底してまいります。

自由記載欄におけるご意見について

- ◇ 自由記載欄におけるご意見については、以下のような内容が寄せられています。
 - ・ 金融モニタリング基本方針の策定について、「モニタリング手法の見直しの方向性は適切」など評価する意見が6先からあり、「具体的な運用方法を早期に確定させてほしい」など改善を求める意見が2先からありました。

- ・ 検査マニュアルについて、「内部管理態勢の構築やリスクカテゴリー毎の着眼点を把握する上で、役立っている」など評価する意見が 23 先からあり、「規模・特性を踏まえ、一層弾力的なものにしてほしい」など改善を求める意見が 10 先からありました。
- ・ 検証範囲や資料の提出等について、「検証範囲や深度が、規模・特性を踏まえ適切だった」、「内部資料の活用で、事務負担が軽減されていた」など評価する意見が 34 先からあり、「金融モニタリング基本方針に基づく検査の進め方が不明瞭」、「提出資料の準備に負担を感じる」など改善を求める意見が 23 先からありました。
- ・ 双方向の議論等について、「双方向の議論の中で、様々な有効な方策が示された」、「本質的な改善に繋がる原因分析ができた」など評価する意見が 59 先からあり、「双方向の議論について若干時間が不足していた」など改善を求める意見が 12 先からありました。

アンケート②結果(検査結果通知書について)

アンケート結果を項目別にみると、「通知書の内容」については、「1(理解しやすい)」とする割合が 81.6%(前事務年度は 70.4%)、「2(概ね理解しやすい)」とする割合が 18.4%(同 28.0%)となり、「1」と「2」を合わせた割合は、100%(同 98.4%)となりました。

また、「通知書の交付までの期間」については、「1(適当)」とする割合が 78.9%(同 74.2%)、「2(概ね適当)」とする割合が 18.8%(同 23.9%)となり、「1」と「2」を合わせた割合は、97.7%(同 98.1%)となりました。

終わりに

検査局では、検査モニターにおいて寄せられた種々のご意見を踏まえ、一層適切な検査の実施に努めてまいります。

各金融機関におかれましては、今後とも検査モニターについての皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

(以 上)

照会先：
検査局総務課検査モニター・意見申出係
Tel: 03-3506-6000(内線 2771、2530)

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート式①)

別紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態	回答割合
検査運営	1 準備期間	1 妥当なものであった	151	60.6
		2 概ね妥当なものであった	92	36.9
		3 あまり妥当なものではなかった	6	2.4
		4 妥当なものではなかった	-	-
		5 未回答	2	-
	2 検査期間	1 妥当なものであった	145	58.2
		2 概ね妥当なものであった	96	38.6
		3 あまり妥当なものではなかった	8	3.2
		4 妥当なものではなかった	-	-
		5 未回答	2	-
	3 検査の時期	1 適切なものであった	131	52.6
		2 概ね適切なものであった	94	37.8
		3 あまり適切なものではなかった	24	9.6
		4 適切なものではなかった	-	-
		5 未回答	2	-
	4 執務時間の考慮	1 考慮されたものであった	152	60.6
		2 概ね考慮されたものであった	93	37.1
		3 あまり考慮されていなかった	6	2.4
		4 考慮されていなかった	-	-
		5 未回答	-	-
5 検査官人員数	1 適当なものであった	199	79.3	
	2 概ね適当なものであった	50	19.9	
	3 あまり適当なものでなかった	2	0.8	
	4 適当なものではなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
小計	1	778	62.3	
	2	425	34.0	
	3	46	3.7	
	4	-	-	
	5	6	-	
検査重要事項等	6 重要事項等の説明	1 十分理解できた	218	86.9
		2 概ね理解できた	33	13.1
		3 一部で分かりにくいところがあった	-	-
		4 分かりにくかった	-	-
		5 未回答	-	-
資料の提出	7 資料の提出方法 (既存資料の活用等)	1 十分活用できた	105	41.8
		2 概ね活用できた	141	56.2
		3 あまり活用できなかった	5	2.0
		4 活用できなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	8 資料の作成内容	1 全て検査内容に応じたものであった	143	57.0
		2 概ね検査内容に応じたものであった	108	43.0
		3 あまり検査内容に応じたものではなかった	-	-
		4 検査内容に応じたものではなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	9 資料の提出期限の設定に当たっての 事務負担への配慮	1 十分配慮したものであった	105	41.8
		2 概ね配慮したものであった	135	53.8
		3 あまり配慮されなかった	11	4.4
4 配慮されなかった		-	-	
5 未回答		-	-	
小計	1	353	46.9	
	2	384	51.0	
	3	16	2.1	
	4	-	-	
	5	-	-	
実地調査	10 資料の提出を求める際の承諾	1 必ず承諾を得ていた	158	89.3
		2 概ね承諾を得ていた	19	10.7
		3 一部承諾を得ていなかった	-	-
		4 承諾を得ていなかった	-	-
		5 未回答	74	-
	11 業務に関係ないものに係る閲覧等	1 業務に関係ないものについての閲覧等は、一切求められなかった	172	96.1
		2 業務に関係ないものについての閲覧等は、ほとんど求められなかった	6	3.4
		3 業務に関係ないものについての閲覧等を一部求められた	1	0.6
		4 業務に関係ないものについての閲覧等を求められた	-	-
		5 未回答	72	-
	12 責任者等の立会い	1 必ず立会いの下で行われた	163	95.3
		2 概ね立会いの下で行われた	8	4.7
		3 一部立会いの下で行われなかった	-	-
4 立会いは行われなかった		-	-	
5 未回答		80	-	
小計	1	493	93.5	
	2	33	6.3	
	3	1	0.2	
	4	-	-	
	5	226	-	

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート式①)

別紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態	回答割合
検査の執行状況等	13 内部監査を前提とした検査の実施	1 行われた	176	70.1
		2 概ね行われた	70	27.9
		3 あまり行われなかった	5	2.0
		4 行われなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	14 重要なリスクに焦点をあてた検証	1 行われた	180	71.7
		2 概ね行われた	71	28.3
		3 あまり行われなかった	-	-
		4 行われなかった	-	-
		5 未回答	-	-
	15 検査マニュアルの機械的・画一的な運用	1 実態を踏まえ、柔軟に対応していた	163	65.7
		2 概ね実態を踏まえた対応であった	81	32.7
		3 一部で機械的・画一的な運用が認められた	4	1.6
		4 機械的・画一的な運用であった	-	-
		5 未回答	3	-
	16 マニュアル別冊(中小企業融資編)に基づいた検証	1 別冊に基づいた検証であった	127	67.2
		2 概ね別冊に基づいた検証であった	62	32.8
		3 一部で別冊に基づかない検証があった	-	-
		4 別冊に基づかない検証であった	-	-
		5 未回答	62	-
	17 検証にあたっての双方向の議論	1 行われた	185	73.7
		2 概ね行われた	64	25.5
		3 あまり行われなかった	2	0.8
		4 行われなかった	-	-
		5 未回答	-	-
18 深度ある原因分析・解明	1 行われた	166	66.1	
	2 概ね行われた	85	33.9	
	3 あまり行われなかった	-	-	
	4 行われなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
19 根拠の提示	1 十分根拠が示された	157	62.5	
	2 概ね根拠が示された	91	36.3	
	3 一部で根拠が示されないところがあった	3	1.2	
	4 根拠は示されなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
20 より高い水準の内部管理態勢構築に向けた改善点の明示	1 明確に示された	173	68.9	
	2 概ね明確に示された	78	31.1	
	3 あまり明確に示されなかった	-	-	
	4 明確に示されなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
21 金融機関の主体的・能動的な経営改善に向けた取組みに資する検査	1 資するものであった	172	68.5	
	2 概ね資するものであった	79	31.5	
	3 あまり資するものではなかった	-	-	
	4 資するものではなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
22 検証結果に関する真の理解(「納得感」)	1 十分納得のいくものであった	141	56.2	
	2 概ね納得のいくものであった	107	42.6	
	3 一部で納得のいかないところがあった	3	1.2	
	4 納得のいかないものであった	-	-	
	5 未回答	-	-	
23 前回検査との比較	1 同一の目線で検査が実施された	107	50.2	
	2 概ね同一の目線で検査が実施された	103	48.4	
	3 一部、合理的でない目線の違いが認められた	2	0.9	
	4 全く異なる目線で検査が実施された	1	0.5	
	5 未回答	38	-	
24 検査官の態度	1 常に穏健冷静な態度であった	178	70.9	
	2 概ね穏健冷静な態度であった	72	28.7	
	3 あまり穏健冷静な態度ではなかった	1	0.4	
	4 穏健冷静な態度ではなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
25 検査を実施する上での知識	1 十分有していた	163	64.9	
	2 概ね有していた	88	35.1	
	3 あまり有していなかった	-	-	
	4 有していなかった	-	-	
	5 未回答	-	-	
小計	1	2,088	66.1	
	2	1,051	33.3	
	3	20	0.6	
	4	1	0.0	
	5	103	-	

オフサイト検査モニター集計結果
(アンケート式①)

別紙

(単位:件数、%)

区分	アンケート項目	回答内容	全業態	回答割合
エグジットミーティング	26 金融機関側の認識の一致及び相違の確認	1 十分確認できた	190	78.5
		2 概ね確認できた	51	21.1
		3 一部で確認できないところがあった	1	0.4
		4 確認できなかった	-	-
		5 未回答	9	-
オンサイトモニター	27 実施時期	1 適当な時期であった	183	73.2
		2 概ね適当な時期であった	63	25.2
		3 あまり適当な時期ではなかった	4	1.6
		4 適当な時期ではなかった	-	-
		5 未回答	1	-
	28 オンサイトモニターの実施について	1 全件実施すべきである	190	75.7
		2 金融機関の希望により実施すべきである	61	24.3
		3 実施すべきではない	-	-
		4 未回答	-	-
		5 未回答	-	-
小計		1	373	74.5
		2	124	24.8
		3	4	0.8
		4	-	-
		5	1	-
検査評定制度	29 評定結果及びそれに至る過程など全体的な印象について	1 十分納得のいくものであった	94	55.3
		2 概ね納得のいくものであった	75	44.1
		3 一部で納得のいかないところがあった	1	0.6
		4 納得のいかないものであった	-	-
		5 未回答	81	-
合 計		1	4,587	66.9
		2	2,176	31.8
		3	89	1.3
		4	1	0.0
		5	426	-

(注)「回答割合」は未回答分を分母に含めずに算定している。

資料 18-4-1

意見申出実績

○ 申出機関数

(平成27年6月末現在)

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～23 事務年度	22	10	2	5	2	41
24 事務年度	0	0	0	0	0	0
25 事務年度	0	0	0	0	0	0
26 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	22	10	2	5	2	41

(注1) 事務年度は7月～翌年6月(検査実施日ベースで計上)

(注2) その他：前払式証票発行者・抵当証券業者・信用保証協会・火災共済協同組合・政策金融機関等

○ 申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～26 事務年度合計	24 事務年度	25 事務年度	26 事務年度
預金等受入金融機関	345	0	0	0
評価段階	5	0	0	0
経営管理(ガバナンス)態勢 —基本的要素—	0	0	0	0
金融円滑化編	0	0	0	0
法令等遵守態勢	18	0	0	0
顧客保護等管理態勢	1	0	0	0
統合的リスク管理態勢	0	0	0	0
自己資本管理態勢	5	0	0	0
信用リスク管理態勢	7	0	0	0
資産査定管理態勢	302	0	0	0
自己査定	247	0	0	0
うち債務者(債権)区分	180	0	0	0
うち不動産担保評価	30	0	0	0
償却・引当	55	0	0	0
市場リスク管理態勢	2	0	0	0
流動性リスク管理態勢	1	0	0	0
オペレーショナル・リスク管理態勢	4	0	0	0
預金等受入金融機関以外の金融機関	34	0	0	0
法令等遵守態勢	33	0	0	0

その他	1	0	0	0
合計	379	0	0	0
(うち金融機関意見採用)	(161)	(0)	(0)	(0)
※金融機関意見採用率約 42%				

(注) 申出項目については、金融検査マニュアル等に準拠して掲載。



金融モニタリング情報収集窓口

～金融機関の利用者の皆様へ～
金融機関に関する情報の提供をお願いします！

- 金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関に関する情報を広く一般から収集しています。
- 金融庁及び財務局等のウェブサイト（ホームページ）上に掲載されている金融機関に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。金融庁及び財務局等が情報を募集している金融機関一覧は、こちらをクリック。
- また、当該ウェブサイト（ホームページ）上に掲載していない金融機関に関しても、随時情報を受け付けています。これらの金融機関に関する情報をお持ちの方も、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。
- なお、財務局長登録の貸金業者（注）に関しても、常時、金融モニタリング情報収集窓口において、情報を受け付けています。「登録貸金業者情報検索入力ページ」で登録財務局をご確認のうえ、当該財務局等の金融モニタリング情報収集窓口へ情報をご提供ください。財務局等の金融モニタリング情報収集窓口は、こちらをクリック。

（注） 二つ以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む場合には、財務局長登録の貸金業者となります。

金融庁及び財務局等が情報を募集している金融機関／金融モニタリング情報収集窓口

- [金融庁（及び財務局等）](#)
- [北海道財務局](#)
- [東北財務局](#)
- [関東財務局](#)
- [北陸財務局](#)
- [東海財務局](#)
- [近畿財務局](#)
- [中国財務局](#)
- [四国財務局](#)
- [九州財務局](#)
- [福岡財務支局](#)
- [沖縄総合事務局](#)

【注意事項】

- (1) 情報の提供にあたっては、提供者の氏名・連絡先等は記載不要です。
なお、公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらの窓口では受け付けていません。公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらをクリック。
- (2) 金融商品取引業者等の検査については、原則として、証券取引等監視委員会が実施しています。証券取引等監視委員会が実施中の検査等に係る情報提供は、こちらをクリック。
- (3) 情報の内容は、金融機関名・支店名など、できるだけ具体的に記述してください。また、ご提供いただく情報の内容に応じた分類についても、可能な限りご指定ください。「情報の分類一覧」は、こちらをクリック。
- (4) ご提供いただいた情報については、金融モニタリングを実施するに当たって、幅広く活用させていただきます。また、内容に応じ、金融庁他部局及び財務局等へ回付させていただく場合があります。
- (5) ご提供いただいた情報に関する照会や、個別の取引に関する相談・仲裁等には応じることはできませんので、予めご承知おきください。（なお、各金融関係団体には相談窓口が設置されています。各業界団体の連絡先等は、こちらをクリック。）
- (6) 金融機関名は、十分な情報収集を実施するため、一定期間、ウェブサイト（ホームページ）に掲載することとしています。